

平成29年第4回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 平成29年 6月 9日
2. 場 所 西会津町役場

第1. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成29年 6月 9日
2. 閉 会 平成29年 6月15日
3. 会 期 7日間

第2. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 三 留 満	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
2番 薄 幸 一	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
3番 秦 貞 継	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
4番 小 柴 敬	10番 多 賀 剛	
6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫	

2. 不応招議員

- 5番 長谷川 義雄

平成29年第4回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成29年 6月 9日（金）……5～8頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 例月出納検査報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明

平成29年 6月12日（月）……9～53頁

- 日程第1 一般質問（秦貞継、薄幸一、猪俣常三、三留正義、小柴敬）

平成29年 6月13日（火）……55～101頁

- 日程第1 一般質問（伊藤一男、多賀剛、青木照夫、清野佐一）

平成29年 6月14日（水）……103～159頁

- 日程第1 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第2 議案第2号 西会津町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 平成29年度西会津町一般会計補正予算（第1次）
- 日程第7 議案第7号 平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第8 議案第8号 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第9 議案第9号 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第10 議案第10号 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第11 議案第11号 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）

日程第12	議案第12号	平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
日程第13	議案第13号	平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）
日程第14	議案第14号	社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線道路改良工事請負契約の締結について
日程第15	議案第15号	定住自立圏形成協定の締結について
日程第16	議案第16号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第17	議案第17号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第18	議案第18号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第19	議案第19号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第20	議案第20号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第21	議案第21号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第22	議案第22号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第23	議案第23号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第24	議案第24号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第25	議案第25号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第26	議案第26号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第27	議案第27号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第28	議会案第1号	西会津町雪室貯蔵施設条例の一部を改正する条例

平成29年 6月15日（木）……161～184頁

日程第1	報告第1号	平成28年度西会津町繰越明許費繰越計算書
日程第2	報告第2号	喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
日程第3	報告第3号	株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類
日程第4	陳情第1号	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める陳情書
日程第5	意見書案第1号	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
日程第6	常任委員会委員の選任	
日程第7	議会運営委員会委員の選任	
日程第8	常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について	
日程第9	経済常任委員会の継続審査申出について	
日程第10	議会運営委員会の継続審査申出について	
日程第11	議会広報特別委員会の継続審査申出について	
日程第12	議会活性化特別委員会の継続審査申出について	
日程第13	小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について	

平成29年第4回西会津町議会定例会会議録

平成29年 6月 9日 (金)

開 会 10時02分

散 会 10時48分

出席議員

1番 三 留 満	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
2番 薄 幸 一	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
3番 秦 貞 継	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
4番 小 柴 敬	10番 多 賀 剛	
6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫	

欠席議員

5番 長谷川 義 雄

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	玉 木 周 司		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第4回議会定例会議事日程（第1号）

平成29年6月9日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

（議員互助会世話人会）

○議長 ただいまから、平成 29 年第 4 回西会津町議会定例会を開会します。

(1 0 時 0 2 分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

5 番、長谷川義雄君から、本定例会を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告をいたします。このほかの報告について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 ご報告いたします。本定例会に、町長より別紙配付のとおり 27 件の議案及び 3 件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願、陳情は、陳情 1 件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は 9 議員からであり、質問者及び質問の要旨はお手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、6 番、猪俣常三君、9 番、三留正義君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 15 日までの 7 日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 15 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

3月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理した陳情は1件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(10時48分)

平成29年第4回西会津町議会定例会会議録

平成29年 6月12日(月)

開 議 10時00分
延 会 14時35分

出席議員

1番 三 留 満	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
2番 薄 幸 一	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
3番 秦 貞 継	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
4番 小 柴 敬	10番 多 賀 剛	
6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫	

欠席議員

5番 長谷川 義 雄

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	玉 木 周 司		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第4回議会定例会議事日程（第4号）

平成29年6月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 秦 貞継 | 2. 薄 幸一 | 3. 猪俣 常三 |
| 4. 三留 正義 | 5. 小柴 敬 | 6. 伊藤 一男 |
| 7. 多賀 剛 | 8. 青木 照夫 | 9. 清野 佐一 |

○議長 おはようございます。平成 29 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、おはようございます。3 番、秦貞継君です。本日は、町側に対し、事前に通告していた質問内容に沿って、以下の点に関し、質問いたします。町側の明解な答弁をお願いいたします。

最初の質問は、西会津町の教育についてであります。文部科学省も教育は人なりといっているように、子どもを豊に育て、能力を引き出すのは教師の資質であると謳っております。しかし、その教育の方向性を見誤れば、子どもたちの明るい未来に影響を及ぼすことにもなりかねません。本町の未来を担う子どもたちを育てる教育目標について、町の考えをお伺いいたします。

1 つ目として、西会津町が目指す教育の方向性は、また、町独自の教育への取り組みは行っているのでしょうか。

2 つ目として、現在、町は小中一貫教育導入を検討していますが、その進め方や検討の仕方に問題はなかったか。

3 つ目として、今後、町はどのような目標に向かい、教育を進めるのか。

以上をお伺いいたします。

続いての質問は、小学校プールについてであります。小学校プール建設について、以下の点をお伺いいたします。

1 つ目として、プール建設の進捗状況について。

2 つ目として、プールの屋根、水際のスペース、プールの愛称等、建設までに構造を含め、設計を追加検討する考えはないか。

3 つ目として、プール建設に入る前に、どのようなプールを完成させるか、町民への説明を行う予定はあるのか。

以上の点について質問いたします。町側の明解、簡潔な答弁、よろしくお伺いいたします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 3 番、秦貞継議員のご質問のうち、西会津町の教育目標についてお答えいたします。

教育委員会の教育目標は、「心豊かに、知的でたくましい人を育む」であります。知的という言葉に込めた願いは、得た知識を生かし、自ら考え、自ら判断し、自ら行動できるという、これからの社会で必要とされる資質を確実に身に付けて欲しいということを意味しています。

まず、1 点目の西会津町が目指す教育の方向性についてであります。教育目標を実現

するため、小中連携一貫教育ができるよう整備された環境を最大限活かし、小中一貫教育ビジョンに示す、9年間で育みたい児童生徒像、1つは、高い志を持ち、学び続ける児童生徒。2つ目は、違いを理解し、尊重し合う児童生徒。3つ目は、夢を持ち、挑戦し続ける児童生徒。4つ目は、ふるさとを愛し、誇りに思う児童生徒を、教職員、保護者、そして町民が共有し、その実現を図るため、小中連携教育を強化充実させ、制度を活用した小中一貫教育ができる学校をつくることです。

現在は、小中一貫教育導入推進審議会での審議と並行しながら、小中教職員の一体感を醸成し、義務教育9年間の視点を持ち、日々の教育活動の質を高めることに重点をおいた取り組みを進めております。具体的には、校長を除く教職員に兼務辞令の発令。中学校教員の教科指導の専門性を活かした小学校での授業。学校教育専門指導員による授業改善指導及び学校経営の支援。福島大学准教授の指導助言による小中合同でのJRC活動の研究推進等を進めており、さらに11月からは一貫教育の根幹になる教育課程の研究を進めてまいります。

2点目の小中一貫教育導入の進め方や検討の仕方に問題はなかったか、とのおただしであります。今後も改善すべき点は改善を図り、保護者や町民に対して重層的な説明・周知の仕方を工夫し、ご理解をいただきながら一貫教育の実現に向けて取り組んでまいります。

3点目の今後はどのような目標に向かい、教育を進めるのか、とのおただしであります。目標は変わることはありません。

変化が激しい未来に生きる児童生徒を育むため、積み上げてきた教育実践を基盤に、西会津町小中一貫教育ビジョンに示す、小中一貫教育推進の理念をもとに、9年間で育みたい児童生徒像を、教職員や関係者が共有し、自立した社会人として広い世界で活躍できる西会津町の児童生徒を育てる教育実践ができる教育環境をつくることを最大の目標に教育を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 3番、秦貞継議員の小学校プールについてのご質問にお答えいたします。

まず、建設の進捗状況であります。昨年度、基本設計業務を完了し、現在、実施設計業務の発注に向け、鋭意作業を進めているところであります。

次に、町民の声を実施設計に反映させる考えはとのご質問であります。小学校のプールは学習指導要領に示された授業を実施するための施設であることから、整備にあたりましては、文部科学省で定める小学校施設整備指針に基づき、進めることとしております。この指針には、プール本体の整備基準だけでなく、屋根の設置やプールサイドの広さなど、留意すべき事項が示されております。

また、基本設計は、プール検討委員会が出された意見や小学校からの要望なども取り入れて策定したものであることから、今後、この基本設計をベースに実施設計の策定を進めていく計画であります。この実施設計が完了した段階で、広報紙などを利用して町民の皆さんにご報告したいと考えております。なお、小学校に愛称を付ける考え、また、今後、追加の検討をする考えはございませんので、ご理解願います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 まずは、西会津町が目指す教育の方向性と町独自の教育の取り組みについて伺っていきますが、まず、私が考える教育の人間形成の重点的なものというのは、体力とか学力も大事だと思うんですが、やはり、根幹の人間形成が一番大事だと思うんです。

ちょっと質問ですが、道德教育、国でも謳っておりますが、そこら辺は、西会津町は、例えばここをすごく力を入れているとか、個人的な考えですが、田舎は田舎らしさがあると思います。都会は都会らしさがあると思うんですが、こういった西会津町の田舎で育った子は、例えばですけれども、すごく心が澄んでいて、正義感が強くて、地元を愛する地元愛が強くて、素晴らしい人間が育つ場所なんだよな、なんて言ってもらえるような、例えば町独自の取り組みなんかは行っていらっしゃるのでしょうか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えをいたします。

西会津町の教育が目指すもの、先ほどの答弁のなかにもございましたけれども、大きく4点あげております。その4点目に、ふるさとを愛してほしいと、ふるさとが本当に素晴らしいところなんだということをも身をもって感じるような、感じることができるような教育を推進していきたいというふうに思っています。それで、心豊かにという、その教育目標に込めたその言葉は、そういうことを示しております。

そして、それを推進するために、いま小中一緒になったボランティア活動だとか、それから中学生が小学生の面倒をみながら避難訓練、そういうことをやったり、そういうことをやりながら、子どもたちにお互いに思いやる気持ち、それをしっかりと育てていきたいというふうに思っています。

それから、今年度、実は小中一貫教育を進めるにあたって、もう一つ、こんな取り組みをやっています。先生方、小中が合同で、知の一貫チーム、徳の一貫チーム、体の一貫チームというのを新たにつくりまして、それぞれ知、徳、体、バランスの取れた子どもたちを計画的にどういうふうに小中が一体になって育てていったらいいのかということ、いま議論しているところでございます。

そのなかで、心に関係する部分では、一つはやっぱり、児童会、生徒活動、あいさつ運動をしっかりとやっていきたいと思います。それから、児童生徒の交流、小学校、中学校の、これもできる限り進めていきたいと思います。そういうふうな活動をとおして、豊かな心を育てていこうということを日々の教育活動のなかで、できるところからやっていくということで、現在、進めております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 努力されているということなので、それが目に見える形で、ぜひ進めていただきたいと思うんですが、先ほど私も、冒頭のあいさつで申し上げましたが、文部科学省のホームページ、今日の朝も見てきたんですけれども、教育は人なりと、教育を育むのは、その現場で子どもたちを豊かに育てる教員の皆さんなんだと、この方々が、教師の皆さんが、やはり伸び伸びと、先生方も理解したうえで、いい子どもたち、ああ、この町にいる子どもたちはこういうふうに、町も育てたいといっているから、私たちが頑張らなければいけないなと思ってもらえるような環境をつくらなければいけないなと思うんですが、この後

で一貫教育導入、今もちょっとお話もありましたが、一つ心配事がありまして、新聞の記事、ぱっと出てこないですが、民友でしたよね、地域連携協働活動事業（地域学校協働活動事業）に西会津町はモデル校として8町村だったと思いますけれども、ぱっと出てこないですけれども、8町村に選ばれたというか、手を挙げたんだと思いますけれども、8町村でモデル事業をやっていると。今年、JRCの研究指定校に指定されているのはご存じですよね。それで、結局、小中連携教育をやりつつ、兼務命令も出して小中一貫教育の準備もしつつ、JRCの準備もしつつ、地域連携協働活動事業もやりつつ、だいぶ、いま教員の多忙感というのは、これ全国的にも問題になっていますが、現場教員のサポート体制というんですかね、これだけいろんなことを現場にやるように進めて、現場の先生方の負担というのは大丈夫なんですか、結局、先生方が、やはり心に余裕を持って考えられる時間や、ゆとりがあれば、それなりに先生によさも出した子ども教育、要は教育ができると思うんですが、あまりにも内容、がらがらが詰め込んで、これもやって、あれもやってとやったときは、やっぱり自分たちもそうだと思うんですけれども、やっぱりいっぱいいっぱいになっちゃうと、そのしわ寄せというのは、やっぱり出てくると思うんですよ。その人間の外部に出てくると思うんです。教壇に立ったときも出てくると思うんです。その辺のサポート体制というんですかね、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えをいたします。

今年度はJRC活動についての研究指定ということで、これは県の様々な支援をいただきながらやります。この大きな理念は、気付き、考え、行動できる子ども、これを育てていきたいと思います。これは西会津町の小中一貫教育ビジョンのなかに示してある基本的な考え方と全く同じです。これについては、ですから、小中一貫教育、これをこのビジョンに従って進めていく、それと同時に進行していくということによって、より効果があがるというふうに考えております。

そして、なお、これを推進するにあたっては、福島大学の協力を得ながら、先生のご指導を得ながら進めていきます。その組織も5月の25日でしたか、大学の先生においでいただいて、いろいろご指導を受けながら、先生方にいろいろお話をしていただきながら、固めて、もうスタートをしております。

それから、地域協働活動事業でしたか、これについても、西会津町の、実は小中一貫教育の理念のなかに、地域に開かれ、地域とともに児童生徒も成長し続ける教育の実現、これ大きな理念として掲げてあります。学校地域協働事業（地域学校協働活動事業）というのは、地域が一体となって、地域の子どもたちを育てていく、そういうような仕組みをつくりあげていきたいと思います。これについては、中学校に町との窓口になる先生を1人加配していただいております。これは4月1日にもう赴任しております。あと町のほうには、学校との連携を取れるようなコーディネーターを授業のなかで配置していきます。そこを中心に、多くの町の人々の協力を得ながら、進めていくような仕組みを整えていくということになります。

それで、学校側では、新たな大きな負担を強いることのないように、教員を1人加配していただいて、その先生が、いま中学校におりますけれども、小学校も同時にみながら、

その町あげて子どもたちを育てるといような仕組みをつくっていきましょうということでスタートしておりますので、大きなこれは負担になるということは、私はないのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私はそう思いません。やっぱり新しいことやるということは、少なからず、必ず現場の負担につながると思います。いままでと同じで、新しいこと、これだけ3つも4つもプラスして、いままでと同じ負担、先生方に負担がないというのは、私はあり得ないと思います。少なからず、先生方、口にはしないかもしれませんが、負担になっていると思います。ただ、私は楽をして、先生方が負担がないことを優先しちゃって、やらなければいけないことをやらないというのは、これはだめです。私も、やっぱり先生方にも努力していただいて、それを周りもちゃんとサポートして、支援して、地域と学校と、保護者が、ちゃんと三位一体となって、これは同じ方向に向かなければ、素晴らしい教育はできないと思っていますので、そこら辺は、これから質問する一貫教育もそうですけれども、やはり、押し付けるというか、先生方、やれと言え、できないことはないと思うんですけども、もう少し一つずつ着実にやっていったほうがいいのかないかなという気がしています、順番に。

それで、次の質問に移りますが、小中一貫教育の導入に関してなんですけれども、まず一番最初にお伺いします、簡単に。一番最初にこの一貫教育を導入しようと言いだしたのはどちらからですか。誰からと言ったらおかしいと思ったものですから、教育長から小中一貫教育やろうというふうにおっしゃったんですか。要は一番スタートの出どころがどこなのか知りたかったんですが。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

教育委員会のなかで協議をして、そして小中一貫教育を目指そうということでありまして。教育長が独自に決めて進めていく、これは教育委員会制度を考えたときに、それはできないことですので、教育委員会のなかでお話をして、そして統一見解を得ながらスタートをしています。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 教育委員会のなかから、じゃあ教育委員のなかで小中一貫教育やりましょうという意見が出て、それで話し合ったうえで、じゃあ西会津町は導入しましょうという方向に進んだということですね。と理解してよろしいですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えをいたします。

教育委員会に提案をしたのは、教育委員会の事務局を担当している教育長です。私のほうから提案をさせていただきました。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 これに関しては、非常にいろいろ聞きたいことがいっぱいあるんですが、まず、連携教育の成果というのは検証されましたでしょうか。平成27年から西会津小学校、新校

舎に移って、本当に一体型になって、小中連携を進めはじめて、いま平成 29 年度ですから、2年ですか、経ちましたけれども、検証された結果とか、そういうものは、今ありますか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 先生方に平成 29 年の 1 月 30 日ですけれども、これは小中一貫教育推進委員導入審議会でも審議してきましたけれども、アンケート調査を実施しております。その結果については議員もご存じですので、改めて申し上げたほうがよろしいでしょうか。じゃあいくつかいつまで申し上げます。

まず、小中連携はどういう観点から大切だと思えますかという質問ですけれども、これは、先生方の回答は 64 パーセントが、生徒指導上における児童生徒の深い理解のためには、小中の一貫指導、これは必要だというふうに答えております。

成果がどの程度認められるのかということについても、それでは何点かお示ししたいと思います。一つは、教員の指導方法の改善の高まりについてですが、56 パーセントの先生方が、ある程度ありますよというふうに答えております。それから、小中学校が連携した学力の向上、これについては、64 パーセントが、先生方、ある程度効果がみられますと。それから、教職員の 9 年間で子どもを育てる意識の高まり、広がり、これについては、56 パーセントが、ある程度成果が狙えるというふうに答えております。

ただ、小中連携教育、それから一貫教育、目指しているんなことをやっていますが、まだ充実しているとは思わないというふうに答えた先生方が 32 パーセントおります。それから、どちらかといえば充実しているとは思わないというふうに答えた生徒も 48 パーセントおります。

ですから、成果がどの程度みてもらえるかということについては、先ほど示した数値のとおりなんですけど、まだ充実しているとは、先生方は思っていない。これからまだまだやらなければならないことはいっぱいあるだろうというふうに考えておられるというふうにとっております。

それから、いま一体感を、小中の一体感をより強めるために、いろいろなことを合同でやっておりますが、今年の 1 月のアンケートにおいては、相手校同士の取り組みで知りたいことということで、一つは、子ども学力の実態や学習指導方法について知りたい、40 パーセントございます。それから、子どもの生徒指導上における実態や、生徒指導における取組について、やっぱりお互いの校同士で、もっともっと知りたいという先生が 48 パーセントおられます。先生方は、やっぱり少しでも西会津町の子どもたち、教育を充実させていくために、大変なことはいっぱいあっても、それは真剣にやっぱり考えていただいているんだなということを感じております。まだまだ大きな成果として、どうだと言われたら、そういう段階には至っていないというふうに思っています。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 2 年間の小中連携が充実していましたかという質問に対して、要は、まだ充実していませんという答えが 68 パーセントだったということですね、合わせてね。そこだけ確認しておきます。

次なんですけど、町が目指す小中一貫教育の先というのは、9 年制の義務教育学校を見据

えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

議員もご承知のように、小中一貫教育ができる制度としては、学校教育法の改正により、新たにつくられた学校、義務教育学校、これは9年の課程を持つ学校です。もう一つ、これは文部科学省の省令で通知されて一貫教育の仕組みを整えることによってできる小中一貫教育、これは併設型の一貫教育です。

それで、町は教育委員会としては、いまの町の状況、それから学校の教育を見て、一貫教育を、これは一貫教育が必要だという、これは認識は変わりませんが、まず、併設型で一貫教育ができるようにしていきたい。そしてその先に、やっぱり義務教育学校を目指すというのが大きな方向性だというふうに思っています。

なぜかといいますと、義務教育学校は制度として、私は非常に優れていると思っています。どういう面で優れているか、これは1つは、やっぱり教職員の人事です。義務教育学校は小学校、中学校、両方の免許を持つ教員を配置するというのが原則です。ですので、それを強く県の教育委員会にも要望していくことができます。それから、先生方の2つ目は意識だと。それは1つの学校だという意識を確実に持っていただける。そしてあとは、教育活動の継続性、安定性ですね、1つの組織ですから。これはしっかりとできる。併設型もある程度はできると思います。ですが、やっぱり一番の課題は、やっぱり人事面の課題ではないかなというふうに私は思っています。小中全体を見ながら、それぞれ別々の形で先生方の配置を考えていかなければならないということです。そこが大きなところというふうに思います。

それから、小学校、中学校がそのまま残りますので、やっぱり新しく赴任してこられた先生方に一貫教育を進めているという、そこをしっかりと理解していただきながら、西会津の小学校、中学校での指導をしていただくと、そのところがやっぱり課題になってくるのかなというふうに思っています。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 要望できるということですね、必ず来るわけではなく。いまでもそうですけれども、その人事の配置というんですかね、配分を行うのは福島県ですよ。そこだけ確認しておきます。

次の質問に移ります。これ、いまのような説明、小中一貫校を目指しますとか、義務教育学校というのはこういうものですよという説明を、保育園、要は次、来年、小学校にあがりますよという子どもたちの親御さんや、例えば来年、再来年にあがる保護者さんたちに説明するような機会は設けましたか。もし設けているのであれば、何回行ったか教えてください。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

こども園に対しては、まだ保護者に対して説明はしておりません。担当部署のほうと相談しながら、これから進めていきたいなというふうに思っています。ただ、なかなか保育園のほうでは保護者の皆さまが一堂に会する機会というのは、それほど取れないというこ

とですが、何とかそこを工夫してできないかどうか相談しながら、少なくとも年長さんに対しては進めていきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの質問で、もう一つだけお答えしたいのがありますが、議長よろしいでしょうか。

○議長　どうぞ。

○教育長　それは県の教育委員会ですけれども、平成 30 年度から小中学校の大規模校と義務教育学校という言葉が出てきていますけれども、そこには、副校長を 7 名配置するというふうに、来年度の方針としてしっかりと決めております。それから主幹教諭、これは教頭先生と普通の職員の間立つ教諭ですけれども、これについても、平成 30 年度から全県で 19 名配置すると、で、以降、少しずつ増やしていくというような方針をきちんと出していきます。これは県のほうも、一貫教育についてしっかりと考えてきているという、一つの現れかなというふうに感じています。

以上です。

○議長　3 番、秦貞継君。

○秦貞継　この小中一貫教育導入、もしくは義務教育、その先に目指すものはどういう学校なのかというものを、以前の、去年のいまの 6 月議会で私も質問したんですが、保護者の理解は、私は絶対に必要だと思うんですが、町はどのようにお考えですか。

○議長　教育長、新井田大君。

○教育長　お答えいたします。

学校教育の質を高めていく、そのために必要なものというのは、1 つは先生方です。日々の学校教育を直接、児童生徒に対して責任を持って進めております先生方です。それからあとは、それを支援していただく保護者の皆さま。これも大切な、大切な要件の 1 つです。それから、いろんな施設設備だとか、環境整備、これを進めていくうえでは、町、それから教育委員会、非常に大きな役割を果たしているというふうに思っています。それからしともう 1 つは、やっぱり福島県全体の方向性だと思います。それから国の方向性でもあると思っています。

○議長　3 番、秦貞継君。

○秦貞継　私いま、保護者の理解が必要だと思いますが、必要ないかどうか、あるか、教えていただいてもよろしいですか、もう一度聞きます。

○議長　教育長、新井田大君。

○教育長　保護者の理解は、私は必要だと思っています。

○議長　3 番、秦貞継君。

○秦貞継　これ例えばですけれども、これから、私もそう思います。絶対に必要だと思えます。先に言うておきますが、保護者に理解を得られたという判断が必ず必要になってくると思えます。先に言うておきますが、例えば、何回会議をやったから大丈夫とか、何回出向いたから大丈夫というのは、私は絶対にあり得ないと思えます。ちゃんと判断されたという答えをいただかなければ、理解というのは、目に見えないものですから、ちゃんとそれは回数だけで判断するということは絶対に行ってほしくないと思えます。これだけは釘を刺して言うておきます。

それで、そういった場合、じゃあ何をもって保護者の理解を得られたと判断するとお考えですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 判断は、保護者の皆さまといろんところで、これからも説明をさせていただいたり、お話をする機会ができるように進めてまいりたいと思いますが、そういうそのことを通して、保護者のご理解が得られたかどうか教育委員会として判断をしてみたいというふうに思います。100パーセントの保護者にご理解をいただければ、それは素晴らしいというふうに思いますけれども、それを目指したいと思いますが、できる限りのご理解をいただけるように努力をしていきたいと思っています。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私もそう思います。100パーセントを目指してください。過半数行ったら大丈夫だとか、これも絶対、私も、理解得られたと私は思いません。

それで、本題に移りますが、町民説明会、5月の17日から5月24日にかけて、5地区で町民説明会を行いましたね。各地区の参加人数を教えてください。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 これについては、学校教育課長から答弁してもよろしいですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

5月の17日から24日まで、町内5地区で説明会を開催してまいりました。まず5月17日は、奥川みらい交流館におきまして実施で、出席者は7名であります。18日が新郷連絡所、出席者は5名。19日は保健センターで、出席者は1名です。23日、林業研修センターにおきまして説明会を開催、その際は6名の出席がありました。24日、よりっせ、5名。合計で24名の方に出席していただいております。

以上です。

(「よりっせは」の声あり)

○学校教育課長 24日、よりっせで行った際には、5名の方に参加をいただきました。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 これ、去年の一般質問でも私、申し上げましたが、子どもが一番大事だと、要は教育の体制を変える、その影響が一番受けるのは子どもなので、説明をするにしても、話を進めるにしても、子どもに近い立場の方から説明や理解を求めて、さらに大きく輪を広げていったほうがいいんじゃないんですかと、私は提案をしたと思います。この町民説明会に至るまで、保護者に対する説明って何回行いましたか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 今年度に入ってから、小学校、それから中学校で、保護者会の時間の一部を割いていただいて、させていただきました。昨年度も中学校の保護者会のときには、1回目はできませんでしたが、小学校で1回、それから中学校は、その後1回実施したというふうに記憶しております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 要は小中1回ですよ、簡単に言うと。これ去年も私、なるべく、建設的な提

案だと思ったので、アンケート調査が出て、あまり保護者の方々も前向きじゃない結果が出てしまっていて、それを理解してもらうためには、いま言ったように、子どもの目線から近いところは順番にやっていくべきじゃないんですかと、あえて私は提言して、なるべくいい教育を目指せるようにと思って、私、言ったつもりなんですけど、なかなか理解されただけなかったか、私の意見が間違っていると思ったのか分かりませんが、この会議で、私びっくりすること聞きました。これ私も聞いたんですけど、教育長の口から、早ければ平成30年から小中一貫教育は導入したいという話を、これ一人じゃありません、何人かから聞きました。何を根拠にもって平成30年に、早ければ導入したいというふうにおっしゃったんですか。それと、それを聞いた方々はどう思いますかね。お聞きします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えをいたします。

そういうふうに申し上げたのは、明確なことを申し上げたわけではございませんけれども、議会の総務常任委員会での説明の席ではなかったかというふうに思います。それ以外のところでは、明確に、例えば何年度からというようなことは申し上げてはございません。ただ、小中連携教育を充実させていけば、それは一貫教育に自然に近付いてきます。ですから、今年度やっていることも、実は小中の一貫教育の一部に考えてもいいようなことも既に実施しております。中学校の先生方の小学校での授業等、含めてですね。そんなふうにご理解いただきたいと思います。小中一貫教育と連携教育は全く別物ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほどもお話ししましたが、現場の先生は、68パーセントが小中連携教育は、まだ充実していませんよと答えていると、これ小中一貫教育導入推進委員会で、関本先生がおっしゃっていましたね。しかも、去年も言いましたが、平成27年に始まって、いま平成29年ですよ、何でそういう意見が出てくるのか、私、不思議ではないです。

あと、私もいろいろ教育行政というか、町側のほうでは、小中一貫教育はいいことだ、いいことだというふうな話を、ずっとされていますが、ちょっと今日、時間がないのであれですけども、去年に比べて、小中一貫教育の弊害とか、中1ギャップの解消は必要かどうかなんていう、その提言や問題、小中一貫教育、義務教育学校側に移行した学校や、移行しようとするその学校がある近隣市町村から、結構、問題点が出てきているんですよ、かなりの数が。

これに絡めて、私は新しい改革だと思います、小中一貫教育に進むということは。連携教育は、お互いに、それも改革の一環かもしれませんが、一貫教育、もしくは義務教育になったら、これはすごい大きな改革だと思うんです。改革というのは、とりあえずやってみようとか、絶対あつてはいけないと思います。ましてや子どもの人生がかかっている教育の方針ですよ。去年の6月の一般質問でも私申し上げましたが、ゆとり教育、例をあげて出しましたけれども、やってから、いや失敗しましたで戻れない内容なんですよ、教育というのは。

であるならば、改革を進めるときは、何回も何回も検討をして、本当にいいのか悪いのか、これはやること前提じゃだめだと思います、私は。やらない選択肢も入れたうえで、

本当にいいものかどうかを検討して、改革するべきか、せざるべきか、これを検討しなければいけないと思います。2年や3年でだめだ、私は絶対そう思います。それも去年の提言で、私、3年、4年、5年というスパンを持って、計画性を持ってやるべきだと思う。私は申し上げたにも関わらず、早ければ平成30年から。

あと、びっくりしました。町民から私いただいたことです。そこで、ある町民説明会に出席した方が、もし導入した後、失敗したと判断したときはどうするんですかという質問をされた方がいらっしゃったと思うんですけれども、そのとき町側は何と答弁されたか憶えていらっしゃいますか、教育長でなかったんですけれども、お答えいただけますか。分からなければ分からないでいいです。私、調べてきたので、私、答えますが。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 曖昧なことを言うてはまずいと思いますので、正確に答えることは、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 その人から、質問した方から直接お聞きしました。失敗しちゃったら、その次の年、考えましようとお答えしたそうですね、その人が言うには。言った、言わないだから、言っていないと言われれば、そう言うのでしょうか。これが相当頭にきたらしくて、失敗ありきの進め方なんて絶対にあり得ないのではないのかと、私、なんとかそこだけは防いでくれと言われてきたんですよ。

あと、この件に関してもそうですけれども、小中一貫教育導入推進審議会という、ちゃんと審議会を立ち上げて、そこでいま、勉強、検討して、入れるか入れないかも含めて、一生懸命検討されています。この間の小中一貫導入推進審議会、夜の9時過ぎまでやっていたんですよ、この人たち。自分の時間を割いて、これだけの改革だから慎重に検討しなければいけないというこでやっているにも関わらず、もう決定ありきのように町民説明会を進める、いまの町の体制が、教育委員会の体制が、私は非常に不信感が、私はあります。

先ほど言いましたけれども、保護者への説明は絶対必要だ、非常にいいものだから早くやりたいというのは、それよく分かりますけれども、ちょっと分からないですね。分かりますが、これもし万が一導入推進審議会で、じゃあ小中一貫教育は導入しないという決定が下った場合は、町はどのように対応されますか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 考え方でちょっと混同している部分も、私はあるのかなというふうに思っているんですけれども、小中一貫教育、それから小中一貫教育ができる学校の制度を使った一貫教育ができる学校をつくるということは、これは切り離して考えていただきたいというふうに思います。

いま進めているのは、小学校と中学校が一貫教育ができるような環境も整ったので、先生方が小学校と中学校が一体になって、9年間という視点を持って西会津町の教育を進めていきたいと思います、そのためにできることは、いまからでもやりましようということやっております。今年度も昨年度できなかつたことを、また新たに先生方にやっていただいております。例えば小学校での授業、これは去年よりも多くの先生方にやっていただいております。まだ正確に検証したわけではありませんけれども、状況を聞いてみると、小学校

の子どもたち、それから先生方にとっても、上手くいっているというふうにお聞きしています。できることから一貫してやれることはやっていきたいと思いますというスタンスで進めています。

そして、それを制度としてできるようになれば、私はもっと充実した形で一貫教育は進められると思っています。いまやっているのは、小中一貫教育、できるところから進めていきたいと思いますというスタンスで進めています。そこのご理解いただきたいと思えます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 これ別にあれですね、小学校を建てる時に、小中一貫教育を、もし万が一、やるといったときにもできるようにということで学校をつくったと、別に小中一貫教育を学校を建てたから、すぐやらなければならないというわけで建てたわけではないというふうにお聞きしております。その当時の教育関係者の方です。これ別に急ぐ必要もないと思えますし、教育長は、そのできることから、できることからとおっしゃるんですけども、私が言っているのは計画性の話をしているんですよ、毎年毎年、来年やるかもしれない、また来年やるかもしれないじゃなくて、5年なら5年で、ちゃんと連携教育を1回計画的に進めて、そして5年後に、その5年後の集大成を反省して、そのうえで一貫教育をやるかやらないかと進めればいいんじゃないですかと言っているんです。そういった計画はありますか、スパンという考え方はありますか、もしくはいま行っていっちゃいますか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 いま秦議員が申されたように、昨年度できなかったこと、それは昨年度の反省を踏まえて、もう一步進めましょうということで、今年度、小学校、中学校が一体的にできような、新たなことを進めています。それで、来年度に向けては、また、こういうふうにしましょうということは先生方にお話しながら、いまその準備を今年度進めるというふうにして進めています。

ですから、計画的に、今年はこちらまでやりましょう、それで、来年度はここを目指しましょうということで進めています。そういうことでやっていますので、行き当たりばつりにやっているということでは、もちろんございません。その辺はしっかりと、私はお伝えしておきたいというふうに思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 要は毎年毎年、反省して、毎年毎年、改革してやっていると。じゃあ逆に言うと、ここで大きく区切って反省するんじゃないくて、毎年やっているという考えですか。私、例えば会社経営とかだったらそれでいいと思うんですけども、子どもの教育ってそういう考えでいいんですかね。もうちょっと大局的に大きな目で見て、これからあがってくる子どもたちもいるわけですから、それは毎年毎年、反省して、今年だめだったもの来年考えましょう。それがうまくいっているんだったら、何で連携教育の結果が70パーセント近くも、まだ充実していませんと先生の答えが返ってくるんですか。そしたら、またこれを反省して次やる。

私は例えば、5年後にこういう目標を持って頑張りましょう、そこに行き着くまでは何回も反省があるから、その年、その年やりましょうというなら分かりますけれども、その

大きな先の目標がないまま、毎年毎年やっているように見えるんです。これはどうなんですかね、学校現場の、教育の、例えば実際やっている授業の反省は、それは毎年毎年はいいと思いますけれども、これだけ大きな改革をするのに、そういう考え、毎年毎年という考え方、私どうも理解できないですね。だから毎回毎回、去年も言ったよな失敗をやり繰り返すのではないのかなと私は思うんです。

それで、しかも、この小中一貫教育導入推進審議会のなかで、まだ協議中なのにも関わらず、どんどんどんどん話を進めて、毎年毎年やっていますからと、私はちょっと、ごめんなさい、一生懸命検討している推進審議会の委員の人たち、本当に意見を聞くのかどうかもちょっと不思議に思ってきました。それで、教育大綱の基本理念のところにも、「みんなの声が響くまち にしあいづ」これ謳っているんですよ。非常にいい理念だと思います。やっぱり、みんなの意見を聞いて、みんなで話し合っているいい方向性を決めて、じゃあ決まったらみんなで頑張りましょうというのが、私は民主主義だと思いますので、これどうなんですか、導入推進審議会では、まだ答えも出ていないのに、どんどんどんどん町民に説明して行って、話を進めて行って、学校の先生にも兼務命令を出している。これ、こういう人たちの意見を聞いているんですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 先ほども申しましたけれども、小中一貫教育は、小中一貫教育の制度を利用してやっていくのが私は一番いいと思っています。ですから、その制度を活用した小中一貫教育ができる学校をつくるか、つくらないか、そのことについて審議会ですらいろいろな議論をいただいているというところでもあります。そこでの結論が出なければ、いまできる小中一貫のいろんな授業、それはできないのかということ、それはどうではありません。できるところから子どもたちの教育をしっかりとやるために、やったほうがいいというのは進めていきたいというふうに思っています。

それから、大きな方向性がないままに、いろんなことが進められているというふうに議員おっしゃられましたけれども、私たちは、西会津町の小中一貫教育ビジョン、これをこういうふうにつくりまして、これに基づいて、いろんなことを進めております。それで、これが制度的にできるような、西会津町の教育を目指している。そういうことでありますので、そこら辺については、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 熱くなったらあと5分しかなくなつたので、本当は最後に言おうかなと思っていたんですけれども、決定ありきで、町がやりたいというのは分かります。でも、その町に住んでいる町民の皆さんや、その町のなかに生きている子どもたちや、人間の意見を無視して、教育委員会のほうでこういうのをやったから、これでやっていきます。だから、皆さん、ごり押しで私たちやりますよ。だったら町民説明会は後にしてでも、導入推進審議会の意見を聞いて、ああ、じゃあこれやりましょうと行って、聞いてから説明会やっていいと思うんです。ただ、保護者に関しては違うと思いますよ。これから先、目の前で、喫緊で子どもたち直接関わってくることでありますから、いち早く伝えなければいけないと思いますので、それは説明会、必要だと思いますけれども。どうも、いま進めようとしている、何か上のほうで決まって、それを、決定したものに関しては、後で話し合うよう

な体系がしてならないんですね、とうも。私の考え方が、頭が固いかもしれませんが、やっぱり皆さんの意見を聞いて、何事を決めるにもそうですけれども、みんなで話して、なるべく多くの方々と話し合っって方向性を決めていってほしいなと思います。

ちょっと時間がないので、次の質問に移ります。プールの建設の進捗状況についてですが、ちょっと時間がないので端折っていきますが、1点だけ最初にお聞きします。屋根から光が入らないと水温が上がらないんじゃないかな、なんていう話を聞いたんですけども、そういった心配はないんですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 まだ基本設計の段階ですので、詳細な部分につきましては明示はされていないんですけども、周りはガラスということで、そういった部分で十分に採光は取れるのかなと、そのように考えております。

○議長 採光ではなく、温度の話。

○学校教育課長 失礼しました。採光、光をなかに入れて、水温が上がる、そのようなことで、なかの水の温度は23℃、25℃を確保できるんじゃないかと、そのように考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほど質問、最後にここに、答弁書に書いてないんですけども、一番最後に、町民の皆さんに報告のほうは考えたいと、その次、何ておっしゃったんですか、ここに書いてないんですけども、考えはないのほうしか聞こえなかったんですけども、もう一回教えてもらってよろしいですか。書いておいていただければよろしかったんですが、ここに書いていなかったの。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 それは、当初、秦議員から質問のなかった愛称を付ける考えはないかと、そういうような質問がございました。それにつきまして、現時点としては小学校のプールに愛称を付けると、募集するという考えはございませんと、そういうふうに答弁したところであります。

以上です。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 これもやっぱり手順だと思うんです、スタート。その前に1点だけ、プールサイド3メートルでしたね、確か、幅。あれ、実は野沢小学校のプールを使っていたとき、小学校は合併になって、校内水泳記録会があったときがあるんですよ、そのときは保護者の皆さんが集まって、自分の子どもがどのくらい水泳うまくなったのかなと見にくるんですけども、皆さん、ほとんどフェンスの外で見ているんです。暑い中、日よけもないところで見ているんです。いまの3メートルって、たぶん野沢小学校のプールサイドの幅と変わらないくらいですよ。これ随分話も進んでしまっているのになかなか難しいですが、やってもらわないと困ると思うんですけども、やっぱり地域に開かれた学校というのであれば、そういったように子どもたちが頑張っている姿を、やっぱり保護者の皆さんにも見てもらえるような思いやりが、設計のなかに思いやりがあってもいいと思うんですけども、そういった工夫というのは、いまからでも間に合わないんですかね。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

今回、屋根をつくるということに関しまして、保温性を高める、それによって利用期間を長くすると同時に、見学される保護者の皆さんの日よけにもなるということでございます。あと、プールサイドにつきましては、さゆり公園、あそこである程度大きな大会が開かれております。利用される方はあそこを利用して休んだり、あと救急措置を対応するというところなのですが、あそこにつきましては、プールサイドの幅は2メートル85センチとなっております。ですので、小学校のほうから1学年マックスで38人の児童が利用するというので、38人について、通常の授業を進めるうえでは十分な広さと、そのように考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 時間がないので次にいきます。場所はやっぱり西会津小学校の裏側につくる予定なんですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 はい、以前ご説明申し上げました多目的ホールの右側、東側ですか、あちらにつくる予定でおります。

○議長 最後の質問になります。3番、秦貞継君。

○秦貞継 本来であれば、野沢小学校もそうでしたし、尾野本小学校もそうでしたが、地域の方々が、畑仕事、田んぼ仕事、向かうときでも帰るときでもいいですけども、通ったときに、ああ、プールできゃっきゃ、きゃっきゃ、子どもたちがはしゃいで、大きな声で楽しそうにプールやっているなど、うちの孫もいるのかなと、ああいう姿を見せてあげることというのは、ものすごく私は大事だと思うんです。いま小学校の裏側につくったら、誰も通らないですよ、給食の関係の方々ぐらいなもので。やっぱりこれつくって決まってからもう1年足らずで、どどどどどつくっちゃったんですね。中学校の話、私聞いてきたんですよ、すごく検討委員会を立ち上げて、何回も、何回も話し合いをしてやってきたんですが、今回は、本当につくるか、つくらないかだけ。それで行くと決まったら、検討委員会に出たなかの屋根だけを、まあ入れましょうと、これではやっぱりちょっと、あまりにも寂しいような気がするんです。

それで、ごめんなさい、私、紙、間違えて読んだので変な質問をしてしまいましたが、できればこれからでも、できる範囲でいいですから、皆さんの息の、子どもたちが思い出に残る、要は大人になって西会津に帰ってきたときに、あのプールにこういうものが俺の残っているんだよなんて思っているものをつくっていただきたいなと思います。目に見えるものばかりじゃなくて、やっぱり皆さんの、一貫教育でもそうですし、プールでもそうですけれども、皆さんの思いのこもったもの、そこで育つ子どもたちの心が育つようにも、やっぱり思いのこもったものをつくっていただきたいなと思います。ここだけ、非常に切望して、ちょっと長くなりましたが、私の一般質問と代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一　皆さん、おはようございます。2番、薄幸一でございます。一般質問をさせていただきます。

今回、第8回議会報告会、町民と議会との懇談会にて、町民の皆さんの積極的な意見、質問、要望等を踏まえ、2つの質問をさせていただきます。1つ目は、道路整備について、2つ目は、安全安心なまちづくりについて伺います。

道路整備について。縦貫道路の橋立3号橋は完成しておりますが、その前後の取り付け道路が狭く、くぼんだ箇所もあり走行しづらい道路であります。いつごろ完成予定ですか伺います。

2つ目、縦貫道路が完成すれば、奥川から道路までの時間短縮が図られます。新郷地区内の県道338号線の新村から平明間で、一部分にトン袋、フレコンバック等が土止めのために設置してあり、道幅が狭く車のすれ違いもできない状況です。町の対応を伺います。

3つ目、県道367号線、新郷樟山から明神橋までの間はカーブも多く、道幅も狭く、道路が一部破損している箇所もあります。落石・倒木などで道路をふさぐこともあります。町の対応を伺います。

安全安心なまちづくりについて、1つ目、町では空き家が年々増えておりますが、倒壊しそうな空き家について、町としての対策を伺います。

2つ目、先月、建物火災があり、近くの住宅付近まで火が広がり、慌てて自宅の水道水で燃えていた笹の葉、杉の木に水をかけ、初期消火で大事には至りませんでした。消火できるだけの防火水槽は各自治区に十分に設置されているか伺います。

3つ目、高齢者でも初期消火ができるように、水道などを利用した消火設備を整備する考えはあるか伺います。

わかりやすいご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　2番、薄幸一議員のご質問のうち、道路整備についてお答えをいたします。

はじめに、町縦貫道路のご質問にお答えをいたします。現在、西会津町縦貫道路の町施工分である町道野沢柴崎線は、本年度の完成を目指し整備を進めております。ご質問の区間は、昨年度、橋立3号橋が完成し暫定的に車両を通行させるため、すり付けの工事を行ったものでございます。本年度に改良工事、法面工事、舗装工事等を行い、年内には完成させてまいります。なお、改良工事につきましては仮契約をし、本定例会に工事請負契約の締結を議案として提出しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、県道に関するご質問にお答えをいたします。はじめに、県道の管理につきましては、福島県喜多方建設事務所が、整備及び維持管理をしておりますので、まずはご理解いただきたいと思います。

ご質問いただきました一般県道上郷・下野尻線、路線番号338号の大型土のうの仮設につきましては、豪雨により民地の法面が崩落したため、大型土のうを設置して経過観察をし、地山の安定が確認された段階で復旧をするとのこととあります。町といたしましては、道路敷に擁壁を設置するなど、抜本的な対策を講じていただくよう要望してきたところであり、今後も引き続き早期に対応いただくよう、強く要望してまいります。

次に、一般県道新郷・荻野停車場線、路線番号 367 号の道路管理につきましては、県が定期的にパトロールし、異状が確認されれば、速やかに対策を講じているところであります。町といたしましても、落石や倒木等の異状が発見されたり、町民の皆さんから情報が寄せられた際には、県に速やかに情報提供をし、応急措置やバリケードによる注意喚起等の対策を講じていただいております。今後も、県と緊密に連絡を取りながら、良好な維持管理と整備を進めていただくよう要望してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 2 番、薄一議員のご質問のうち、安全安心なまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

倒壊しそうな空き家の対策についてであります。町では平成 27 年 6 月に自治区長の皆さんのご協力をいただきながら、空き家の実態調査を実施し、データ管理をしております。また、昨年 11 月には特に危険と思われる空き家 15 棟につきまして、専門家による空き家の危険度判定を実施し、危険空き家と判定された所有者には、空き家等対策の推進に関する特別措置法及び西会津町空き家等適正管理に関する条例に基づいた指導を実施しているところであります。

空き家につきましては、年々状況が変化しておりますことから、空き家の状況把握及び専門家による危険度判定調査を実施しながら、所有者に対し適正な空き家管理をしていただけるよう努めてまいりますのでご理解願います。

次に、防火水槽整備についてのご質問にお答えいたします。火災等が発生した場合には、消火栓・防火水槽・河川などを消防水利としております。町の消防水利充足率は平成 29 年 4 月 1 日現在 96.5 パーセントと高い充足率となっておりますが、空白区域も若干存在しております。このため町では、国の補助事業等を活用しながら防火水槽整備を計画的に進めており、空白区域解消に向けて努めておりますのでご理解願います。

次に、水道水を利用した消火設備の整備についてお答えいたします。水道水を利用した消火設備である消火栓につきましては、上水道や簡易水道等が整備されている地区において、消火できる水圧が確保できる箇所を設置しております。このことから、今後の消火栓の整備につきましては、給水区域を拡張する際に、消防団等と十分協議してまいりますので、ご理解願います。

○議長 2 番、薄幸一君。

○薄幸一 1 番の 3 号橋が完成した後の前後の取り付け道路は、平成 29 年度に完成するというところでありますから、早く完成してほしいものであります。

次の、2 つ目の新郷地区内の 338 号線、新村～平明間的一部分に土嚢が積まれておりますが、これがいつごろまで積んでおるのでしょうか。それとも、今後何か対応といたしますか、これから新しく改良するという見込みはありますでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 県道の上郷下野尻線、1 トンの大型土嚢、積んである箇所についてのご質問にお答えをいたします。

先ほど答弁のなかでお答えしましたように、この 1 トン土嚢は、民地の法面が崩落した

ことによって、それで積んだものでございます。県としては、その後、経過観察ということで続けておりました、基本的にはその崩れた箇所が民地でありますから、そこがしっかり地山が固まらないと、なかなか手が付けられないということで、これまでであったそうでございます。

町といたしましては、先ほどご答弁申し上げましたように、やはりあくまでも仮設でありますので、擁壁をつくるなど、そういったことでやっていただくように、強く要望しておりますので、ご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 これに対して、道路、もし拡幅するとすれば、用地買収とか、そういう問題も出てくるのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 改良という観点からご質問になりましたので、これについては、あくまでも県道は県が道路管理者でありまして、その改良計画についても県がいたしますので、町としては直接お答えはできませんが、基本的に整備については県のほうに強く要望しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 県がやっているということではありますが、町として、本当に毎年要望して、お願いにあがっているのでしょうか。早くやらないと、なかなか狭いものですから、冬になりますと除雪やら、本当にいつもすれ違いが大変な道路であります。いつごろできるかというのは、それは見通しは立たないということですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 県道に関する整備ということでお答えしたいと思います。

県道の改良整備等につきましては、毎年、喜多方建設事務所さんと、うちの町にあります県の管理する国道、県道等について、補修、また改良といったことで要望を行っております。

そういったなかで、町内におきましても多くの県道がございますし、また、そういったなかで、現在整備を進めている箇所もたくさんございます。それで、その要望のなかでも、県のほうからは、やはりいまやっているところを一つ一つ、まず仕上げたって、それでその次の箇所ということで、一遍にはちょっとできないものですから、そういった意味で、町のほうからは強く要望しておりますので、まずそこはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 本当に県道、町も要望して早く完成していただきたいなと思っております。

もう1点の367号線ですけれども、新郷樟山から明神橋という、本当に皆さん通ったことあると思いますけれども、以前ですと、数十年前に大きい石が、数十トンもあるような石が落ちて道路閉鎖したこともございますし、いまだに通りますと、石が落ちてきたり、枯れ木が落ちてきたりというところでもあります。また、道幅が狭いものですから、なかなかすれ違いもできないし、ということでもあります。除雪にしてもなかなか大変かなと思っておりますが、こういう道を力強く県に要望することは、なかなかできないでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 続きまして、県道新郷荻野停車場線の件についてお答え申し上げたいと思います。

この区間につきましては、議員おっしゃるとおり、確かに狭いし、また屈曲があって、なかなか難所的な県道であります。ここにつきましても、町からは、特にそういった狭い箇所、難所については、その機会を捉えながら要望しております。特に石については、井谷、八重窪からあと高郷側、そこについて、かなりございまして、県のほうでもあらかじめシェッドをつくったり、そういったことで順次やっておるところでございます。そういったことで、町としては、やはり皆さんの声があがっておりますので、そういう機会を捉えながら強く要望しておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 以前ですと、地元の新郷の議員さんと、奥川の議員さんが、数年前には県にお願いに行ったということを聞いたことがございます。そのとき、町としては何か対策みたいなものを講じたでしょうか。

もう一度言います。議員さんが、以前、議員さん、新郷地区と奥川地区の議員さんが集まって、破損箇所ですか、道路、壊れているところがございます。そこを県に要望に行ったこともございます。それに対して、町もそういうような場所というのは把握しておりますでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 それではお答え申し上げます。

いま議員からおっしゃいましたように、以前、2、3年前でしようかね、新郷地区と、あと奥川地区の議員さんが県のほうに要望に行くということでやっておりました。それは事実、確認しております。その際には、町のほうも当然一緒に関わっておりましたし、また、そういった内容については確認をしながらやっております。また、箇所につきましては、町独自に要望している箇所もございますが、そういった声があれば、町のほうも同行しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 いまの破損した箇所、町でも分かっていると思いますけれども、なかなか数年前からガードレールがあります。その先に単管パイプで止まっているだけであります。本当に車ぶつければ、下に落ちてしまうという場所でもありますから、早急に県のほうに要望していただいて、改良してほしいなと思っております。

何年かかるか分かりませんが、やはりいままで道路が狭くて、ガードレールもあるんですけども、ほとんど除雪のためにガードレールが壊されております。本当にガードレールの意味がないというくらいに壊されておりますが、町としては、あのガードレールの復旧とか、そういうのも県に要望しているのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

議員おっしゃったように、ガードレールが一部破損し、肩が若干落ちている箇所に、単管パイプでやっている箇所がございます。これは町のほうでも確認しております。それで、

県としては、仮設的に単管パイプでやったところでございまして、そこについては、正式に直していただくよう、肩を直しながら、そちらのガードレールも直していただくように要望しております。

また、箇所的にかなり道路からすぐに谷になるということで、厳しい箇所であるということは県のほうでも認識しております、そういったなかで、町としてはとにかく早く直していただきたいということで要望しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 次に移ります。安全安心なまちづくりということで、以前にも数人の議員さんが質問されたと思いますが、やはり空き家ということになりますと、周りには草も生え、木も茂り、本当に荒れっぱなしな状態だと思います。いままで本当に危険箇所も、危険な空き家になっている箇所もあると思いますが、今後、町としては15棟、空き家が、危険箇所があると書いてありますが、これから判定するにあたり、増えてもいくと思いますが、どこどこあるというのは、どの程度というんですかね、具体的に危険というものはどの程度なのか説明いただけますでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

空き家につきましては、度々申し上げておりますけれども、町内に現在、付属屋等含めまして、約750棟存在してございます。居宅につきましては、そのうち約500棟でございます。ご答弁でも申し上げましたが、昨年度より、その現地といいますか、専門家の方と現地調査を実施しております。それで、まず町としましては、まず調査をしました建物について、特に危険と思われるものから順に調査をしております、昨年度は15棟、今年度につきましても、また継続しながらやっていく考えでございます。

その15棟のうちでございますけれども、やはり専門家の方にも見ていただいたところ、15棟のうち11棟については、もう本当に危険だというような状況でございますので、ご答弁申し上げたように、まず手続きとしまして、いま指導という部分で皆さまにお知らせをしております。その後において、勧告、命令、代執行というような手順を踏むこととなりますけれども、今年度につきましても、危険家屋については現地調査をしながら対処してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 いまの危険箇所については通知もしているということではありますが、本当に空き家を放棄するといいますか、放棄する方もいらっしゃるのでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

放棄といいますと、相続放棄のことをおっしゃっているのかと思っておりますけれども、やはり相続放棄、町内にもいらっしゃいまして、現在、7件、7件の方が相続放棄をされているというような状況でございます。しかしながら、相続放棄をされましても、これも以前から申し上げておりますけれども、民法上の、その相続すべき方の責任義務というのはございますので、周りに、もちろん危害を与えた場合は、当然とその損害賠償者たるという

ことになりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 次の防火設備についてですけれども、ここに載っております平成29年度4月現在、96.5パーセントの高い充足率となっておりますが、これは分かりやすく、ちょっと説明いただけますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

消防水利の充足率ということでございますけれども、その、例えばうちの町におきまして、その地域、面積等ございますけれども、それによって、その基準数という部分がございます。消防水利の基準数、簡単に申し上げますと、やはりこの地域はこれだけ必要だよという部分ございまして、その基準数に対してどの程度満たされているかという部分でございまして、それが96.5パーセントということになります。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 96.5パーセントと高いというふうに見えますが、これは消防施設として、本当に火事になったときに、安全というわけではないですね。いままでの計画で何パーセントですから、安全というわけではないですね。常に、火事になったときにすぐ火が消せるというわけではないですね。お願いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

やはり充足率は一つの基準でございまして、やはり消防水利、もちろん100を超えても、超えれば超えるほどといたしますか、ある意味、超したことはございません。しかし、やはり水利、消火活動するに於いての一つの目安と申しますか、充足率というような考えのもとに充足率というのを出しておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 先月、火事になって、本当に自宅の裏まで火が燃え移りそうになったという方の話を聞いたことがございまして、やはり初期消火が大切だと、本当に防火水槽も必要ですけれども、自宅の水道水を使って、裏まで火がきたものですから、それで法面に水をかけたり、杉に水をかけて、やっと1時間ぐらいかけてやっと消したと。やはり本当に水道の力もすごいなど、本当に防火水槽も必要ですけれども、水道も使えたから、初期消火できたから、消防署の方によかったという意見があったということではありますが、水道で初期消火ができる水道設備があれば、もっと簡単に、大きく広がらなかったかなと思っております。

逆に言うと、水道設備がない地区というのはどれほどあるかというのは分かりますでしょうか、水道ですね。井戸水ではなかなか消せないものですから、町の全体の何割ぐらい。

○議長 消火栓と水道と別に考えていいですか、家庭の水道という意味ね。

○薄幸一 自宅の水道で消火できたということですから。

○議長 家のなかから引っ張って、その水で消せてんだから、水道が入っているかどうかというのを、消火栓ではなく水道ということ。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

まず、その水道の整備の前に、前段といたしまして、やはりご答弁で申し上げたように、やはり一般の水道、水道ホースにおける消火活動というのは限界がございます。これはやはり、本当に初期の段階の火でしたらまだしも、やはり広がってしまった場合には、とても一般の水道ホースでは、というのは、ほとんど効果がないということが言われてございます。そのために、町ではその水道を利用した消火栓を整備しております。防火水槽、消火栓、あと先ほど申し上げました自然水利というような形で整備を進めておりますので、やはりその消火栓の整備につきましても、今後その水道の敷設と申しますか、区域の見直し等の際に、消火栓の設置についても消防団と協議をしながら整備をしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　2番、薄幸一君。

○薄幸一　　3番目に移りますけれども、高齢者、これから人口減少高齢化が進みますから、いざ火事になった場合、やはり初期消火が大切だと思います。本当に火事になった場合は、消防車が到達するまで、やはり数十分、本当に時間がかかると申しますから、火が広がらないうちに、こう水で消せる、そういう普通の水道ホースで、何か勢いのある設備というのは、いまの消火栓ではありませんが、自宅でできるものは何か考えていますでしょうか。

○議長　　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

まず、やはりこの春先、いろいろごみとかで火災が発生いたしました。やはりごみ燃やしもそうでございますけれども、何よりもその火を使わない、家庭で、外ですとか、そういうことが一番大事だというふうに考えてございます。

水道ホース、一般の水道を利用しての消火という部分でございますけれども、先ほど申し上げましたように、一般的には本当に初期の段階はさておき、一般的な水道ホースでの消火というのは、やはりあまり効果がないというふうに言われております。ただ、そのなかでも、水道ホースに家庭でよく散水ノズルと申しますか、攪拌するような部分で、本当に初期の段階で消し止められたという部分もございまして、そういった部分につきましては、対処も、そういう事例はございますけれども、やはり水道水につきましても、水圧の部分、やはり水道の部分には限りがございますので、やはり消火栓の整備を進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

やはり水道ホースよりも、いまやはり消火器というのが、やはり初期の段階においては最も効果的だというふうに言われておりますので、各家庭での消火器の設置等もお願いしていきたいというふうに考えてございます。

○議長　　2番、薄幸一君。

○薄幸一　　そうですね、防火水槽、十分に、パーセンテージでいえば設置されておまして、消火栓も設置されている。本当に防火水槽だけではなくて、やはり道路整備もちゃんとしておれば、そこまで行くに困らないかなと思います。道路だけではなくて、やっぱり消火設備も、ちゃんと十分に設置されていないと困るかなと思います。

これからも町全体を把握していただいて、やはりこれから考えていただきたいなと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 6番、猪俣常三です。貴重な時間をいただいて一般質問をさせていただきま
す。

さて、最近、自治区の環境維持の話題を聞くようでありますが、課題の要因となっているのが人口減少が進んでおりまして、人足の人手不足が考えられると思います。そのため、自治区の存続と維持が難しくなっていることから、自治区の、いわゆる集落の維持する力が、人口減少と合わせて減退する現象が起きているのではなかろうかというふうに思っております。

さらには、高齢化が、あるいは高齢化率が高くなることも追い打ちをかけているようでありまして、老老介護や、一人暮らしの世帯も増え、中高年層にかかる負担が一層増していると聞いております。若い方は、ご自分の生活と暮しを維持することが精一杯の現状であると思われま

す。私はこれらの課題に取り組んで、研究、調査をし、実現こそが喫緊の課題ではなかろうかと認識するところでありまして、町の考えをお伺いしてまいりたいと思います。

まず、集落環境維持についてであります。集落において高齢化により、道路などにおける草刈りなど、維持管理が困難になっていることから伺います。

1点目は、林道において、町では生活道路として日常に使用している路線を優先して、除草や補修などを行うとともに、地域の協力を得ながら維持管理を進めてきましたが、地域の方々の協力が得られなくなった場合、今後どのように対応していくのか、町の考えをお伺いいたします。

2点目は、集落では農道や水路などについて、水・土・里事業の補助を受けて草刈りなど、維持管理を行っていますが、近年、ますます高齢化が進み人手不足となり、維持管理ができなくなっていることから、集落環境を維持していくことの町の考えをお伺いいたします。

次に、コミュニティ施設の整備構想についてであります。地域の活性化のため、老朽化した町公民館に代わるコミュニティ施設を整備する構想はあるのかお伺いいたします。

次に、高齢者生活支援施設の整備構想についてであります。地域においては、年々高齢化率が上昇し、高齢者世帯が増加しているなか、生活に不安を抱えて生活している住民も少なくない状況であります。今後、地域から離れないで安心して暮らせて、しかも地域の方々とふれあいながら生活できる高齢者生活支援ハウスのような施設を、地域に整備する構想はあるのかお伺いいたします。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 6番、猪俣議員のご質問のうち、まず、コミュニティ施設の整備構想についてのご質問に、私からお答えしたいと思います。

現在の町の公民館施設は、本館が昭和43年に、新館が昭和52年に整備されたものでありまして、建築より50年近くが経過しております。議員がおっしゃるとおり、老朽化が進んでいることは事実であります。町では随時、劣化した箇所の修繕や、設備の更新をす

るなどして、町の行事や町民の皆さんの利用に支障のないように努めているところであります。

おただしのコミュニティ施設の整備構想であります。町総合計画の後期基本計画において、重点プロジェクトとして、仮称ではありますが、町民文化センター整備・推進プロジェクトを掲げ、町中心部に、講演会や音楽会などが開催できるホールを備えた、町民が集い、学び、交流できる、仮称の町民文化センターの整備を検討していくこととしております。

町では、今年度より、まちなか活性化を話し合う組織などを立ち上げて、役場移転後の跡地利用や、旧野沢保育所の跡地利用などを含めて、これから、野沢中心部のまちづくりのあり方についても検討を進めることとしております。そのなかで、現在の公民館施設に代わる生涯学習や文化活動など、多目的に利用できる文化センター的な施設の整備について検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、高齢者生活支援施設の整備構想についてお答えをしたいと思います。

本町の高齢化率は、6月現在で43.7パーセントとなっております。高齢者一人世帯や高齢者のみ世帯も増加をしている状況にあります。その高齢者の多くの方は、いつまでも住み慣れた自宅や地域で、元気に暮らし続けたいと、こう願っているところであります。

そのため町では、介護が必要になっても、また、認知症等になってもできるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護や医療、生活支援を一体的に支援する地域包括ケアシステムの構築を進めてまいったところであります。医療や介護面では、西会津診療所を中心に、介護サービス事業所等と連携をして、在宅医療や在宅介護の各種サービスの提供体制の充実を図っているところであります。また、地域での安全・安心のために、民生委員や福祉協力員による訪問や、サロン活動などを活用して、地域での見守り、さらには、配達業者や移動販売、金融機関、交通機関などと協定を締結して、日中の見守りネットワーク体制も整備してきたところであります。

しかし、高齢になることで、今までできていたことが億劫になったり、また、できなくなったりすることが増えて、今後の生活に不安を持つ方もあります。特に、降雪時期の除排雪には、特に不安を持っておられるということでございまして、そのような方々が、地域で安心して生活できる生活環境づくりの対策として、生活支援ハウスの活用や高齢者の集合住宅での共同活動というのは、大変有効であると考えますので、今後意向調査などをふまえて整備に向け検討してまいりたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長に答弁いたさせます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 6番、猪俣常三議員の集落環境維持についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、集落内にある道路や水路の管理につきましては、草刈り、土砂撤去などを自治区にお願いをし、集落から離れた箇所や集落間などは、町が維持管理をしております。しかし、高齢化が急速に進むなか、小さな集落や高齢者のみの集落では、共同作業による維持管理が困難になっている現状があり、町でもそれは認識しているところでございます。

現在、町から自治区への支援としては、碎石などの原材料の支給や重機などの機械貸与

を行っております。また今後は、除草機械も試験的に導入する予定でございます。これからも、自治区で出来るものは自治区にお願いしたいと考えておりますが、今後、維持管理作業の状況等を自治区ごとに調査し、機械貸与でも困難な自治区には、町の道路整備作業員を増員するなど、維持管理の支援を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 暫時休議します。(11時48分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほど、午前中、町長はじめ課長により答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。非常に前向きなお答えをいただいておりますので、順次、従いまして、集落環境維持についてから再質問させていただきます。

まず、集落内にある道路や水路に管理については、非常に各自治区の方々は、難儀をし、この高齢化の時代を迎えた状況のなかで、地区運営をされている状況が目に見えてあります。なかでも相当小さい自治区のなかでも、また集落のなかでも、今後どうしたらいいのかというお悩みを持っておられます。そこには、できるだけ町としての行政からどのような支援をすることができるのか、今後問われるわけでありますので、避けては通れない課題ではないのかなということ質問をさせていただいたわけであります。

お答えいただいたなかでも、できるだけ町は行っているということも書いてございます。当然、維持管理はしているわけであります。そのなかで、これでいいのかということもありますので、そこら辺のところを細部にわたりまして質問をしていきたいと、こんなふうに思います。

私なりに考えてはいますが、維持管理は進めていますよと、しかし、高齢化のなかでも全線を、これ林道関係だと思えます。町道関係についても、おそらくそういう理解だろうというふうに私も思いますので、全線同様に、その維持管理するのは困難な状態ではあるというふうに町の議会からも、おそらく申し入れもあったんだろうと思えますが、平成27年の11月ころに質問、申し込みをされて、お答えをいただいたのが平成28年の3月17日の内容であろうと、こんなふうに思いますが、本当にこの維持管理をしているところの集落の方々の、地域の方々のご協力が、もう本当にいただけなかった場合にどうすればいいのかということ、もう一度お尋ねしますので、お答えください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げたいと思えます。

先ほどの繰り返しになる部分がございますが、基本的には、自治区でできるものは自治区でやっていただいておりますが、まず、1つ目の町からの支援としては、そのときに砕石が必要だとか、そういうものについては、町から側溝蓋だとか、砕石についてはご支援していると。2つには、ちょっと、なかなか人力だけでは難しいなというものについては、機械がありますので、重機をお貸ししているということでございます。

そういったなかで、やはり人数が少ない集落、本当に高齢者だけの集落で、どんどんどんどん、年々厳しくなっているという現状があることは、町でも十分認識しておりますの

で、これまでやっていたんですが、なかなかもうだいぶできなくなってきたというものについては、今後その集落のなかの調査をちょっとさせていただきまして、自分たちでどのくらいまでできるのか調査をした結果、どうしてもこの部分はできないということがあれば、それについては町のほうで雇っている臨時職員といいますか、技能員もおりますので、そういう方にやっていただくというような形で、お互いに自治区と、あと町のほうでお互いに話し合いをしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　お話は分かりました。ところが、この本町においては、地域的に非常になだらかなところもあれば、非常に条件の悪いところもありますし、また、機械そのものも入らないということもあります。そういったところも自治区の方々は、懸命な努力で草刈り等、あるいは水路の管理をしているということは承知されているという話ではございます。

ただ、条件だけがいいところにとっての、その機械はお貸しはしますけれども、機械を運転する方、そういう方がいないという悩みもあるかと思えますね。そういうこともあるとすれば、条件が悪くてどうしようもないところの悩み、どういった解決方法が考えられるのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思えます。

○議長　　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　　お答え申し上げたいと思えます。

本当にその、なかなか高齢化が進んだなかで、町から本当に機械をお貸しして、それで運転できて、できるところは大変いいんですが、いまほど議員おっしゃったように、なかなかそれすらも難しい、また大きな機械も入らないという場所があって、やはり、どうしてもその自治区では、ここは守らなければいけないという場所があると思うんですよ。そういうところについては、先ほど申し上げましたが、町が直接、その話を聞きながら、じゃあそこはどうしても守らなければならないということがあれば、うちのほうから人を出して、そこをやるといったようなことも、今後、支援として考えていきたいということでお答え申し上げます。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　いまお答えしていただいた内容は、そのとおりだと思います。深刻極まる状況が、自治区の、あるいは集落のところでは、事情が持っておられるところもあります。これらの解決は、時間かけたとしても解決してあげなければならないだろうと、こんなふうに思います。

あとは、もう1つは、この自治区のなかでも、ちょっと話が逸れるかもしれませんが、実は、いま現在いる方々以外に、集落以外から息子さん、あるいはおいでいただいて、自治区長をやっていたり、いろいろ集落の役職に就いていただいたりしてやっておられるという特殊な集落もあるようでございますけれども、そういったところでの身の安全の確保も考えなければならない部分もあるだろうと思います。そういったところについては、以前、私もちょっとお尋ねしたこともあるかとは思いますが、そういう部分の難しいところ、保険的な部分もあるだろうし、そういったところを避けては通れないところもあるだろうと私は思います。

そういったところを、まず、安心安全な道は探れる部分というのがあるのかどうか、確立した考え方が一つ示すことができるかどうか、そこら辺のところもあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長　いまの質問は、作業じゃなくて、その保険の関係の答弁でいいですか。そう解釈していいんですか。保険の適用範囲とか、そういう答弁でいいんですか。それとも作業。

○猪俣常三　その実情も踏まえて。

○議長　安全安心な作業をどうするかという質問と解釈していいんですか。

町長、伊藤勝君。

○町長　議員がおっしゃりたいことの内容を、若干、総合的に私のほうから申し上げたいと思います。

西会津町はご承知のとおり、自治区長さんだけの人数でいけば、かつて90、いま89ということになるわけです。そのなかでも、やっぱりこの各それぞれの集落をもっていらっしゃるわけですが、昔からずっと集落というのは、いわゆる集落共同体で、集落は維持していたわけですね。最近やっぱり高齢化して、やっぱりその維持管理がままならないということが出てまいりました。それはいろんなところに波及しているわけでありまして。集落と集落を結ぶ道路の維持管理、あるいは集落間のなかでの維持管理、このところは、これから町が、いまこれからやりたいと思いますけれども、仮称ではありますが、集落維持管理診断、これを全集落やりたいと思っています。

ですから、その診断というのはどういう視点で診断をするかということ、いわゆる維持管理のなかでは、道路、水路、草刈り、建物、こういうことが維持管理としてあるわけですね。それから、集落内の人員構成と、それから、いわゆる年齢構成もあるわけですが、そういう年齢や人員構成もしっかり把握していきたいと。

それからもう1つは、年間行事ですね、集落ごとにどういう行事計画が行われているかという、それはだいたい大雑把でいいと思いますけれども、年間はこういうふうにして集落のなかで行事をやっていますと、そういうことを総合診断の集落維持管理診断という、そういうことをしっかりやって、これからその集落については、最も重要な課題はいったい何なのかということ、そこから判断をしていきたいというふうに思います。

ですから、先ほど課長が言ったように、どうしても、例えば高齢化率、集落のなかによっては、平均年齢、あるところでは78歳というようなところもあるわけです。そういうところについては、機械を貸してもやれないわけですから、そういうところについては、町はしっかり、その維持管理、水路でも、あるいは草刈りでも、これは先ほど言ったように、特別な人員体制でもって、これは維持管理していく必要があるだろうというふうに思っています。

それと同時に、いわゆるそこに住む人との生活実態はどうなっているのかというようなことは、今度は、また別な角度から、これは取り組むことになっておりますので、いわゆる福祉とか、医療とか、こういったところはまた別な観点からしっかりサポートしていかなければならないだろうと。その場合に、集落ごとによっては、例えば維持管理のなかで、自分たちができないから、他から、いわゆる来ていただいて、そして管理をしているところもあるわけです。そういうところについては、いわゆる課題なのは何かということ、怪我

した場合に、保険の適用になるのかどうなのかということも、いろいろこれは課題があるわけですね。そういう課題についても、これから検討していかなければならないということもございますので、そのところは、これからしっかり対応していきたいなというふうに思っています。

じゃあ保険の内容は、適用は、どこにどういう保険があるかなんていうことについては、これからいろいろ調査をして、対応していきたいというふうに思っているところであります。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 いまお答えをいただきまして、内容はよく分かりました。そこに1つは、ほかのほうからというようなお話をしていただきましたので、たぶん、集落連携の協定などについても進めておいていただけたらありがたいなと、こんなふうにも思いますし、そういった考えも取り組んでいただけるかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長 もう少し具体的に分かりやすく質問してください。

○猪俣常三 集落間のなかでできるようなところのお力を、支援をいただけるのかということだろうと私は考えているんですが、その場合に、集落間同士のなかでの連携協定みたいなものがあれば、なお確立されていくのではないかということでもあります。それらも含んで、いい形を研究、調査をしてもらえたらということをお尋ねするところであります。

○議長 答弁できるよう、もう少し具体的に質問してもらえませんか。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 自治区のなかでも元気な自治区もあれば、本当に力の弱っている自治区、集落もあるわけです。そうすると、元気なところでの力をいただける、支援をいただけるということを想定した場合に、そういったところの、お互いこういうときには、こういうような支援を、人足でこういう支援をいただきたいとか、というようなことができればの連携協定というようなことが考えられないのかなということなので、お尋ねをしているわけがあります。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 なかなか難しいご質問かなというふうに感じておりますけれども、それぞれ各集落があって、そこで維持管理をするなかにあって、いまいろいろと質疑のやり取りのなかでもお答え申し上げましたように、1つの集落でも、こう維持管理が非常に厳しい状況が出てきているということございまして、それが集落と集落がお互いに助け合っというような意味合いだろうと思いますけれども、その集落自体が、もういま厳しいという状況もございまして、農業関係では、農業分野に特化したなかで、そういった取り組みも若干ありますけれども、集落の維持全体について、お互いが助け合うというような仕組みができれば、それ大変素晴らしいことかなというふうには思いますけれども、いまの現状のなかで、その集落と集落がお互いに助け合うような協定というところまでは、現時点ではちょっとなかなか難しい状況なのかなということございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なお、答弁の内容につきましてはよく分かりました。なお、1つの課題とし

て研究、調査をしていただけたらありがたいと思います。

先ほど研究、調査をしてほしいなということの意味合いをもって質問を申し上げようかと思いましたが、町長から答弁をいただきまして、内容的にはよく分かりました。要は、この集落環境維持の問題については、なかなか避けて通れない時代を迎えていることだというふうに思いましたので、せめて安心して維持管理ができますように、自治区、もしくは集落の方々の今後の苦勞に報いられるような施策、あるいは対策を講じていただきたいと、こんなふうに要望しておきたいと思います。

次に、2番目の、集落で人手不足の維持管理については、一旦、この程度にとどめたいと思います。

2番目、次のテーマを変えて、コミュニティ施設の構想があるかということにつきまして、町長よりご答弁をいただきました。まさしく私もそのとおりだというふうに考えております。私が申し上げた理由につきましては、当然、到来してくるだろうというようなことでありましたので、いまの伊藤町政において、非常にハード事業というのが続いているわけでありまして、そのなかの大きな部分を申し上げますと、町道野沢柴崎線、あるいは新郷奥川からの乗り入れができる縦貫道路というのが、だいたい目鼻が付いてきているというふうに思います。いま現在、多額の費用で新しい新橋屋橋が架け替えされている状況が進められているわけですが、これらも平成29年度で見通しがつくというようなことであります。

さらには、まちなかにおいては、原町ポケットパークも備えられ、それでまた、新しく駅前通りの公園整備もなされたということでもあります。それからまた、さらには森野には学園都市といわれるような認定こどもさゆり園(認定こども園こゆりこども園)ができて、非常にこう子育て支援が完備されてきているということでもあります。

そういうことが、一つ一つ問題解決へ進んでいるなかで、またプール建設につきましても、今年中には策定されるというようなお話でありますので、順調に進められているなかで、そろそろ町の公民館に老朽化されているところ、若い人たちの集まる場所が、非常に少なくなっているなかで、今後、お考えがあるのかないかを、ちょっとお尋ねしたわけでもあります。

そういうなかでの文化、教養、それから講演、研修、交流の場というのが、そろそろ考えるべき時がきたのではないのかなと、こういうふうに考えて、生涯学習だとか、コンサートだとか、そういうところ。また、当然ここ豪雪地帯でもございますので、そういうところの建物などの、今後どのように考えておられるのか、そういったところも地下駐車場など設けられての対応なども考えておられるのかどうか、そういったところ。ただ、場所的なのは、いまの跡地の部分が2箇所ほど出てまいりましたけれども、そういったところも鑑み、検討されていくというようなお話でございます。そういったところをお尋ねをしておきたいと、こんなふうに思います。

まず、どこどこということではなくて、今後こういうような構想を持っていますというようなことをいただきましたけれども、今後の進めていくのは、いつごろから進めていきますというような内容で、もう一度お聞かせください。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長 町はいま、まちづくり計画に基づいて、着々と順調に整備を進めているわけですが、これから、やっぱり大切な一番大事なことは、安心安全なまちづくりという観点から、やっぱり災害に強いまちづくりを進めていくことが必要だというふうに思っているところでもあります。それは、災害に強いというのは何かといいますと、やっぱり地震とか、そういった自然災害に、やはり一朝有事の際はどうかあるべきかということをしっかり認識を持って進めていかなければならないということでもあります。

その1つは、まず役場庁舎、これは耐震をするまでもなく、危険な建屋だというようなことから、いま整備を進めて、安全な場所に役場庁舎を移そうということで、これはいま進めているわけでもあります。

もう1つは、いざ、災害があったと、起きたという場合に、町民の生活というものを大事にしなければならないわけです。ですから、そのためには、やっぱりそれに確保できるような施設も、これは整備をしていかなければならないだろうというふうに思っています。

いま議員がおっしゃられた町民文化センターというのは、まさに講演会や多目的ホールを備えてはおりますけれども、そういう災害に対応できるような建物に、やっぱりすべきではないのかなというふうに思っております。その場合に、やっぱり、この避難ということ想定した場合には、こういうところに町民の方が安心して、一時的に避難しても確保できると、こういうことも想定をしていくことも必要ではないかなというふうに思っておりますから、そこには、町民文化センター、先ほど言ったような、そういう目的も1つありますし、避難というような安心安全というような確保、それから、いま町が進めておりますけれども、歴史、文化、こういうことの資料館も町にはないわけですね。そういう歴史文化資料室、これもやっぱり備えていくべきではないかなというふうに思っておりますから、いままさにそういうところに構想でしかありませんけれども、ここが取り壊しをし、そしてこの一帯、整地をしながら、その目的に沿ったような、これから対応を取っていくということで、町は今後整備を進めていきたいなというふうに考えているところでもあります。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長の熱い思いの伝わる気持ちがよく分かりました。まさしくそのとおりだと思います。いまこれから役場庁舎そのものも防災拠点として整備されていく部分もあるでしょうし、また、これが仮のものであったにせよ、こういったコミュニティ施設そのものも防災拠点になっていくんであろうと、こんなふうに考えたときに、やはり一朝有事の際の部分で、避難場所がないというようなことでも困るであろうと、こんなふうに思います。その思いで、今後このまちづくりに一矢を向けてもらえればということで質問をさせていただいたわけでもあります。内容につきましては、だいたいこの内容で、私なりに受け止めて、今後は進めていただきたいというふうには思いますが、安心安全なまちづくりになりますこと祈念しておきたいと思います。

それでは、次の、テーマを変えまして、まず、高齢者生活支援施設の整備構想についておたしをしたいと思います。まず再質問させていただきます。先ほど申し上げました、確かに年々高齢化率が上昇しているということは、私も認識しておりますし、また、町当局もそのように認識されておられると思います。そのなかで、豪雪地帯をもっている我が本

町において、この高齢者の方々が、生き生きとした暮しができるような道はないのかというようなこと、そして、この地域から出ていきたくないという方もおられます。できるのであれば、いつまでもふれあっていきたいなという方もおられます。だとすれば、どのように生き生きとした暮しができるような道はないのかということであるとすれば、このような福祉施設ではなくて、高齢者が生活し得るような支援施設というのが、各地区に設けられているのであるとすれば、すごく高齢者の方々に力強い支援という形でお届けができるのではないのかなと、こんなふうに思います。

そういうところの内容を、もう一度お聞かせいただきたいと思います。どのようなものがあるのかということ、なかなか難しいかと思いますが、できれば、こういう部分というように姿でお話をしていただければと思いますので、再質問だけさせていただきます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 高齢化率が上がって、高齢者の一人暮らし、あとは高齢者世帯が増えてきているという現状にあって、高齢者の方が生き生きと自分の地域で生活できるような支援ということでありまして、今回、議員のほうからは、そういう高齢者の生活支援施設のようなものをというようにございまして。

町には、いま現在、生活支援ハウスというものが、さゆりの園の脇にあるわけでありませんが、そこは14人の、12世帯14人の方が入れるような施設ということではありますが、毎年冬期間は、ほとんど満杯にあるというようにございまして。当然これから、まだ高齢者、一人暮らし世帯とかが増えてきている現状がありますので、やっぱりそういった施設は必要になってくるのかなというふうに考えております。それも今度は、西林とか、そういうところでなくて、奥川ですとか、新郷ですとか、その地域地域にそういったものがあれば、なお地域に暮らしていけるというように部分があるのかなというふうに考えております。

そういったこともありますので、各地区にどういった施設が必要なのかも含めまして、先ほど町長、答弁しましたように、意見集約なんかもしながら、意見調査なんかもしながら、今後、整備に向けて検討していきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私もそういう老人の方々の、ご高齢の方々の生き生きとしたその暮しができるようにということで、ずっとこう見てまいってきたわけですがけれども、町のお考えが、だいたいこう理解できるころまでできましたので、ぜひとも実現に向けた構想を打ち出していただきたいと、こんなふうには思います。

ただ、私が1つご提案をしたいのは、いまの一番の問題にも関わる部分もあります。いまのこの集落環境維持の問題、それからまた、このご高齢生活支援の問題について、ある程度同じようなお悩みを持った町もあるようでございまして。そのなかで、ちょっと私がある程度読んだなかで、ちょっと注目したのは、集落機能の強化というのに対しまして、行政との協働と、こういうことが非常に考えておられる町なんだなということで、住民と議会が意見交換をしながら、町行政の今後の重要課題として政策提言をされているということなんです。そういうなかで、いろいろとこの難問を解決しようとしていることに注目

したわけでありませう。

それは、仮定で申し上げますと、集落復興支援基本条例というような仮定の名前ではありませんが、そういうことを考えながら、こういう難問に立ち向かっていくんだということ、非常にこう目にとまったわけでありませうから、本町にとりましても、こういう問題を避けては通れるものではないというふうに考えたわけですね。先ほど町長がお話、お答えしていただきましたなかでも、だいたい似ているところがあるんだなと、こんなふうに思いましたけれども、こういう条例の制定なども含めて、考えてみるお考えがないかどうかを伺っておきたいと思ひませう。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 先ほど言ひましたように、町では、これから高齢化率の高い集落等々において、しっかりと維持管理を、協働体制を担っていかなければならないということでありませうので、全集落にわたって、先ほど申し上げました集落維持管理診断、これをやっぱり行っていく必要があるなというふうに思ひませう。

ですから、先ほど言ひた人足の状態とか、集落の維持はどういう状況になっているとか、あるいは年間行事、さらには除雪体制とか、そういったものをある程度ランク付けして、これはだいたいどのランクに該当しているのかというふうなことも、しっかりと状況把握は、まずしていかなければならないということでありませう。

そのなかで、やっぱり条例をつくるということは何かという、町がそうしなければならぬということまで踏み込んでなるわけでありませうから、それがどういう条例が適切なのかどうなのかということについては、いま即答できませんけれども、それに見合う条例というものは、果たしてこれからあるのかどうか、そういったことも踏まえながら検討していくことも大事だなというふうには思ひませう。

したがって、これから集落の皆さんの、まずは意向を調査をしなければならぬだろうというふうに思ひませう。先ほども言ひましたように、生活支援ハウスがいいといへば、それはよいことは当然進めていかなければならぬけれども、しかし、いくら雪が降っても、自宅で、私は冬期間でもここに居たいんだという、そういう方々もいるわけですから、そういった方々の意向もしっかり調査をしていかなければならぬということでありませうので、それには維持管理体制というものが、しっかりと診断のなかでさせていただくことになるかと思ひませうので、これから大事なのは、やっぱりそこに住む方々の意向をしっかり調査をしていくということも必要かというふうには思ひませうが、まず前段、そういう取り組みをさせていただきたいというふうには思ひませう。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私なりの思ひも町のほうへ伝わってはいらぬというふうには、判断はしてあります。そのなかでお答えをいただきました。非常に前向きなお答えをいただきましたこと、今後それらの実現に向けて、ぜひとも緩まずに、また、自信を持ちながら行政を司っていただきたいと、私、この質問をこの程度にいたしまして、終わりにしたいと思ひませう。ありがとうございました。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 議場の皆さん、こんにちは。いよいよ西会津町も田植えも終わり、水田のほ

うでは、徐々に除草対策に入ってきた時期だと思います。そんななかで、今定例会に一般質問の通告をしておりますので、通告に従い一般質問をまいります。9番、三留正義です。

それでは、質問事項としまして、地域学校協働活動事業について、町長の提案理由の説明に、地域学校協働活動事業に関する説明がありました。次のことについて伺います。

1つは、地域学校協働活動事業の目的と仕組みについてお伺いいたします。

もう1つは、その3年間のモデル事業となっておりますが、現状課題と3年後の目標をどのように設定しているのかを伺います。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 9番、三留正義議員の地域学校協働活動事業のご質問にお答えいたします。

はじめに地域学校協働活動事業の目的、仕組みについて申し上げます。昨今、急激な少子高齢化やグローバル化の進展に伴い、地域においては、地域社会の支え合いの希薄化、教育力の低下、家庭の孤立化などの課題が指摘され、学校においては、いじめや不登校、貧困など、子どもを取り巻く問題が複雑化、困難化しており、地域総掛かりで地域の子どもの育てて行くことが求められており、地域と学校の連携・協働の仕組みが必要不可欠となってきているところです。

これを受け、福島県教育委員会では、新規事業として地域と学校が連携・協働して未来を担う子どもたちの成長を支える地域学校協働活動事業を県内8町村で実施することになり、会津管内では本町で実施いたします。

県教育委員会が示した主な事業内容としましては、1つは、地域活動、ボランティア活動。2つ目に、放課後の学習支援。3つ目に、家庭教育支援活動などであります。

推進するにあたり、学校に担当教職員を、地域にはコーディネーターを配置します。運営母体としては、地域学校協働本部を設置し、広い層の地域住民、団体等に参画を求め、活動を進めて行きます。

現在、実施しております学校支援地域本部事業は、学校支援を中心とした事業となっております。一方、地域学校協働活動事業は、従来の学校支援活動を基盤に、支援から地域と学校の双方向性を持った連携・協働を目指す仕組みを構築して行くことにあります。

次に、現状課題と3年後の目標について、お答えいたします。本町の課題としましては、いくつかある中で、特に、全国学力・学習状況調査の結果から、学力の向上について重点的に取り組む必要があると考えています。もう1つは、地域に開かれた学校づくりの推進であり、学校の様子を多くの町民に知っていただくことです。

問題解決に向けた、3年後の目標についてであります。学力については、学力の二極化を改善し、調査結果の数値を全国平均値以上に持っていくこととあります。

次に、地域に開かれた学校づくりの目標につきましては、まず、地域の人が学校に行きやすい環境をつくることです。学校を核として地域の大人と子どもが交流し、学び合い、地域社会との関わりの中で子どもに社会性を育み、生きる力を身に付けさせることとあります。

町としましては、地域学校協働活動事業に取り組むことにより、自立した社会人として広い世界で活躍できる児童生徒を地域総掛かりで育成して行くと同時に、教育を通した町

づくりにも資することができると考えておりますので、ご理解願います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 私も、この地域学校協働活動事業というのは、ちょっと耳慣れない部門だったので、これを機に深めてみたいなと思ひまして、今回は質問させていただきます。先ほど同僚議員の一般質問のなかで、学校側には教員が1名配置になっているということでしたが、地域のほうのコーディネーターの構成というのは、どのような配置なのか、その辺はどのようにしているのか、ご質問申し上げます。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

まず町では、町の事情をよく熟知している方、教育にも、それから町の事情にも、そういう方をコーディネーターとして、教育委員会が委嘱して、そして協働本部をいろんな方にご協力いただきながらつくっていくと。そして学校側には、窓口になる教員が配置されていますので、その方と連絡を取り合いながら、どういうふうな支援、それから、学校のほうとしては、これはスタート時期は難しいかもしれませんが、地域にどのような学校としての支援ができるのかなども含めて、考えていただくようなことになるといふふうに思っています。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 コーディネーターについては分かりました。あと、地域学校協働活動本部の設置という部分が出てきていますが、構成といいますか、どのような構成組織なのか、ちょっとその内容について、ちょっと分からないので、そのところをお願いします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

具体的なところについては、これから町のほうで委嘱するコーディネーターと、それから学校のほうの担当者と中心になって、どういう方々に広くお願いすることが一番いいのか、そこを検討しながら進めていくようになると思います。

いずれにしても、幅広い年齢層、それから広い視野をお持ちの多くの町民の方に、ぜひこの本部に委員として入っていただいて、この事業を進めていく核となるようにしてまいりたいと思っています。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 あと、評価検証委員、推進委員会等の設置ということで、評価を一定のスパンでされていくのかなと思うんですが、その評価の、いまのところ、全部がこうびたっと決まっていないのかと思うんですが、だいたい構想的にはどのような検証で、それを具体的な推進にもっていくのか、現段階でのお考えをお伺いしたいんですが、お願いいたします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

先ほどの答弁のなかでも1点については申し上げました。学力に関しては、全国学力調査等を1つの評価の物差しにしたいというふうに思います。それからあと、学校にできるだけ多くの人においでいただきたい、そのことについては、現在、中学校にも、

小学校にも大きなホールがございます。中学校には吹き抜けのホールがあります。小学校には町民ホールがございます。学校においでください、おいでくださいと言っても、やっぱりなかなか理由がないと町の方は学校に、やっぱり敷居が高くてなかなか行けないだろうなということですので、あそこのホールを活用しまして、いろんな学校の事業、教育活動に大きな支障になるようなことはできませんけれども、おいでいただくような事業を進めながら、多くの町民に来ていただく。実際に何名かの町民に来ていただいて、その学校の校舎に入った状態で学校の雰囲気を感じ取っていただきながら、ああ、こういうことがもう少し、我々町民ができたらいいなというものがありましたら、そういうものも検討しながら、学校支援をできればいいなというふうに思っています。

また、それがある程度できるようになったら、学校としても、町のために何ができるのかということも考えていただければありがたいと、双方向性に最終的にはもっていけたらいいなというふうに思っています。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 課題に向けて学力、そういったもの、あと、地域と学校の距離を近くしていくというんですか、イメージ的にはそういう大事な部分というのが2つあるのかなという事は理解できました。

そのなかで、一節、放課後の支援をしていくんだと、あと地域では家庭よりの、より家庭に入っていくというか、それに近いのかな、そういったことをイメージしているような一節が出てくるようなんですが、その部分というのは、どのような関わり合いで、関係で家庭のほうにアプローチしていくのか、そういった基本的な構想というのが、ちょっと見えてこないで、その部分をお願いしたいんですが。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

まだ具体的なものについては、もちろんこれから詰めていくわけですが、放課後の学習支援ができないかなということを考えております。先生方には、できるだけ手を煩わせないようにしながら、地域の多く人に関わっていただきながら、放課後、そんな長い時間はできないかもしれませんが、短時間でもいいので、継続的にそれを進めていくことはできないのか、そういうことで、まず子どもたちの支援をしていきたいと。それを1つのステップにしながら、もっともっと各地域に入り込んで、さらに支援ができないかどうか検討していきたいと。いまのところは、放課後の学習支援を、まず進めていくことはできないかというようなことで考えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 はい、具体的な設置作業等はこれからだというお話で、私も事前に教育の振興計画ですか、なかもちょっとばらばらと見てきたら、そのなかに、家庭と学校の一節がありましたけれども、それがクローズアップして、大きく前に出てきたものなのかなという認識ではおりましたが、いまの説明、ずっと答弁から一貫してお話を聞いてきたところで、やはり学力を全国以上にする目標、私はそれも本当にこれは非常に大事なことだろうと、未来を担う子どもたち、体と学力、あと徳とかいろいろなお話も前段ありましたが、やっぱり人間形成、小さいうちから本当にいい教育、そういったものを子どもたちに与え

られていければ、本当に私は、ゆるぎない地域の心、愛を持った子どもが育まれていくのかなと私も認識しているところです。

本当に今般の説明で、この地域学校協働活動事業について、概要について私も理解できましたので、私の一般質問はここで閉じます。ありがとうございました。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、こんにちは。4番、小柴敬であります。本日は、通告に従いまして大きく1つ取り上げさせていただきました。順次質問をいたします。

大きなタイトルとしまして、雪対策及び西会津町雪対策基本計画の目標の実現に向けてという項目で質問をいたします。

昨年、平成28年12月に、西会津町雪対策基本計画が策定され、できあがった計画書が配布されました。この計画書をもとに、今後の町内の快適な冬期間の生活が進められると感じておりますが、平成29年度の実施計画に向けて、どのようにお考えなのか、以下の点についてお聞きいたします。

1項目目、町民に対して、広報にしあいづ平成29年の2月であります、掲載されました。基本計画の具体的な内容をどのように周知徹底していくのかお伺いをいたします。

2点目として、雪害対策への具体的な対応を町はどのように考えていくのか。

3点目、基本計画の推進にあたり、短期、長期の実施計画が示されておりますが、どの程度の年数をかけて具体的に実施を見込んでいるのか。

4点目、流雪、そして融雪、それぞれの利点、欠点があるかと思えます。本町の高齢化が進行するなかで、冬季の安心安全な生活に、早期に方針を示す必要があると考えますが、町の考えを伺うものです。

5点目、野沢地区においては、流雪溝の水源となっている山口堰の水量が毎年の課題となっております。安定した供給を確保するための方法について、町の考えを伺うものです。

6点目、今年度の事業計画に入っておりますが、野沢中央線、消雪施設の調査委託事業は、いつごろ開始の予定なのかお伺いいたします。

7点目といたしまして、昨年度、野沢地区の流雪溝、流量調査事業、これを委託しておりますが、事業の内容及び成果、そして、今後どのように活用をしていくのかお伺いします。

以上7点、よろしく申し上げます。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 4番、小柴敬議員の雪対策及び西会津町雪対策基本計画の目標の実現に向けてのご質問にお答えいたします。

昨年12月に策定いたしました西会津町雪対策基本計画については、雪処理対策や道路除雪全般、利雪を含めた冬の快適な生活環境づくりなど、ハード、ソフト両面からの克雪体制の構築を目指す総合的な雪対策の計画として策定したものであります。

はじめに、町民に対して基本計画の具体的な内容をどのように周知徹底していくのかについてのおただしであります。計画策定後に各自治区や関係機関に計画書を配布するとともに、広報紙や町ホームページに掲載し、町民への周知に努めてまいりました。今後も計画の内容については、ケーブルテレビなどを活用した啓発に取り組むほか、今年度は、

雪処理に関するマナーやルール、行政機関などの福祉サービスや除排雪体制を掲載した冬の暮らしガイドを作成し、周知を図っていくこととしております。

次に、雪害対策への具体的な対応についてのおたただしであります。雪害対策については、今年度からは降雪前に雪害対策本部を設置し、危険箇所の点検をはじめ、一人暮らし世帯や高齢者、障がい者世帯などを事前に把握し、自治区や関係機関と連携した冬期間の支援体制を構築することとしております。

次に、基本計画における短期、中長期の実施計画の推進につきましては、導入の容易さ、町民のニーズ、効果などを勘案し、短期の施策については、現在実施している、または実施可能な施策とし、実施時期をおおむね5年以内としております。中長期の施策については、実施にあたって町民や自治区との合意形成、技術的課題や財政的課題の解決が必要な施策としており、町総合計画の実施計画と調整を図りながら推進していくこととしております。

次に流雪、融雪を含めた雪対策の方針についてのおたただしであります。流雪溝は道路除雪後に路肩に寄せられた雪の処理や住宅敷地内の雪を敷地外へ排雪するための設備として有効である反面、流雪溝を機能させるための水量の確保や流雪溝へ投雪できない高齢者世帯の増加などの課題があります。

融雪については、消雪パイプや無散水消雪など、雪を融かすことにより、除雪作業の軽減や除雪作業による事故防止などの効果はありますが、その反面、地下水の確保や水枯れ、ランニングコストが増大になるうえ、積雪が多い地域では十分に機能しないなどの課題があります。

このため、本町では、降雪状況や降雪量など、地域によって気象環境が大きく異なることから、その地域にあった雪対策を進めていく必要があると考えております。なお、今年度より、計画を推進していく組織として、雪対策基本計画推進委員会、仮称であります。を設置することとしており、雪対策の現状や課題の検証、年度別実施計画の策定作業などを行うこととしておりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、はじめに流雪溝に関するご質問にお答えをいたします。

野沢地区の流雪溝をより効果的に活用できるよう、平成28年度に山口堰の取水口から流末までの水量調査と、流雪溝を測量し勾配等の調査を実施いたしました。その結果、現施設では山口堰からの取水量は限界であり、これ以上を取水するには施設を整備するしかないことが、明らかになりました。山口堰は農業用として取水が許可されているなど種々の課題はございますが、今後、施設の改善に向けて関係機関や関係者と検討を進めてまいります。

一方、流雪溝の測量結果では、逆勾配になっているところが数箇所発見されました。本線の上流部分では、野沢郵便局付近が逆勾配となっており、これを根本的に直すには長い区間の側溝をすべて布設替える必要があります。大規模な工事なため、このことは長期的な視点でとらえていただき、当面の対策としては、施工により有効性が実証された雪が付きにくくなる内面塗装を、詰まりやすい個所に継続して施工してまいります。

また調査では、分水方法の見直しにより、投雪時間の延長や流量の増水方法が提案されました。これが現場に合致した方法であるかを、冬になる前に野沢地区の克雪活動実行委員会とともに検討していく考えですので、ご理解願います。

次に、野沢中央線の消雪施設調査委託に関するご質問にお答えします。町は、地域の実情に応じ、機械除雪、流雪溝や散水による消雪、電気などでの融雪により、除排雪をしています。野沢中央線は、大量の雪を短時間に排雪できるよう、機械除雪と流雪溝を組み合わせ実施しております。しかし、高齢化や空き家の増加により、流雪溝への投雪が大変になったとの声もあり、散水による消雪を検討しております。本年度の予算に調査費を計上しており、今後、早期に着手し年度内で結果が出せるよう進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、1点目から順次再質問をさせていただきます。町のほうでは、昨年2月に、この雪対策に対して策定委員会を設置、そして10カ月後、12月にこの基本計画、これが策定されました。当然、広報にしあいつ、これは皆さんがご覧になっていることと思います。冒頭のこの広報にしあいつのなかで、町は今後、この基本目標の実現に向け、計画の推進を図っていくと記載されております。年度が変わったばかりのこの時期、ちょっと早いんじゃないのというようなことで思われますが、半年後には降雪を迎えます。豪雪地帯に住む私たちにとっては、冬季の安全安心、この生活を確保するために、いまから考えておかなければならないと思って、今回の質問をさせていただきました。

事実、この基本計画、昭和62年度、それから平成13年度、そして昨年28年度、今回で3回目の計画の策定というふうになってありますが、やはりこの実現に向け、早期の予算化に向けて動きを見せてほしいと思うんですが、今年度内に実施計画等に移行させるというような項目はあるんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回策定いたしました雪対策基本計画であります。この計画の性格ですが、雪にかかる現状と課題を把握いたしまして、どのような考え方で雪対策に取り組むのか、どんな施策を実施していくのか、これらについて、各分野ごとに実施施策をまとめたものでございます。総合的な雪対策の指針という位置付けでございます。

具体的な取り組みについてのおただしであります。その施策の実施方法、実施時期については、関係者と協議しながら、できるものから実施に移していくというような考え方でございまして、もう既に計画書に盛り込まれているなかでは、道路除雪の除雪基準の見直し、それから、雪の相談窓口の設置、これらについては実施しているということであり。先ほども申し上げましたが、雪対策基本計画推進委員会、仮称ではありますが、そちらを立ち上げまして、今後どのような施策を、計画に位置付けられている施策をどの時期にどのような内容で実施していくのか検討を進めながら、来年度以降の実施計画に反映させていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 順次計画に盛り込んでいきたいというようなことであります。早期、細かい

ことではありますが、一項目一項目、見直しを図っていただきながら、実施計画に盛り込んでいっていただきたいと思えます。

そんななかで、このコンセプトのなかの③という項目があるんですが、高齢者や除雪弱者に優しい雪処理体制の推進とありますけれども、これはすぐにでもできる項目があるかと思ひ、私は今回提案させていただきますが、事前に高齢者、一人暮らし、あるいは除雪弱者、この方を調査しまして、玄関の前には、なるべく大きな雪の塊を置かないというような細かい施策というものは、いまからでも調査をすれば実現可能ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げます。

除雪の関係ですので、私のほうでお答え申し上げたいと思えます。冬期間の機械の除雪につきましては、議員もご存じのように、ほとんどのところは大きな機械を使いまして、それで、できるだけ負担にならないように雪を振り分けながら除雪をしているというのが実態でございます。特に野沢町内あたりですと、流雪溝のほうに雪を投雪するということがございますので、そういったなかで工夫をしながらやっております。

いまほど議員おっしゃったように、その世帯、世帯で、本当に高齢者しかいない世帯、あと若い者がいる世帯、いろいろございます。そういったものについては、特に、いままでは自治区長さんを通じながら、そういう情報を集めながらやってきたところがございますが、さらに調査をしながら、そういった点についても力を入れてやっていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 的確な答弁、ありがとうございます。そのように対策をよろしくお願ひしたいと思えます。

それで、このなかの安全な生活環境づくりというなかに、自助項目、防災ハザードマップで危険箇所をあらかじめ確認するとあります。現在、作成中の防災ハザードマップではありますが、このハザードマップのなかには、冬場の危険箇所なども盛り込んでいくというようなことはあるのでしょうか、この点をお伺ひします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

平成28年、29年とハザードマップをご承知のとおり作成しております。現在も作成しております。それで、おただしの危険箇所ということでございますけれども、これにつきましては、雪崩の危険箇所をハザードマップに入れる予定でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 雪崩の危険箇所というようなことではありましたが、雪が降れば、ましてや大雪になれば、当然、大型機械が動きます。となると、この大雪の場合、雪の塊が各交差点、その角に非常に多く溜まるというような点が多々見受けられます。野沢町で言いますと、信用金庫のあの周辺の四ツ路。あとは、通学路で言いますと、小島地区のさゆりが丘ですか、その辺の交差点。非常に見通しが悪くなってまいります。そういったところも、しっかりと早期にパトロールをしていただいて、早期に、なるべく早いうちにその除雪をして

いただくというような対策は取れますでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 除雪の関係ですので、私のほうでお答え申し上げたいと思います。

まず、具体的な例を出されてご質問されましたが、まず1点は、県道大久保野沢停車場線、あそこの十字路の部分だと思えます。あそこの部分、基本的には駅前のほうが消雪で、マイロードのほうが機械除雪というようなことで、あと両側には歩道が設置されております。その関係上、どうしても歩道と車道の間に雪が高くなり、それで見通しが悪くなるということがございます。これについては、毎年ですが、うちのほうからも話をして、県のほうで、その歩道と車道の間の雪を取っていただくというような作業をしていただいています。今後も、その毎年の積雪の状況にもよりますが、やはり基本的には安全を確保するためには、やはり間の雪というのは極力低くしていただいたほうがいいものですから、それについて要請したいと思えます。

また、町道についても同じようなご質問がございまして、そこも同じように、やはり車道と歩道の間の雪ということで、どうしてもお互い、車道、歩道、それごとには除雪しておりますが、その間がどうしても多くなるということがございますので、それについても、今後も町としてもそれについては努力をしてまいりたいと考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 そのように対策をよろしく願いいたします。

それでは、2項目目に移らせていただきます。雪害の対策についてであります。3月議会の同僚の議員の一般質問に対しまして、町はPDCA、計画を策定し、実行し、評価し、確認をするというような内容の答弁をいらっしゃいます。そしてまた、そのなかで、降雪期の早い段階で雪害の対策本部、これを設けるということをおっしゃっています。また、いまも答弁のなかでいただきました。

それで、副町長がそのなかで、いまからこの冬、今年の冬ですが、どういう状況だったのかのアンケートを取って、今後、その雪対策に反映をさせると。そして、いま取り組んでいるんだと。それで、顔の見える対応を町としてもしっかりしていくということではあったんですが、そういったことも含めて、生活弱者、あるいは危険箇所、この冬の確認、そういったものはなされましたでしょうか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 いま小柴議員からおただしありましたように、私のほうから3月議会でご答弁申し上げましたように、今年の冬の状態を踏まえまして、まずはその雪の降っている状態をいまから十分に把握しておかないと、次の冬にそれが反映されないということでありましたので、アンケートを取らせていただいたところであります。

その内容については、いま担当課のほうで集約をしてございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思えます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 この雪害の対策本部というものであります。この雪害の対策本部、これを早期に立ち上げるということで、何がどのように変わるというふうに町はお考えでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　お答えをいたします。

雪害対策本部の事務局、町民税務課になりますので、町民税務課のほうからお答えをさせていただきますと思います。先ほど企画情報課長がご答弁申し上げましたように、降雪期前から、あらかじめ雪害対策本部を設置いたしまして、いろいろな情報の収集、あとは先ほど申し上げました、例えば一人暮らしの高齢者の状況の確認ですとか、様々な、あと危険箇所の点検等を事前に準備しながら、その対応にあたっていく。また、その相談窓口としましても、各々各課で業務ございますけれども、その集約を町民税務課のほうで、雪害対策本部事務局として行っていきたいというふうに考えてございます。

○議長　4番、小柴敬君。

○小柴敬　それでは、次の項目に移ります。具体的な実施計画の移行作業ということですが、昨年の11月8日から10日にわたって、町民に対してこの基本計画の策定、これに説明会がございました。そのなかで、町民の方々の意見として、短期は、できれば1年、中期は3年、長期は5年以内というような要望があったわけですが、やはり今後、この実施計画、何年度に何をやっていくか、それに関して、いま町から雪対策の基本計画推進委員会ですか、これを立ち上げるということでありましたので、実質、実際にこの対策委員会、これはいつごろ立ち上げる予定でいるわけでしょうか。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えをいたします。

雪対策基本計画推進委員会、いつ立ち上げるのかというご質問であります。なるべく早い段階で、7月、8月中には立ち上げて、検討に入ってまいりたいというふうに思います。

○議長　4番、小柴敬君。

○小柴敬　町内の最大の除雪組織があります野沢町内ですけれども、この克雪の実行委員会も立ち上げてから30年が経過し、やはり高齢化が進行している状況であります。こういった町内の除雪組合、こういった組織から要望があったときには、町の財政的な支援、これについては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。例えば、降雪前、融雪溝周りの除雪であったり、小型除雪機の貸し出し、設置だったり、あるいは、雪降ろし作業に対する財政支援だったり、この3点についてお聞きします。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　除雪支援にかかる財政支援というおただしにお答えいたします。

これらについても、今年度より検討をして、実施計画予算に反映させていきたいというふうに考えておりますが、基本計画のなかでは、すぐにといいいますか、実施している、実施可能なものは5年間のうちに、それから、財政的な課題、技術的な課題があるものについては中長期ということで、切り分けて掲載してございますが、そのような工程で検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　具体的な部分については、私のほうからお答え申し上げたいと思います。

先ほど言いました野沢町内の克雪活動実行委員会、また除雪組合については、いまのところは機械の貸与という形でご支援を申し上げ、またその機械については、油代、そうい

ったものを含めて支援をしております。

今後につきましては、先ほど企画情報課長もお話しましたように、そういった形で検討を重ねていくということでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 そのなかで、確か3月の同僚議員の一般質問のなかで、町長の答弁で、雪降ろし作業にかかる財政的支援も、将来的にはあり得るんじゃないかというようなお答えがあったかと思いますが、そういった検討については、前向きにされるというようなことでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

雪降ろし作業にかかる財政的な援助ということですが、これにつきましても、雪対策基本計画推進委員会、このなかで十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、質問項目を次に移らせていただきます。冬季の安全対策、昨年、事故が起きました。やはり早いうちに、西会津はケーブルテレビがあります。そこで新しく、この冬の雪対策に関する各種の対応策、それを1つの番組等つくって、事前に高齢者の支援方法はこうだ。あとは高齢者は、このように危険な場所には近付かないでほしい。ここが雪庇があるというようなことも含めて、1つの政策の番組を、1つつくって、11月末、もしくは12月の降雪前、そういったものやってみようというような取り組み、いま考えてはいらっしゃいませんか。これももし考えていなければ、提案をしていきたいと思いますが。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

ケーブルテレビで雪に関する注意ですとか、情報ですとか、番組をつくって放送してはどうかというようなご質問だと思います。いままでも、雪の事故防止、それから気象情報、それらについては情報提供してきたところですが、番組というお話がありましたので、十分検討していきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 前向きな検討をしっかりと対応をお願いいたします。

次に、山口堰の問題について質問させていただきます。いままで30年近く経過するわけですが、1級河川といったこともあって、川のなかに構築物を設置することは困難、なかなか陳情等がされてこなかったように伺っておりますが、実質、そういった陳情的なことはされたことがあるんでしょうか、確認だけお願いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 山口堰の件についてお答え申し上げます。

この堰につきましては、先ほど答弁しましたように、農業用の水利ということで、この頭首工については許可がなされております。それで、ここにつきましては、実際、夏場は農業用、冬にその農業用の用水ではありますが、それを雪を排雪する水ということで利用しているというようなスタイルになっております。したがって、水利権についても、

農業用でなっている慣行水利権でございます。

これについては、川を管轄しているのが、1級河川ですので、福島県の喜多方建設事務所でございます。ここの許可権限を持っておりますので、そちらとは、要望書という書類では出したことはございませんが、ことあるごとにお話をしながら、現在ある施設について、こういう使い方をしているので、いい方法はないかということでお話をしております。

先ほどありましたように、なにせ農業用ですので、それをもし変えるのであれば、違った目的のものにするということですので、そういった意味から、関係機関、関係者と検討を重ねながら進めていくということでご答弁申し上げたところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 よく分かりました。山口堰については、いろいろと町側、それから実質使っている我々、克雪の活動をしている者と一緒に、また町内の自治区長と協議しながら進めていきたいと思っておりますので、そのときはよろしくお願いします。

それでは、消雪のための調査ということではありますが、これはどのくらいのメーター、この金額で掘れるわけでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回の消雪の調査ということで、野沢中央線ということで、ここについて今年考えております。それで、これについては、まだ作業中といたしますか、これから設計を組む段階でございまして、その場所や地質、またそういったものによって金額が変わってくるということがございますので、これについては、先ほど申し上げましたように、今後、着手をしてやってまいりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 以前は、本町からずっと原町まで、消雪パイプ、これが通っていたわけでありまして。本町自治区の方の一部には、井戸水が水位が下がったとか、それから、また赤水がすごく、非常に多くて、毎年パイプから真っ赤な水が出て、非常に夏場になると景観がよくないというようなことでありましたので、その辺はしっかりと調査をしていただいて、今後、長期にわたる克雪関係です、しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

流量調査に関しましては、しっかりと伺いましたので、これで私の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(14時35分)

平成29年第4回西会津町議会定例会会議録

平成29年 6月13日(火)

開 議 10時00分
散 会 14時46分

出席議員

1番 三 留 満	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
2番 薄 幸 一	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
3番 秦 貞 継	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
4番 小 柴 敬	10番 多 賀 剛	
6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫	

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	玉 木 周 司		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第4回議会定例会議事日程（第5号）

平成29年6月13日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（各常任委員会）

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

1. 伊藤 一男
2. 多賀 剛
3. 青木 照夫
4. 清野 佐一

（各常任委員会会場）

- 総務常任委員会 …… [議員控室] （第1会議室）
- 経済常任委員会 …… [議会委員会室]

○議長 おはようございます。

平成 29 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

監査委員、佐藤泰君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、おはようございます。7 番、伊藤一男です。私は、今次定例会において、2 項目にわたって一般質問を通告しておりますので、これから順次質問をいたします。

まず最初に、まちなか活性化についてであります。本町では、野沢まちなか活性化を図ることを目的に、平成 25 年から 28 年度の 4 年間、野沢地区都市再生整備各種事業を展開してまいりました。これにより、原町には野沢地区ポケットパークとして、野沢駅前通りは、たかはし桜公園として供用を開始したところであり、両施設の完成により、まちなかの景観もよくなり、地域の皆さんの憩いの場の創出であったり、イベントの広場というようなことで、賑わいの創出であったり、災害の場合の避難場所であったりと、いろいろな効果が期待できるものと思います。

今後、さらなるまちなかの賑わい創出や景観づくりには、この事業で終わることなく、次の施策を計画すべきと思いますが、その計画についてお伺いをいたします。

2 つ目として、友好都市との交流についてであります。本町では、沖縄県大宜味村や宮古島、横浜市鶴見区、埼玉県三郷市などとの交流を推進しているところであり、現在まで友好都市との交流については、物産を中心とした交流を行ってきたところであり、今年度は、モノからヒトへの交流にシフトをして、交流人口の拡大に向けた取り組みを進めるということですが、そこで、次の点についてお伺いをいたします。

1 つ目として、平成 28 年度の交流内容についてであります。

2 つ目は、今年度の具体的な取り組みについてお伺いをしたいと思います。

以上、私の質問といたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 7 番、伊藤一男議員のまちなか活性化についてのご質問に、お答えいたします。

町では、平成 22 年度に、野沢まちなか再生プロジェクトを立ち上げ、地域住民や関係団体、行政が野沢地区が抱える様々な課題を共有し、魅力的で活気に満ちた、安全安心で快適な暮らしができる野沢地区を目指し、検討をスタートさせました。その話し合いなどを基に平成 25 年度から平成 28 年度の 4 年間をかけ、国土交通省の都市再生整備計画事業を導入し、町道上原中央線の新設や野沢駅前公園、原町ポケットパークの整備、ふるさと自慢館整備の支援、その他各種ソフト事業に取り組み、まちなか活性化や賑わい創出に向

けた基盤づくりを進めてきたところでもあります。

そして、去る4月28日、繰り越ししておりました原町ポケットパークは、野澤宿ポケットパークとして、同じく6月4日、野沢駅通り公園は、たかはし桜公園として供用を開始し、都市再生整備計画事業は完了を迎えたところでもあります。

今後は、地域住民の皆さんや商店会の皆さんとともに、これら施設を有効に活用し、野沢まちなかの活性化や魅力ある商店街づくりを進めていきたいと考えております。

また、今年度より野沢まちなかの活性化を話し合う組織として、仮称ではありますが、野沢地区まちづくり検討委員会を立ち上げ、役場移転後の跡地利用や、旧野沢保育所の跡地利用などを含め、これからの野沢中心部のまちづくりのあり方について、検討を進めることにしております。その中で、さらなるまちなかの賑わいの創出や、景観づくり、安全安心な環境づくりなど、野沢地区の皆さんはもとより、広く町民の皆さんの意見をお聞きしながら、検討を進めていく考えでありますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 7番、伊藤一男議員の友好都市との交流についてのご質問にお答えいたします。

まず、平成28年度の友好都市との交流内容についてであります。人材の育成を目的とした沖縄県大宜味村との児童生徒の交流をはじめ、健康づくりを目的とする宮古島市との食生活改善推進員の交流のほか、それぞれの産業まつりにおいて物産等を出展してまいりました。横浜市鶴見区との交流については、鶴見区の3大イベント、三ツ池公園フェスティバル、鶴見川サマーフェスティバル、つるみ臨海フェスティバルにおいて、物産や観光PRを行ってきたところでもあります。また、食の安全安心をPRする生産者と消費者との交流会を鶴見区内で2回、東京都内で1回実施したほか、本年2月には雪国体験ツアーを実施し、28名の方が来町したところでもあります。さらに、雪国体験ツアーには災害協定を結んでいる埼玉県三郷市の職員6名も参加し、交流を深めたところでもあります。

次に、今年度の具体的な取り組みについてであります。モノの交流においては、昨年度に引き続き各交流都市のイベントに参加し、物産等の販売・観光PRを実施するとともに、ヒトの交流では、昨年度2月に実施した体験ツアーを今年度は9月から10月ごろに秋の収穫体験、2月の雪国体験と2回計画しております。さらに昨年度も実施しております生産者と消費者との交流会につきましても、これまでと同様に鶴見区内で2回、東京都で1回の3回計画しており、モノからヒトへの交流に向けた取り組みを推進する考えであります。

友好都市等との交流につきましては、今後も、モノからヒトの交流となるよう検討しながら、交流人口の拡大に向けた事業を展開して行きたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ただいま、まちなか活性化についての説明をいただいたわけではありますが、これから、まちなか活性化のさらなる施策と申しますか、仕掛けについての話と申しますか、それについては、これから検討委員会を立ち上げて、そこで検討をしていくというようなことではあります。やっぱりいま、この上原地区、原町地区のそういう公園、ミニパ

ークを見ますと、やはり地域の人たちの憩いの場であったり、またイベントを開けるような場所で、賑わい創出であったり、災害のための避難場所になったりというようなことで、大変いい施策だと思っております。

ただ、原町地区なんかにおいては、やはりそういういろんなイベントもやっているところでもありますので、そういうことも、この事業とは別なところから、そういう整備するような、何かこう事業を見つけ出していただいて、本町地区においても、そういうような公園的なものができればいいのかなというふうに思っておりますが、その辺についてはどのように考えていますか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

いま伊藤議員、申されましたように、たかはし桜公園、野澤宿ポケットパークについては、地域の憩いの場、それから賑わい創出の基盤、災害の安全安心の基盤といことで整備したところであります。今後、今年度からは、仮称ではありますけれども、野沢地区まちづくり検討委員会、立ち上げて、今後の野沢まちなかのさらなる活性化、それから、旧野沢保育所、役場跡地、それらの利用について、今後2年間をかけ、検討していくということにしております。

本町地区の公園というお話ありましたけれども、これについても、このまちづくり検討委員会のなかで、十分に検討してまいりたいと思っておりますし、今後、構想をつくり、実施の段階では、有利な補助事業なり、起債事業、それらを活用しながら整備を進めていくという考えであります。今年度、来年度については、その検討委員会のなかで構想を、計画を話し合っていきたいというふうに考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま課長から答弁ありましたように、やはり、ある程度、その町内においても、バランスのよい、そういうまちづくりといえますか、そういうことも必要だろうと思っておりますし、やはり公園とかできますと、やはり景観がすごく、まちなかの景観といえますか、そういうものがよくなって、まちなかの、例えば、いま公園ができていますが、私も公園ができてから、町を歩いてみますと、やはり公園ができたことによって、例えばいままであった古い商店といえますか、そういったところの建物といえますか、すごく映えてくるような、そういうところもありますので、まちなか景観というのは、非常に大事なことだと思っております。

やはり行政でできることというのは、やはり建物をつくるとか何かというのは、大変だと思いますが、やはり景観といのは、これは行政でできることでもありますので、そういうバランスのいい、そういう景観づくりとか、やはりそれによって、古いものがよく見えたりというようなこともありますので、そういうこともぜひ検討していただきたいと思っております。課長の答弁いただきましたので。

あと、やはりまちなか活性化のための、やはり一方策といえますか、モデルケースとして、やはり私も前からこう言ってはきたんですが、町のなかの空き家などを、町が整備をして、それに商売をやるような、そういうようなスペースを設けて、やはり地元の若者や地域おこし協力隊に、そういうものを貸していただいて、商売をしてもらうというよう

な、そういうこともまちなかの活性化につながると思います。

やはりそれには、やっぱりまちなかの商店で、やっていないような、そういう商売といえますか、そういうものについて、やはり前も言いましたが、そのパン屋さんとか、豆腐屋さん、そういうのは町内にございませんで、そういうことも考え合わせてやったらいいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

まちなかの空き家対策については、人口減少が進むなかで、非常に大きな課題だと認識しております。その空き家を使った、いま議員が申された、いろいろ商売に使うだとか、若者の起業に使うだとか、そういったことも、非常に考えられる有効な施策だと思われまます。今後さらに、先ほども言いましたが、まちづくり検討委員会のなかで、その辺も含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 まだこれは検討委員会を立ち上げてのことなので、何とも私も、私もただ意見ということでこう述べているわけでありますが、やはり野沢町内のまちなか、こうよく商店街を見てみますと、やはりすごいほかにはないような、私は、例えば隣り町の阿賀町や、坂下にはないような、やっぱりよく見ると、そういう店屋さんが揃っているというように言えると思います。

それはやはり、いままで旧越後街道といえますか、会津藩から始まって、やはりその一番、福島県の外れというように、やはり何でも自分の町でやらなければならないというように、そういう自給自足といえますか、そういうことで、いろんな店屋さんができたり、またはそういう仕事づくりといえますか、そういうことが、いろんな店屋さんがあって、よく見ると、ほかに負けないというように店がたくさんあります。それは地場産業の野沢民芸さんをはじめ、タンス屋さんとか、桐工芸品をつくっている店屋さんとか、職人の店がいっぱいあります。寿司屋さんでも、肉屋さんでも、ラーメン屋さんでも、生そばでも、かつ丼でもそうですけれども、お菓子屋さんもそうですが、また衣料品店についても、本当に近隣にないような、そういう店が揃っているわけです。

そういうことで、やはりこれをベースにして、ツールといえますか、いろんな道具が揃っておりますので、これはこれから、道の駅の50万から70万人くるというようにも言われていますし、それにつけても、いろんなやはりPRをしないと、やはり来てくれないと思うんですよ。来てくれれば、見てもらえれば、西会津の商店街の一つ一つの店屋さんのよさが分かってもらえるんじゃないかというふうに思いますが、その点のPRといえますか、その辺についてはどのように考えていますか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

道の駅に来るお客さんを、まちなかにどのように誘導していくのかというのも、大きな課題の1つであります。現在、ふるさと自慢館、ありますが、そこまでどのように誘導していくか、街並みをどのように魅力的なものにしていくか、議員おっしゃられたように、町の特性、独自性、それらをどういうふうに出していくのか、大きな課題かと思えます。

今後それらについても十分に検討して、人が誘導できるような街並み、景観整備、行ってまいりたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 やはり、こういうことをやっぱり進めていくには、やはり行政だけではなかなか難しいと思うんですよね。やっぱり町であったらば、商工会、行政、商工会が一体となって、そういうような、やっぱり同じ目的に向かって一緒にやっていくということが、やはり一番必要かなというふうに思いますので、今後やはり、商工会と、いろいろと連絡を密にしながら、やはりこれからの西会津町の商店街やら、そういう発展に努めていくには、やはりそういうことが必要でありますので、行政に関わらず、商工会などと一体になってやっていただければ、これから可能性はあるんじゃないのかなというふうに、私は思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

まず、これでまちなかの活性化については、これで終わりたいと思います。

次に、友好都市との交流についてというようなことで再質問をいたします。以前から交流については、沖縄の宮古島や大宜味村との児童生徒の交流や、やはり食生活改善推進員の交流というようなことで、いろいろずっと以前よりやってきたわけでありまして。やはりそういうなかで、やはり沖縄というのは遠いんですね。そういうことで、やはり1回、そういう団体とか何か来ても、個人や家族で、西会津町に訪れて滞在をしていくというようなことは、なかなか難しいことだと思うんですよね。

そうするとやはり、いま西会津から近い関東圏の横浜市鶴見区、そしてやはり、埼玉県の三郷市ですか、そういうところのやはり交流を拡大をしていかなければ、交流人口の拡大につながっていかないだろうと、そのように思いますが、鶴見区、いま、先ほどお話ありましたが雪国体験ツアー、これについては、どのような三郷市とか、鶴見区から、どのような団体の方々が、こう西会津町に訪れているんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 7番、伊藤一男議員のご質問にお答えしたいと思います。

横浜市鶴見区のモニターツアーと申しますか、雪国体験ツアーで訪れた方々の内訳という部分でございますが、ほとんどが鶴見区在住の方の一般個人の方が28名ということになっております。

以上でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 人数とか、そういう一般個人で来ているというようなことでありますので、それはそれでいいのかなというふうには思います。

ただ、これから交流を進めていくにあたって、やはりこれからはモノからヒトへというようなことで、人の交流となると、やはりいままでとは違った、そういう交流と申しますか、やはり各種団体、例えば商工業者とか商工会でもいいでしょうけれども、あとはJAとか農業関係の人とか、食関係の人、そういう場合において、果たして町の商工観光課がおそらく窓口になるであろうと思いますが、その辺については、相手の市町村の、そういう交流の窓口のところと、課と連絡を取りながらやると思うんですが、なかなかこの難しいとは思いますが、いままで、例えばその商工会、例えば農業関係の皆さんとか、その

ほかの皆さんと、そういういろんな交流の打診と申しますか、ほかの交流市町村にやったことはあるのでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

友好交流都市の関係の商工団体とか、農業団体のほうに対して、町への交流についての呼びかけというような形のご質問にお答えしたいと思っておりますが、こちらのほう、やはり鶴見区とは、いち早くやっております関係から、商工団体ではないんですが、商店街の連合会の方については、お声かけをいたしまして、鶴見区の3つの商店街の連合団体の方が、4年前に1度、28名程度で訪れたということがございます。それ以後は、なかなか日程が合わず、こちらのほうにおいでいただけていないという部分はございますが、そのたびに、いろいろとふるさとまつりなり、雪国まつりにご案内状は出しているんですが、なかなか日程が合わないということで、いままで実現してこなかったというのはございます。

また、農業関係団体につきましては、鶴見区はほとんど農業団体というか、ございませんので、埼玉県三郷市のほうと、三郷市の商工観光課のほうと連絡を取りまして、その農業団体関係と何か交流できないのかというような部分でお話したところ、なかなか向こうも農協同士のつながりになってしまうということで、なかなかそこから一歩先に出ていないというような状況でございます。

今後、友好交流都市の関係につきましても、そういう形で各種団体と何とかアポを取りながら、進めていければという部分は考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 やはり、確かにいま言ったように、課長が申されましたが、やはりほかの団体との交流というのは、本当に難しいと思うんですよね。やはりそこをどうするかというのが、これからの交流の進め方と申しますか、大事なことだと思うんですよね。やはり毎年一歩でも二歩でも、やはり前進していくというのが大切なことでもありますので、やはりこの点を、どういうふうに進めて、また切り開いていくのかということは、やはりある程度専門性といえますか、そういうことが求められてくるころじゃないのかなと思うんですよね。それは観光会社を通して私はいいいと思いますし、あと、1つはやっぱり人脈だと思うんですよね。いま在京西会津会、やったばかりであります。そういうやっぱり人脈を活かして、そういう友好団体、いろんな団体ですね、そういう方々を町に連れて来ていただいて、やはり町を見ていただく、町のものを見ていただく、そういうことが、いま大切な、また求められていることではないのかというふうに思いますので、その辺の考え方と申しますか、それは商工観光、なかなか難しいところだと思いますが、専門性についてはどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 各種団体とのパイプと申しますか、そのつながりを持つために、在京西会津会等のお力を借りたらどうだということではございますが、確かに5月に開催されました在京西会津会におきましては、各種団体の長とかやられている方が、多分に多くござい

ました。その方々の人脈をお借りしまして、もし私どもでできることがあれば、つながりを持ちながら、営業と申しますか、PR活動は進めていきたいと考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 その専門性といえますか、その辺についてのところは、やはり私は、観光会社でも、それは何でもいいと思うんですが、その辺もうちょっと、こう深く考えていただくといえますか、もっと考えていただきたいと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

専門性ということで、観光会社等の活用という部分のご質問でよろしいのかと考えておりますが、一応観光会社という部分、去年の9月までは観光会社、町にもあったわけなんです、その部分については、免許、いまちょっと戻ってしまったということで、ないわけなんです、多分に、いわゆるほかの旅行代理店等を通して、魅力あるツアーとか、そういう形を考えれば可能かなという部分は考えているところでございます。

また、西会津町のやはり地域資源という形をフルにアピールしたようなツアーの造成は、やっぱり考えられることとございますので、その辺の磨き上げをしながら、そういうツアーをしていただけたところと協力しながら、考えてはいきたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 なかなか難しい問題だと思います。しかし、これをちゃんとやっていくことによつて、交流人口の拡大、そして、やはり西会津を知ってもらい、そういうことになるわけでありますので、とにかく毎年、やはり一歩でも二歩でも前進できるように努力をしていただきたいと思っております。

そしてやはり、いまある団体の、いまの友好都市をやっぴり大事にしながら、新しいところではなく、いままであるところを大事にさせていただいて、これから交流人口拡大に努めていっていただければなというふうに思います。

そういうことで、いろいろお伺いいたしましたが、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。10番、多賀剛でございます。今定例会に3件の一般質問をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まずはじめに、交流人口拡大に向けた町の主体性についてお尋ねをいたします。交流人口拡大については、町の重点施策である以上に、この町の存続に関わるような、大変重要な問題だと私は考えております。ゆえにことあるごとに、この問題に関しては一般質問等で取り上げ、いろいろな角度で提言をさせていただきました。ここ数年は、それぞれの団体や各実行委員会等の努力もあり、順調に来町者数も伸びており、本町の魅力やよさを多くの方々に発信できているなど実感をしておりました。

しかし、ここにきて一転、陰りが感じられるところでもあります。これまで10年以上もの歳月をかけて築きあげてきたイベントや、いろいろな角度から交流人口拡大に関わってきた事業が、縮小、廃止、あるいは中止となつてきているところでもあります。それぞれのイ

イベントや事業が順調に推移し、交流人口拡大に寄与していく時期、段階においては、町は各実行委員会や団体に任せっきりでも、それはそれで私はよいことだと思います。

しかし、一旦そうでなくなったとき、町の重要施策である以上、何らかの手立て、対策が必要だったのではないのでしょうか。各種団体や各実行委員会に任せっきりのイベント、事業運営だけでなく、それぞれの団体が大変なときには、一定の手助けをすることも必要ではなかったかと思うところでもあります。また、町が主体性を持って取り組むこともあってしかるべきだと思っております。

交流人口拡大、言葉で言うほど簡単なことではありません。また、同じパイのなかで、周辺自治体との取り合い、競争という一面もあります。そうである以上、いままでの来町者、リピーターを今後どうやってつなげていくか、また、そのリピーターの周辺まで巻き込んで、どう増やしていくかが大変重要であると考えます。そのためにいま何が必要と考えるのか、ご見解を伺うものであります。

1点目といたしまして、昨年、町振興公社において、旅行業有資格者が退社されたため、現在、旅行業務が中止となっております。また、横浜市鶴見区にあった本町のアンテナショップ、Kura-café（クラカフェ）も昨年度で閉鎖いたしました。これらが行っていた田舎暮らし体験ツアーや、町の情報発信、PR活動は、今後どうするおつもりなのかお伺いをいたします。

2点目に、昨年で11回目を迎えたフォルクスワーゲン大集合と、同じく昨年で13回目を迎えたなつかしCarショーが、心配したとおりに開催中止が決定いたしました。毎年1万数千人もの来場者があったこの2つのイベントが中止になるのは残念でなりません。この質問通告書を提出した2日後の6月3日の新聞報道にも、西会津の2大人気カーイベント中止、担当者退任、中止に惜しむ声との報道がなされ、町最大規模の事業に成長したイベント中止を惜しむ声が報道されておりました。町の顔となりつつあったイベントが、実行委員会ができなければ仕方がない。本当にそれでよかったのか、もっと別の方法があったのではないかと思うところでもあります。町の見解をお伺いいたします。

2件目といたしまして、各種施策のスピード感について。今回は水道料金の免責減免規定の策定についてお尋ねをいたします。町長は就任以来、各種施策を行政感覚でなく、民間感覚でスピード感を持って取り組むと言われてきました。しかし、残念ながらそう感じることはありません。また、最近では、ご自身ではあまり気付いていないかもしれませんが、スピード感という言葉さえ発せられていないところでもあります。各種施策を遂行するうえで、時間がかかるものも当然あります。莫大な費用を要するもの、国、県、周辺自治体、あるいは地域の方々と連絡調整を要するもの、これらについては理解できます。しかし、そうでないもの、そう費用もかからず、町単独で十分にできる、そして町民福祉にも寄与する。そういうものに関しては、もっとスピード感を持って推進すべきと考えます。

今般の水道料金の件に関してもそうであります。数年前から水道料金メーターが、冬場検針できず、春になってメーターを検針したら、漏水があり、相当の金額の水道料金を請求されるという事案が発生しております。利用者にとっては、水道利用に関して、何ら違和感なく、また何不自由なく使用したわけでありますから、何ら過失があるわけではありません。冬場検針できなかったというだけで、何十倍もの水道料金を請求される、理不尽

でならないというのが当事者の声であります。

早くから、こういったケースでは、免責減免規定の策定を進言してきたにも関わらず、いまだに策定されておりません。やっと協議が始まったようではありますが、なぜこれほど時間がかかっているのか、本当にスピード感を持って取り組まれてきたのか、お伺いをいたします。

3件目といたしまして、高齢者の交通安全対策についてお尋ねをいたします。昨今の交通事故事案を見ると、加害者、被害者とも高齢者の割合が増加しております。また、今年度、道路交通法が改正され、高齢者ドライバーが運転免許証を更新する際、認知症検査等、手続きが厳しくなったところでもあります。本町のように、公共交通機関の利便性が悪く、町内面積300キロ平方メートルを超える広大なエリアを移動するうえで、自家用自動車の利用は欠かせないところでもあります。各交通安全団体のなかでも、高齢者の交通事故増加に対し、運転免許証の自主返納について話はされますが、いまほどの理由や、いろいろな理由があって、なかなか進まないのが現状であります。次の点についてお尋ねをし、また提案するところでもあります。

1点目は、あまり運転に自信がなくなった高齢者ドライバーの免許証自主返納を促す意味でも、自主返納者に対してタクシーチケットの支給はできないものか、お伺いをするのであります。

2点目は、高齢運転者標識の取り付けが努力義務と現在なっているため、普及がなかなか進まない状況であります。標識装着車両への保護義務等を考慮し、また、周辺運転者、歩行者への注意喚起という観点からも装着の推進を図るべきと考えます。高齢運転者標識の対象者全員への配布はできないものか、お伺いをいたします。

以上の3点を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀剛議員の交流人口拡大についてのご質問にお答えいたします。

まず、田舎暮らし体験ツアーや町の情報発信・PR等についてであります。アンテナショップ Kura-Café は、平成25年10月の開設以来、首都圏における本町の情報発信の拠点施設としての役割を果たしてきました。しかし、運営会社から鶴見区の店舗では採算が合わないため、川崎市の再開発マンションへ移転したいとの申出があったことから、共同で事業を運営していた棚倉町と連絡を取りながら事業継続について検討を進めてきました。

その結果、1つ目として、棚倉町が平成28年度で撤退すること、2つ目として、単独で運営するためには負担が多くなること、3つ目として、事業効果が限定的などの理由から、本年3月をもって事業を廃止いたしました。

しかし、開設していた約3年半のなかで、鶴見区民や商店街の方々とのネットワークが構築され、現在、鶴見銀座商店街の事業主のご協力を得ながら、本町の物産品販売及び情報発信・PRのスペースを設置できるよう調整を進めているところであります。

また、現地ツアーについても、別の旅行代理店を活用して実施する予定であり、町の情報発信・PRにつきましても、首都圏のイベント等において、町PR動画などを活用し、引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、なつかしCarショーについてのご質問にお答えいたします。なつかしCarシ

ョーにつきましては、町内の 15 団体で構成する西会津クラシックカーで元気な町へ実行委員会が実施主体となり開催してきたイベントであります。昨年 9 月に実行員会の事務局長を務めていた担当者が退職したことから、その継続について実行委員会内部で検討してきたところであります。

その結果、5 月 30 日に開催された実行委員会におきまして、現在の実行委員会では実施して行くだけのノウハウを持っている者がいないことから、開催は難しいとの判断により、中止が決定されたものであります。

町といたしましては、交流人口の拡大を担っていたイベントが中止となることは、大変残念なことではありますが、実施主体である実行委員会の決定を尊重するものでありますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 10 番、多賀剛議員の水道料金の免責・減免規定に関するご質問にお答えをいたします。

町の水道料金につきましては、毎月、水道メーターを検針し、使用水量に応じ料金をいただいております。しかし、冬期間は積雪のため検針ができないことから、直前 3 カ月の平均水量をもとに毎月の水道料金をいただき、春からの検針再開後、その差額を精算しております。

水道メーターの先にあります宅内の水道管や水道施設は個人が管理する所有物でありまして、そこからの使用水量はすべて水道料金として算定がされます。このため、漏水などの事故がないよう、しっかりと個人の責任で管理していただくことが必要であります。町では、凍結による管の破裂などで漏水が多くなる冬期間に向け、凍結防止対策や日常的な器具の点検をしていただくよう、ケーブルテレビやチラシで注意喚起を行っております。

ご質問の漏水での減免につきましては、一般的に減免規定を設ける場合は、低所得世帯に対してや、自然災害等によるものを想定しております。したがって、水道料金の減免につきましては、様々なケースを想定しながらも、公平公正な視点から慎重に検討すべきであるとともに、個人が所有管理するものにつきましては、個人の責任でしっかりと管理をしていただくよう、改めて周知してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 10 番、多賀剛議員のご質問のうち、高齢者の交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。

西会津町の運転免許保有者は、この 4 月末現在であります。4,245 人で、その内 70 歳以上の高齢者が 866 人と、全体の 20.4 パーセントを占めております。また、西会津町の運転免許証自主返納者は、平成 27 年、6 人、平成 28 年、2 人、平成 29 年については、4 月末現在で 3 人の方が自主返納されている状況であります。

喜多方警察署が実施したアンケートによりますと、自主返納の多くは、身体機能の低下を自覚した。が一番多く、次に、運転の必要がなくなった。家族の勧めにより返納した。などの理由であります。高齢運転者の悲惨な交通事故防止を図るためにも、高齢運転者が返納しやすい環境づくりが求められております。

全国的な取り組みが展開されておりますが、返納特典の多くは公共交通への助成であり

ます。ご提案のありましたタクシーチケットの支給も選択肢の1つではありますが、本町では、すでに低料金で利便性の高いデマンドバスを運行しているところであります。

今後、返納者に対する特典・サービスの実施の有無、また実施する場合の特典内容など、十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢運転者標識についての、ご質問にお答えいたします。高齢運転者標識は、70歳以上の方が普通自動車を運転する際に、車両に装備することとなっておりますが、数度の道路交通法改正により、現在は努力義務となっており、装備せずに運転した場合でも罰則規定はございません。

しかしながら、標識装備車両が走行していた場合、一般車両は幅寄せや割り込み禁止などの保護義務があります。このことから、高齢者が標識を装備することにより交通事故防止対策として有効な手段となります。

対象者全員への配布はできないかとのことでありますが、昨年度より、喜多方警察署管内の関係者、警察署、交通安全協会、市町村、商工会議所、商工会、交通機関を構成員とした高齢者の交通事故防止対策検討会議が進められているところでありますので、今後、検討会議の中で広域的に協議してまいりたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。まず、交流人口拡大について、確認の意味で町長にお尋ねしたいんですが、この町の重点施策にしているということでありましてけれども、いわゆる重点施策、重点事業というのは、どういう位置付けなんでしょうか、その辺をちょっと、改めて確認させてください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、行政を行うなかで、やっぱり総花的から、やっぱり事業を行うなかには、重点的に絞りながら、そしてその年次計画のなかで対応しているということでありまして。計画のなかには、様々これから将来的にわたっていろんな重点的な大切な要素がたくさんあるわけでありまして、これは予算は単年度主義でありますから、すべてにわたってというわけにはなかなかいかない。そのなかに、やっぱり年度間にできるものについて重点的に絞って予算付けをしている。そして、それがまた継続した形で次の年度にいくということ、ある一定期間のなかで、その事業を仕上げていくという方法を取っているわけでありまして。

ですから、したがって重点事業のなかには、様々ございます。これは投資的なもの、あるいは福祉政策的なもの、さらには、いま言ったように観光や、あるいは人的交流的なもの、こういったことをそれぞれにわたって重点的に組まれているわけですが、交流人口の拡大について、重点施策というのは、やっぱり経済効力がいかにあるかということをお求めしていくわけでありまして、その経済効力のなかにおいて、いわゆる交流人口は、その1つであるという位置付けのなかで取り組んでいるということでありまして。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 いま町長のご答弁でもありましたけれども、予算的にも重点的に配分しながらという言葉がありました。私はこの重点施策、重点事業というのは、やっぱり人、物、お金を重点的にこう配分しながら、いわゆる選択と集中、メリハリの効いた対応をしていくと

というのが、いわゆる重点という意味なのかなという思いでおります。だから、改めて確認させていただきました。

日本全体がいま人口減少社会に突入して、そうしているにも関わらず、いわゆる首都圏では、いまだに一極集中といいますか、人が増えている。当然そうすれば、本町のような中山間過疎地においては、どんどん人が少なくなっているというのはある程度やむを得ないかなという、私は感じております。しかしそんななかにあっても、やっぱり小さい町であっても、何か1つきらりと光るものがある。周辺市町村自治体からリスペクトされるようなまちづくり、これからはそういうまちづくりが必要ではないのかなという思いでありますから、私はこの交流人口拡大、この事業に関しましては、十分力を入れて、それに値する事業だなという思いで聞いております。

そんなまちづくりを進める考えは、町長、ありませんでしょうか、その点をお尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いま全国的に人口が非常に偏っているということで、そのなかで、いわゆる総務省が出してきたのが、2、3年前の地方創生であったわけでありまして。これをもって、各人口減少している自治体に対しては、この優位性を取り上げながら、具体的な対応を取ったときには、この予算付けをしますよということで、西会津町もそれに習いながら、この人口の拡大をどう図っていくかということで、地方創生という1つの課題に取り組んでいるわけでありまして。

しかし、現状を見たときに、爆発的に地方に人がまわってくるというようなことは、これ非常に難しい。その一番大きな取り組みの1つで、かつて言われておりましたけれども、働く場所の提供、これが一番大事だということで、かつては企業誘致、これが一番効果的であろうということで、いろんなところで企業誘致という言葉が盛んに言われてきたわけですが、いかんせん、いまの現状のなかにおいては、地方に働く人がいないという、そういう現状のなかでは、非常に難しくなっているということでもあります。

そうしたなかで、じゃあ地方に人が来る要素はいったい何をもってやるのかというところに、新たな観光資源をどうするかとか、さらには、その地方が特化した事業をどういうふうにして、もっとPRしていくかということが、盛んにいま言われているところでもありますから、当然、西会津町においても、やはりこうしたことに目を向けながら取り組んでいくということは、当然、必要だということで、いまそれなりの、そんな爆発的に大きな効果はありませんけれども、一つ一つ、確実にできるものから取り組んでいこうという取り組みをいましているということでもあります。

例えば、昔からある歴史文化をやっぱり継続していこうと、これは大山まつりであったり、あるいは、例えば霊地観光のなかで、日本遺産に指定されたということをもっと特化していいのではないかというような取り組みも行っておりますし、さらには、都市部との交流も、体験交流という新しい名目のなかで行ってきているというようなこともありますし、あるいは継続をずっとしたなかで、あの奥川健康マラソンというの、やっぱりこれは地方と都市部を結ぶ、1つの大きな要素だなというふうなことから、いまそれぞれの取り組みを進めているということでもありますので、西会津町における身の丈でできるものは

一体なんなのかということをしかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それを、町長のご答弁を踏まえて、個別のケースについてお尋ねするわけですが、いまほど同僚議員の質問のなかにもありました。私も先ほど言ったように、町振興公社で旅行業の有資格者がいなくなっていて、私はずっと去年の11月以降、いわゆる町が主体となるというか、そういうツアー等はできていなかったのかなという思いでございましたが、いまほどだと、雪国体験ツアー、28人、2月に来ているということでもあります。また、いまほど言ったように、在京西会津会、こちらから相当な人数、今年行かれています。それはどういうやり方でやられたのか、いわゆる観光業者を使ってやったようなお話ですが、実際、どういうやり方でおやりになったのかお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 多賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、2月の雪国体験ツアーにつきましては、こちらのほうは、鶴見区にあります旅行会社を通してツアーを募集し、実施したということでございます。また、在京西会津会につきましては、バスの手配につきましては、町でバスを手配を行いまして、あとは回覧で募集したという形でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 町の、いわゆる交流人口にかかる主体性という話と、ちょっと相反するかもしれませんが、いまの話の聞いていると、商工観光課長というよりも、このあたりは事務方のトップ、副町長にお尋ねしたほうがいいのかもしいかなと思いますが、鶴見区のツアー会社は分かりました。在京西会津会、町で募集してバスを頼んで行ったということですね、町でそれなりに費用負担をして、参加者から費用をいただいて行ったということでもありますよね。それ副町長、いわゆる旅行業法に抵触する恐れはありませんか。いままでは、去年までは、いわゆる振興公社に有資格者がいたということで、私は認識しておりましたが、町で企画して、町でバスを頼んで、運転手を頼んで行ったということであれば、私その恐れがあるんですが、事務方のトップとして、その辺は確認しておりましたか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 いまのご質問でありますけれども、町が事業主体として在京西会津会を主催するというところでありますから、それに町民の皆さんが、どうですか、一緒に行っていただけないかという声掛けをしたわけですね。それで、バスは町がその予約をして来ていただいて、それを活用してみんなで行ったということでもありますから、何ら旅行業に抵触は、私はしないというふうに認識しております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そうであればいいんですが、ちょっと質問趣旨と離れますが、これ違法なことを町で進めていたというのであればうまくないので、ちょっと確認、後してほしいんですが、いわゆる私もニュースを見ていたら、その神奈川県坂出市の教育委員会が、市民を対象にやっていたツアー、いわゆるほがらかキャンプ1泊2日でバスを使って、自然に触れながら健康維持を図るというようなことを20年もやっていたそうなんです、それが、実は旅行業法に抵触するというようなことで、募集をやめたそうでもあります。私、あ

っと思って、いろんなところを調べてみたら、そういう事例、事案が結構あった。

それで、私も旅行業法というの、私も詳しくなかったので調べてみた。そうしたら、こういうのも全部旅行業に当たるんですね。交流事業、イベント事業者が実施、企画、旅行企画。要は、旅行業というのは、報酬を得て一定の行為、旅行行為を行う事業をいう。だから、私、その鶴見区の場合は旅行業者がやっていたというとなれば、お金をいただいただけでも旅行業法に違反するということなんですよ。代わりに商工観光課が集めたというだけでも。それね、しっかり確認してやらないと、さっき言ったようなことになると思いますので、それ確認するおつもりはありますか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 旅行業法の関係については、私も詳細は把握しておりませんので、いま議員が申されたような内容については、しっかり確認してまいりたいと思います。

ただ、報酬を得て、そのいろんなツアーを組むということであれば、まさにこの旅行業法に反するということになると思いますけれども、いま町が実施しているのは、実費をいただいて、何らその報酬的なものは得ていないということでもありますので、その実費相当分が報酬に相当するかどうか、それらも含めて十分に確認をさせていただきたいと思えます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 確認するということがありますから、これ以上は言いません。いまの段階で私が説明聞いただけでは、私も昨日、調べただけなんですけれども、十分その危険性がありますから、十分注意していただきたいと思えます。

話戻しますけれども、いわゆる雪国体験ツアーで28人の方が今年来ていただいた。私、その方々は大変ありがたいと思うんです。それで、28人来ていただいたけれども、去年から、実は旅行業が振興公社、中止になってから、募集企画、企画したけれども、募集を停止しているツアー等々が結構あると思うんです。その数、例えば昨年まで何人くらい来ていたかというのを把握しておりますか。

○議長 資料がないようなので後でいいですか。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 じゃあそれは後でしてください。何人減ったか、どういう数の企画ツアーが中止にされたかというのは、後でご報告いただきますけれども、私は、今年28人来てくれたと、ただその28人だけではないと思うんです。おそらく、その企画で乗っかって来ていただいた方というのは、結構いろんなところに興味を持って、いろんなところに出かけている方が多いのかなと、そういうことだと、いま皆さん、若い方ばかりではないと思えますけれども、いわゆるブロガーであったり、SNSツールを使って情報発信者だったり、いわゆるフォロワーだったりといったことで、その28人の後ろにいる影響力って、数って相当な数があると思うんです。だから、それらをどうフォローしていくおつもりなのか、いまの話だと、今回来た28人は、鶴見区の、いわゆるツアー企画会社にお任せきりのような形、町が主体的に、これからどういうふうに取り組んでいかれるのか、その点だけお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず、先ほどご質問ありました中止したツアーがあるのかという部分でございますが、まず、町で振興公社に委託していた事業で、西会津の暮し体験ツアーというのが、1つ事業がございます。こちらのほうにつきましては、年間、昨年度の例ですと、3回予定しておりましたが、一応2回募集し、3回目はできなかったということでございます。それは旅行業を返却したということからと考えております。1回当たりの募集人数につきましては、だいたい10名程度ということでなっておりまして、平成28年度は、全部で9名の方がいらっしゃっているということでございます。これが先ほどありました町で直接旅行業やった部分のなかでのツアーの中止の部分でございます。

続きまして、今後その西会津においていただいた方のフォローをどうするのかというようなご質問でございますが、こちらの方々につきましては、何度か西会津に来ていただいた方が中心で、そのうちだいたい半分の方が西会津に何らかの形で来たことがある方ということで、リピーターとなっているところでございます。その方々との部分につきましては、今後、先ほども申し上げましたが、答弁で申し上げましたが、秋と冬に、またツアーを実施したいということで、その方々には十分に周知はしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうやってください。それと、この件に関しては結論になりますけれども、やっぱり町が主体的にこういうことを取り組むには、いわゆるさっき言った振興公社でも何でもいいです。やっぱり有資格者がいないと、私は人任せになってしまうと、そういう気がしますので、資格者を養成する、あるいは採用する、そういうことを今後は考えていかないと、どうしても主体的な事業にはなり得ないと私は思いますので、その点を申し上げます。

次に、クラシックカーイベントの中止についてお尋ねします。このイベントは、私も関わらせていただいておりますので、いわゆるいろんな町内の町のイベントのなかでも、いわゆる費用対効果からみれば、相当優秀なイベントだと思うんです、あれだけの人数を集めて。ほかのイベントのように町から何百万円もお金をいただいているわけでもない、補助金をいただいているわけでもない。ただ、会場、駐車場等お借りして、職員の皆さん、何人かお手伝いいただいております。あとは、エントリーする方の参加料と見に来ていただける人の、いわゆる協力金、あるいは団体等の寄附、協力金でまかなっていると。だから費用なんかほとんどかからず、大変優秀な成績のイベントだったのかなと私は思います。ゆえに、この中止になったのは大変寂しい、私のところにも毎年楽しみにしていたのに、何で開催しなくなっちゃったの、大変残念がるお声が多く寄せられております。

この件に関しましては、この3月にも、昨年12月にも、私は議会で質問をさせていただきました。12月、繰り返しになりますけれども、12月議会では、町長は、来年も開催します、事務局もしっかりしておりますと言ったにも関わらず、3月議会では、そんなことは実行委員会がやっていることだから、町は関知しないと、この変わり身の早さ何なんですか、お尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 実行委員会、その流れ、いきさつのなかでは、後でしっかり分かったわけですが、私は、気持ちとしては、いまでも開催したいということであれば、開催しても私はいんじゃないかなというふうには思いますよ。しかし、具体的に取り組んでいるところがどこなのかということ、質問者が一番分かっているんじゃないんですか。だから、そういうなかで、この前の実行委員会の話を詳しく説明受けましたよ。だから非常に残念だなというふうには私は思ったんです。この前の会議の話とかじゃなくて、いまの気持ちを言えばですよ。

ですから、なぜそのなかで実行委員会の皆さんで、よし、やりましょうと、じゃあそのバックアップは、協賛は、町、あるいは振興公社でしっかりバックアップしていただけないかというところの継続性があるならば、これは私は断る何のものもないんじゃないかなというふうには思うんです。なぜできなかったのか、私はそのところについても、何か町が、何かストップしたみたいな形を、何か言われているみたいで、全くそういうようなことはありませんから、これからでも遅くはないんですから、いまはもうチラシとかパンフレットじゃなくて、もういまは既にそういう SNS ですかね、そういうことでどんどん流せば、いろいろ集まってくる状態ですから、継続性があるんですから、できれば私はやってほしいなというふうな気持ちは、いまでもあります。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 やってほしい、やりたいというのは私も同じです。私この、いわゆる交流人口が重点施策でやって、町が主体的に取り組むことも必要ではないかと言ったのは、平時はいいですよ、平時は順調に進んでいるときは、開会式に来て、町のイベントのようにね、ようこそ西会津に来ていただいて、ありがとうございます。ただ、有事の際というか、ここのようになったときは、私は、じゃあ今年1年間ぐらいいは、町の事務局、町で事務局やってやる、そのくらいの提言があったら、内々では話しておりましたよ、振興公社でできない、じゃあ商工観光課で1年ぐらいいは、軌道に戻すためにね、事務局やってくれる。そんなことがあれば、実行委員会だって、要は核となる、核がなくなったから今回困るんです。気持ちはみんな一緒なんです。だから重点施策というのは何なんだろうなと。

だから、いわゆる実行委員会がやっていることは、確かにそのとおりです。ただ、こういう大変なときは、じゃあ1年間だけ軌道に乗せるまで、事務局やりますよと、そのくらいのことを言ってほしかった。そういう思いであります。副町長、ご答弁願いたい。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 ご指名をいただきましたので、お答えしたいと思いますけれども、まず、先ほど演台のところで、任せっきりというような言葉もございました。町が実行委員会に任せっきりとかということは、いままでありましたでしょうか。町も一緒になってやってきたということでございます。

それで、今回なぜ中止になったのか、中止にせざるを得なかったのか、実行委員会がこれだけ重大な決断をしたのはどういうことなのかということでもあります。これは議員も十分ご承知のことだと思いますけれども、これはあえて申し上げさせていただきますけれども、当時の振興公社に勤めていた職員が、長年にわたって不適切な会計処理を行ってきた。そ

れが昨年度、判明したわけですよ。それで、彼はその責任を取って辞めたわけです。それで、彼がいなくなったがゆえに、今回、核となる人間がいなくなったということであるわけです。これは議員も、その実行委員会の一員でありますから、その経過は十分ご承知のことだと思いますけれども、町に、じゃあ、一時的にやってくださいということ、それは言葉では言えますよ。じゃあ町が、それだけの技術、知識、いわゆるノウハウを持った職員がいるかということです。これだけの特殊なイベントを組むということは、相当な労力が必要なわけです。

ですから、町としても非常に、これはやりたいと思っていますよ。思っていますけれども、できるものとできないものとあるわけですから。ですから、町として、これは残念な結果でありますけれども、実行委員会が、議員がなかに入ってね、一生懸命議論していただいた、その中止という重い決断を、町としては尊重せざるを得ないということでもありますので、町に1年間やってみてどうだということでもありますけれども、それだけの技術力は町としても持ち合わせていないということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 技術力を語れば、みんなもう完璧にできる人なんかいないんです。さっき言ったように、中心となる、核となる事務局があれば、協力できる体制はあるんです。ただ、その中心となれる、その人は、全部知らなくても私はできたと思いますよ。だからそのくらいの、いわゆる重点施策である、町が主体的になって取り組むことも、そういう緊急時は必要なのかなという思いで、私は言っているんです。それは、できないといえば、できないでしょうがないです。やりたいのはみんなやりたいんですけれども、町ではできない。

だから、結局は私はそこだと思いますよ、商工観光課長も会議にまざっていました。そのなかで、いま言ったようなことを私は言いたかった。でも言わなかった。緊急時だから、町がちょっと今年だけは、1年、少し力を入れて、継続するために努力してくれるようなスタンスがほしかったなという思いであります。

本当に長く続いてきたイベントが、いろいろなくなってきてしまって、町のいたるところに、何箇所かあるイベント看板なんかも、これからは書き換えて、消さなければいけないと、そんな作業もこれから出てきますから。

聞けば、この周辺自治体で6月議会の一般質問等で、西会津町でクラシックカーのイベントができないのであれば、うちの市、町で、できないかというような一般質問等も出るような話も聞いております。そんな話を聞くと、会津全体のなかで残ってくれば、やむを得ないのかなと私は思いますけれども、本当に寂しくなる一方であります。

西会津の、いわゆるさっき顔と言いましたけれども、西会津というと、ミネラル野菜だったり、味噌ラーメンだったり、クラシックカーだねと言ってくれる人が結構多かったんです。それがなくなるのが本当に寂しい、任せっきりと言ったのは面白くないかもしれないけれども、見方によってはそういう見方もできるんです。だから、この点は、もう町長は、SNSで発信すれば、すぐできると言っていましたけれども、そんな簡単なものでもないです。もう実行委員会自体が解散してしまいましたから、そんなことを繰り返し言ってもしょうがありませんが、重点施策である以上、町の主体性をもっと持ってやっていた

だきたいと。

ちょっと通告しておりませんが、福島ホープスに関しても、私、こんなことが続くと、これ先行き不安だなという思いでいるんです。実は今年、南会津町で、びわのかげ球場で公式戦1試合開催しました。それで、私も休日なので行ってきました。休日だから大勢の観客の皆さん入って、町長はじめ、あそこは教育委員会、生涯学習課が主催としてやっていたみたいですけれども、町あげて本当にやっているなという思いで見えてきました。南会津町は、西会津町で何でホープスの公式戦誘致できたんですか、定期開催しているんですか、そういうのをいろいろ調査しながら、聞かれながらやってきて、だからそんなときに、町の主体性というのが出てくるんです。任せきりと言われたくなければ、本当に肝心なところは町がやるというスタンスでなければ、私は、そういう南会津の例もあるし、近隣だって、施設的には西会津の野球場よりもいい野球場あるところもあるんです。そんなところに、放っておいたら持っていかれるような気がして、心配してならない。だから、町の主体性をもっと持ってほしいということです。ホープスであれば、西会津でせめて、球場でやる試合、あるいはこの前やった冠試合、西会津マッチデイ、そのくらいは、もっと町が主体となってやるべきだと私は思いました。

通告しておりませんが、その辺、副町長どう思いますか、実際プレゼンターやりましたからね、この前。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 福島ホープスの話も、いま出されてまいりましたけれども、町としても定期開催に向けて、いろいろと努力をしましてまいりましたし、今年は今会津の後援会の皆さんの総会にもおじゃましながら、西会津町のPRもしてまいりましたし、そこで南会津の、今回初めてということで、その関係者の皆さんとも交流を図りながら、また、選手、コーチの皆さんとも交流を図ってやってきたところでございます。

それで、過日、2連戦のうち1試合は、雨で残念ながら振替試合ということで、先週ですか、開催されましたけれども、その際にも、応援隊の皆さんの協力をいただきながら、我々としては対応させていただいたなというふうに思いますし、また、冠試合、6月4日の冠試合も、大変盛況に開催できたのかなというふうに考えております。

議員が申されましたように、まだまだ福島ホープスに関して、町民の皆さんに、その趣旨が浸透していない部分があるのかもしれないかもしれませんが、それは、これからどんどん努力をしていって、町も、町全体で福島ホープスを応援して、それで、地域の活性化にもつなげていきたいというふうに考えておりますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたい。交流人口拡大が重点施策である、本当にお題目だけにならないように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

質問を変えます。水道料金の免責、減免規定の策定状況というようなことであります。いわゆる私がいま話したようなケース、過去にどのくらいのケース、件数あったか、いまお分かりだったら教えてください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 漏水の関係ということでございまして、お答え申し上げます。

これについては、相談に来られた件数ということで申し上げますと、近年では3件ございました。なかには、特に冬期間の場合は、検針ができない関係で差額をお支払いいただくということでありまして、金額的にかなり大きな額ですと、明らかに漏水だということでも本人たちも気が付きますが、少額の場合は、特にお正月でいっぱい使ったりするケースもありますので、そういう経緯は分からないということがございます。

ただ、うちのほうで持っているなかでは、過去5年間くらいを見ますと、やはり少しずつ町のほうからも、毎年チラシを出したり、また、ケーブルテレビで、とにかく冬期間については、漏水をしてしまいますと大きな料金が発生しますということを周知している関係かと思いますが、少しずつ減っている状況にはございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 3件くらい、意外に少ないなと、私、知っている限りでは、もっとあるのかなという思いがします。要は、冬場漏水があって、春、検針したらば、相当な金額の水道料金を請求されたということ、まだまだあるような気がします。それ言われて、いわゆる明らかに分かるんですね、毎月の使用料が2,800円程度だったのが、7万円も8万円も請求来たらば、びっくりするわけですから、そう言われて、理不尽と思いながら払える人はいいいです。払ってしまった人はしょうがないです。しょうがないというか、払える人はいいいです。でも、これからは、高齢者の一人暮らし、国民年金だけで生活なさっている人、私その1つのケース聞いたらば、塩ビ管、そこに発泡スチロール覆って、そこをテープでぐるぐる巻きにしてある。それなかピンホールのような穴が開いていた。表から見ても全然分からない、使っても水圧落ちるとか、なんの違和感もない。そういうのが、毎日、自分のところは点検しろって点検できないんです。だから、私は監査委員のとき、新井田教育長、監査委員のときかな、こういうのはやっぱり減免規定、策定しておくべきだよねと話をした覚えがあります。それはどこまで伝わっていたか分かりませんが、やっとその協議が始まったと私聞いておりますが、これできるんですか、できないんですか。できるのであればいつごろまでに策定するんですか、お尋ねします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

いまほど議員からありましたように、漏水については様々なケースがございます。いまほどは発泡スチロールでなっていて見えなかった。なかには、そうやっても水が垂れますから、分かるケースがあったり、あとは器具自体が壊れていて、それが気が付かなかったというようなケース、いろいろございます。

やはり基本にまず戻りますが、宅内にある管につきましては、個人で一応お願いして、水道業者さんにつくっていただいて、また、その個人が管理しているということですので、基本はやはり水道料金はいただく。また、水道会計については、企業会計ということで、水はただではございませぬので、水をつくって、それを供給するというふうにしてございます。

そういったなかで、議員先ほどおっしゃったように、かなり多額になる方、確かにございます。そういう方については、相談を受けたなかで、とにかく一遍では払えないという

こともございますので、うちのほうとしては、もう分割をしてでもお願いするというところで、現在まで進めております。

それで、この減免規定については、確かに条例のなかには、公益上、特に認めるものについてはできるというような条項になってございます。基本は、先ほど1回目の答弁で申し上げましたように、これは、例えば自然災害とか火事のような、そういったものを基本的には想定しておりますので、個人の管理がちょっと行き届かなかった件について、やるという規定にはなってございません。

いま進めておりますのは、検討ということで、確かにそういうふうにご相談を受けている、今回も冬場に3件あったということで、かなり金額が大きいということから、そういったなかで、実際は、そのなかなか特認のなかでできるかどうかという点はございますが、課のなかでは、そういうケースがあれば、やはりなかで、どういうケースであった場合、様々ございます、故意でやった場合はだめかなど、そういうふうに分らなかつたケースのなかでも、どの程度かなという、かなり細かく、公平公正を考えた場合には、細かく検討することが必要でありますので、これは拙速にやってしまうのではなく、時間をかけてやっていきたいというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 1つ聞き忘れましたけれども、これ、いつごろからそういう事案が発生して、そういう指摘がされていて、いま現在に至っているのか、その点を確認すると、実際の低所得者の減免規定、低所得者というのもありましたけれども、その災害以外の部分、実際どこまで検討されているのか。それで、何でこのように時間がかかっているのか、その点をちょっと教えてください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

この水道の料金につきましては、昭和50年代に水道敷設しておりますが、それ以降、毎年、件数はどうあれ発生しているケースでございます。議員もご承知のように、夏場は毎月毎月検針をいたしますから、その月で、かなり金額が変われば、漏水かなというふうにすぐに分かるんですが、冬期間はどうしても積雪がありますから、その間できないということで、金額が大きくなっているということがございます。

そういったことから、歴史としては本当に開業以来という長いスパンのなかで、基本は個人でやっている、宅内は個人の所有物ですから、そこをしっかりと管理していただくと。そういう点では、町ではしっかりと管理していただくように、本当に毎年降雪前、また雪解け後ということで、繰り返し繰り返し、とにかく古くなれば管だって老朽化しますので、そういった点、しっかりと管理をしていただきたいということで周知しておりますし、また、今後もさらに、その周知については強めていきたいというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それは十分、分かりました。いま検討は、実際どのくらい進んでいますか。そのやるのか、やらないのか、それだけ聞かせてください。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 今回の問題については、担当課長も申し上げましたように、漏水のケースとい

うのはいろんなケースがあるわけですね。担当課長が答弁で申し上げましたように、基本は、やっぱりしっかり個人の財産は個人で管理をしていただくというのが、これは基本でありますから、そこから、使った水、使用料については、今度はその使用料が水道事業の運営にあたるということになります。

いろんなケースがあるので、一般論でちょっと申し上げさせていただきますけれども、この漏水の問題が、じゃあ減免規定に、そういう類のものなのかということでもあります。多くの町民の皆さんは適切に管理されているわけです。それで、そういった皆さんから見て、漏水が起きたからということで、それが、じゃあすぐに減免に該当するのかといったときに、それが適切な管理だったのかどうかということもあるわけです。ですから、公平公正な視点から考えたときに、この漏水問題が減免の規定に考慮すべきものなのかどうかということから、きちんと議論をしていかないといけないというふうに考えております。

したがって、議員が申されますように、スピード感うんぬんという問題ではないというふうに思いますし、この漏水に関しての減免関係については、やはりしっかりと議論をしながら、その対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 最後になります。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 副町長ご答弁いただきましたから、いま現在そういうことであれば、あまり期待はできないなということがあります。ただ、そうであっても、窓口、あるいは対応の仕方、言動の仕方一つによって、受け取り方というのは全然違うわけです。ですから、それを、やっぱり副町長、事務方のトップですから、報・連・相の徹底をされているわけですから、やっぱり、対応如何によって、まあやむを得ない、そういうことであれば、一つも言うことを聞かないと感じてくる人と、いろいろあるわけです。私、聞いた人は、後者のほうです。一生懸命話すんだけど、全く納得できる回答が得られなかった。いまみたいな丁寧な回答をしていかなければ、私はもっともっとこういうのは増えて、このケースばかりではないです。これからの職員の窓口対応、あるいは町民への対応というのは、副町長、十分指示し、注意していただきたいと思うんですが、最後にそれだけお答えください。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 いま、職員の、町民の皆さんに対する対応ということでご質問ありました。我々といたしまして、指摘されるようなことのないように、町民の皆さんの立場に立って、しっかり対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそう願います。

以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 11番、青木照夫でございます。今次の質問は1項目であります。町長、2期8年の総括と現状認識についてであります。

伊藤町政になって、早くも2期8年が経とうとしております。現在、町の人口は6,677

人となり、また、本町の14歳以下の児童生徒に至っては、534人、人口比率8.5パーセント、なんと福島県内では、不幸にして原発事故で避難されている町村を除き、金山、三島に次ぐ、3番目と大変ショッキングな調査が、先日、新聞等で発表されました。

このような現状のなかで、伊藤町政は小学校建設をはじめ、200人収容の認定こども園、さらに屋根付きプールの増設、トラブルのあった役場庁舎移転工事を進めるなど、一連の事業は決まってしまったこととはいえ、人口が減少するなか、税収が落ち込むことが確実であり、将来の財政状況などを含め、町民の間では、ハコモノ維持管理運営することへの行く末を心配し始めております。さらに、旧尾野本小学校を解体し、若者定住促進住宅を建設しようとする構想が進められており、伊藤町政は尾野本、森野地区に一極集中、まさにそのことを自負されているようであります。

しかし、町民の間には、ものごとを進めるには十分な議論と説明が足りなさ過ぎることの不満などが、先月、実施した議会報告会及び懇談会のなかでも、多くの意見が出されました。

そこで伺います。少子高齢化対策の成果をどう認識されているのか。建物建設などのハード面ではなく、重要なことは、人材育成や、その体制づくりなどのソフト面での対応です。それをどのように進められたのか、また、その成果や課題などに対して、どう取り組まれてきたのかをお尋ねいたします。

次に、現在、野沢のまちなかは、既に小学校と保育所がなくなり、幼児や子どもたちの公共施設がゼロになって、子どもの姿や声が聞こえなくなってしまうました。さらに空き家が増え続け、住む人、通る人たちは異口同音に、野沢は寂しくなってしまったね。という言葉がいまや共通用語です。野沢は西会津の中心であると町長も言っておられるが、野沢まちなかの現状をどのように認識しておられるのかをお尋ねいたします。

次に、認定こども園の完成で使われなくなった旧保育所施設、野沢、尾野本、芝草、群岡、特に野沢町内にある野沢、芝草保育所などには、いままで数回にわたり質問しております。しかし、いまだ明快な答えが、回答がありません。旧野沢保育所などは立地条件がよく、町の中心地です。地域住民の人は有効活用を待ち望んでおります。また、旧芝草保育所の建物などは、まだ十分に利用ができる状態にあり、どのような計画があるのか、本来なら認定こども園が尾野本地区に決定した時点で、同時進行で跡地利用の計画も進めるべきであり、地域住民の理解と安心を与えるためにも説明すべきであり、施設の利活用で地域の活性化をどのように考えているのかをお伺いいたします。

最後に、町長に就任されて8年あまりで、6千人の町民のトップであります。そこで、町長としての自己評価は十分でありましたか、いままで振り返り、町職員や指定管理者などを指導する立場として、十分な監督責任を果たしていたと思われませんか。

今年度に行うできなかった大きなイベントで、ただいま同僚議員の質問にもありましたが、なつかしCarショーが中止されました。この答弁は実行委員会の中止を尊重するとの判断がされたことでもあります。しかし、町長が力説している言葉で、交流人口の問題があります。我が町人口の約3倍の方が来町してくれました。経済活性の拡大につながったことは言うまでもありません。相乗効果も計り知れないものがありました。中止になったことは残念でなりません。

そこで、この2期8年は、果たしてどうだったでしょうか。明確な成果や実績が目に見えない状況のなか、継続は力なりと得ないばかりか、空回りするばかりではないでしょうか。政治の世界は1期目に何ができるかです。2期、3期で花が咲き実がなると言われておりますが、本当にそうでしょうか。そんな悠長な話はないはずであります。なぜなら、1期4年が命です。次に政治家になれる保証など誰もいないからであります。政治は4年が命です。そして、政治の世界は結果が全てです。

以上、私の一般質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 11番、青木照夫議員のご質問に、お答えをいたします。

私は、町長に就任して以来、町民との対話、地域経済の均衡ある発展、みんなの声が響くまちづくりを進めてまいりました。この基本姿勢を基に、10年間の基本構想、基本計画、実施計画とそれぞれ、的確な情勢の把握のもとに、各種施策に取り組んできたところであります。

したがって、各地域においては、その分野において適正な施設の確保や、商工業の発展に要する場所の選定、さらには、将来的な計画の策定など均衡ある政策に取り組んできたところであります。また、これらについてはその都度、議会及び町民の皆さまからご意見をお聞きしながら対応しており、特定の地区に一極集中という政策は行っていないつもりであります。

おただしの、少子高齢化対策と人材育成についてであります。出生数を増加させるためには、子どもを産み育てやすい環境づくりが重要であると考えております。そのため、町では出産祝金、乳幼児家庭子育て応援金、インフルエンザ予防接種助成、入所児童2人目からの保育料無料化に加え、本年度より1人目から保育料を半額にしたほか、放課後児童クラブ、西会津高校支援など、乳幼児期から高校卒業までの各ステージにおいて、切れ目のない各種支援策を講じてきたところであります。

この結果、全国的に出生数が減少傾向であるなか、本町の平成28年度の出生数は、前年度より4人増の37人となったところであります。また、本年4月に開園したこゆりこども園は、保育施設機能のほかに、子育て支援センターと放課後児童クラブが併設されており、子育てについての相談や手続き、放課後に安心して過ごせる生活の場の提供など、子育て支援に関する拠点施設となっているところであります。

さらに、こゆりこども園の開園により、保・小・中の連携が可能な、総合教育ゾーンとしての環境が整ったことから、乳幼児から中学校卒業まで、連携・一貫した子育てと教育を推進し、ソフト・ハード、この両面からの取り組みをとおして、将来を担う人材の育成を図っているところであります。

次に、野沢まちなかの現状認識であります。町では、魅力的で活気に満ちた、安全安心で快適な暮らしができる野沢地区を目指し、平成22年に、野沢まちなか再生プロジェクトを立ち上げ、野沢まちなかの活性化に向け、町民の皆さんとの意見交換をとおして、事業計画の策定に取り組んできたところであります。そこで出された意見を最大限に盛り込んだ、野沢地区都市再生整備計画事業により、たかはし桜公園や野澤宿ポケットパークなどの施設整備を行ったところであります。

過日開催いたしました、たかはし桜公園でのオープン式及び野澤宿ポケットパークでのミニふるさとまつりでは、町内外から多くの皆さんに会場いただき、イベントを楽しんでいただいたところであり、道の駅から野澤宿ポケットパーク、ふるさと自慢館など、野澤まちなかへの誘客が大いに図られたところでもあります。

また、今年度から野澤まちなかの街並み景観や空き家対策、役場や旧野澤保育所跡地利用などの課題解決に向けて、町民の皆さんや関係団体、有識者による検討組織を立ち上げ、野澤まちなか活性化に向けた検討作業を進めてまいります。

次に、旧保育施設を活用した地域の活性化についてのご質問にお答えをいたします。

まず、旧保育施設の基本的な活用方針であります。活用可能な施設については積極的に活用を図ってまいります。老朽化が進んでいるなど、活用が困難な施設については、計画的に解体を進めていくこととしております。

ご質問の旧野澤保育所につきましては、築40年が経過しており、老朽化が著しいため、活用は難しい状況にあります。

一方、旧芝草保育所につきましては、築34年が経過しておりますが、建物の状態は良好であり、活用が可能な施設であることから、現在、町の関係団体の事務所として活用できないか、協議を進めているところであります。

最後に、町職員に対する監督責任及び指定管理者への指導についてのご質問にお答えをいたします。私は町長に就任して以来、町職員は全体の奉仕者として、法令や社会規範を遵守し、町民に信頼される職員、町民からの要請に全力で応える職員となるべく、職員行動基準を定めているとともに、風紀粛正の通達などをおして、指揮監督責任を果たしてきたものと考えております。また、公の施設の指定管理者に対しましても、町民サービスの向上や適切な施設の維持管理、経費の縮減など、制度の趣旨に沿った管理運営が行われるよう、指導してきたところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 暫時休議します。(11時52分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

11番、青木照夫君。

○青木照夫 再質問させていただきます。まず、少子高齢化対策の内容について質問したいと思っております。いろいろ答弁のなかでは、いろいろな子どもの手当や、いろいろな形で手立てをしているという答弁をいただきました。私はそのなかで、別なソフト面で、限界集落対策をどう対応したかという内容であります。例えば、弥生集落の消滅集落などがありました。それに対しての、消滅されたなかでの後のケア、現在、住所などはそのままであるのか、また、全て移動されて季節なところで集落に帰っておられるのか、また、いろいろな面での対応策、道路の確保や住宅周辺のそういう、いままで、消滅ということの後の町のケアはどうなっているか、それを伺いたいと思っております。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 青木議員のご質問にお答えいたします。

弥生集落の現状と支援というようなご質問かと思っております。現在、弥生集落には、集落というか自治区としての形、自治区長さんはいなくなりましたけれども、現在、弥生集落

には4名の方が住所の登録をされております。町といたしましては、集落支援員、配置しておりますので、随時、集落支援員による巡回、見守り活動を行って、生活の支援ということで行っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 高齢者対策と関連するなかで、また、いま非常に高齢者のなか、43.8パーセントですか、なっておるなかで、そのなかで、しかしながら、いろんな他県から、いま移住されている方もおります。そういう方々に対しての受け入れ、町としての対策というか、そういうなかでの現実に入っていらっしゃる方のアドバイスとか、そういうものが、どういふものがあるのか、現在、移住されていらっしゃる、奥川周辺にはいらっしゃいますが、どんな対応をされておるのか。

○議長 人口減少の対応でよろしいか。もう少し通告に沿ったような質問をお願いします。もう一回お願いします。

11番、青木照夫君。

○青木照夫 子どもがいなくということ、高齢者が残るといふこととあります。そういうなかで、仕方なしに家を離れた、離れざるを得ないといふ、いろんな形の家族があるわけですね。そういうなかで、希望者といふか、現在、住まわれている方もおられるといふことの内容とあります。そういうなかで、町としての、これからのそういう、少子高齢化と、直結した内容に受け取られていないようですが、私はこれは重要な課題であると思っておりますので、これを取り上げましたので、それに近い答弁いただきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員がどういふ視点でご質問しているのか、もう少し詳しくいただければなといふふうには思うんですが、町では、いま確かに高齢化率43パーセントを超えておりまして、一人暮らし世帯、あるいは老人世帯、様々増えていることは事実であります。したがって、それぞれのケースについて、担当課でしっかりその状況把握をしながら、現在行っておりますし、また、その辺のケアについても、それぞれに対して違いますので、そうしたことに対しては、安心安全な面からして、しっかり対応して、これからもまいりたいといふふうには思っているところであります。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 次、まちなか再生といふことで、町長がどういふ認識をされているかといふことの質問であります。同僚議員もいろんな角度で、これから必要ではないかと、まちなかの再生、必要ではないかといろんな提案を含めた質問がありました。そのなかで、先ほど町長の答弁のなかに、たかはし桜公園のなかで、先だってオープン式が行われた。残念ながら私は出席できませんでしたが、大変大勢こられたといふことですが、どのくらいの方がいらしたのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先日、6月4日に行いました、たかはし桜公園のオープン式、来場者としては、同時開催しました野澤宿ポケットパークと自慢館、それから道の駅、スタンプラリーというのを開催しました。そのなかでは100人近くの方がやっておられましたし、そのほかにもこゆ

りこども園の園児さん、こゆりちゃん音頭ということでアトラクションを披露していただきましたが、その親御さんもこられたりして、全体では正確には把握しておりませんが、200人からの人出はあったのかなというふうに認識しております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 それで、いま、まちなか再生ということで、平成22年から再生プロジェクト組まれて、それで4年、平成28年、4年間で原町ポケットパーク、いま申し上げた、たかはし桜公園が完成された。今後2年間にわたっては、また検討委員会を立ち上げるということの内容であります。私は、はじめの平成22年の再生プロジェクトチームの一員として、いろいろ参加させていただいたなかで、そのなかでは、本当に短期的なそういう構想のなかで実現可能なものがあるのかなと、大変期待しておりました。

しかし、いま申し上げたように、今後6年間にわたるような、将来にわたっての答弁の内容であります。それで、答弁の内容には、課長が言われたように、よりっせに来た人がまちなかに足を運べる、誘客を運べるということ、常に使われていますが、果たして現在のまちなかの通りでは、そういうものが、もし歩いたとしたら、どこがメインで、また来たいという、そういう名所や、そういうものがあるのかどうか、私はそれ非常に気になるところです。最初に申し上げた、長年かかっても、まだ実現できないと、そういうことのなかで、やはりこれから70万、100万人を目指す道の駅であるならば、私はやはり、同時にまちなかも、そんな期間をかけなくても、対策を早急にすべきではないかと思いますが、その点の判断はいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員がいま申された6年間をかけてというような話ですが、私、答弁のなかで、6年をかけて何をやるというようなお答えをしているものではありません。やはり、いま道の駅が整備をされて、また駐車場の整備もされるということでもありますから、将来的に私は100万人構想を持って、実現をしていこうというふうに考えているところでもあります。

そうした、町に来ていただける方が、せっかく来ていただいているわけですから、今度はまちなかへどう誘導していくかということが、これから喫緊の課題になっていくだろうというふうに思っております。ですから、その点については、議員と私は何も遊離する話ではありませんし、また、目的は同じだと思っています。

ですから、これから何を行うかということ、まず1つは、まちなかに受け入れ態勢をどうつくっていくかということが1つです。2つ目は、やっぱりそれを具体的に何を今後目的を持って誘客を図っていくかという、そういうこと。もう1つは、やっぱり協働でこれを対応するということです。協働というのは、もちろん町としても、町が行うべきものは、やはり道路の整備であったり、やっぱりバード面というものについては、町がしっかり対応していきたいというふうに思いますし、同時に、協働のなかで、商店街、それから商工会、やはりこういった方々の意見も、あるいは取り組みも同じ目線でやっぱり取り組んでいくことが必要ではないかと、そこに今後必要であれば、まちなか景観条例を定めて、やっぱり統一性のあるようなまちづくりをしていくことが必要だというふうに思います。

なかには空き家があったり、あるいは、また空き地が空いているところもあるわけです。

から、そういったところをうまく活用するということも、これから十分必要なことではないかなというふうに思いますので、いま言ったようなことを、これから、まちなかの、いわゆる活性化の対策協議会、仮称ではありますけれども、そういった会議を設けて、しっかりといま申し上げた団体の皆さんが認識を持って対応していくことによって、これは実現してくるのではないかとこう思いますので、そこは6年とか、10年とかというスパンではなくて、まず、これから何ができるかということから始めれば、次の年度から、それぞれの団体が取り組む課題というのは出てきますので、早速そこから始めていただければいいのではないかとこういうふうに思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 トータルの年数で、私の言葉足らずで申し上げましたが、4年間、また2年間という意味での発言でありました。そのなかで、例を申し上げますと、もちろんいま町長が言われましたように、地元のそういういろんな団体とか、やっぱり協働的なそういうまちづくり、やる気があるところでのタイアップが必要なんだろうと思いますが、会津若松で20数年前に、七日町通り、これはやりたい人、いろんな事業したい人を対象に補助を出して、現在の七日町通りになりました。当時は西会津町からも希望されて、頑張られた方もいましたが、当時は本当にみすぼらしい、何もない七日町通りでした。その中身を伺うと、それは参考になる、ならないは別としても、家賃は半額でいいですよ。リフォームすれば、これだけの補助がありますよ。暖簾を出せば、これだけの補助を出してあげますよ。それから看板を出せば、これだけの補助を出すと、それは市と県のなかでの補助作業で進められたということを伺っております。

いま現在、総務省の管轄かどうか分かりませんが、やはり空き家に対してリフォームをする。いろんな面での住みたい方、事業をやれる方に対してのいろんな手立てがあると伺っておりますが、町長が言われたように、地元の方も協働的に大切だけれども、国の補助をする手立てがあることを、もし活かすとすれば、そういう形が町として受け入れとか、考えとか、こういう希望とか、何かございませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はまずはじめに、補助事業があるから、それにすぐ対応して、さあこれをもって何々しなさいという考え方は持っておりません。これからのまちづくりというのは、まず、先ほど言いましたように、仮称ではありますけれども、まちづくりの活性化する検討委員会のなかで、まずワークショップをやってみようじゃないかと、いろんな意見を、そういった形で出していただいて、そして机上の上で図面を描いていただいたらいいんじゃないかなと、私はこうしたい、ああしたい。いろんな意見を出し合い、そこに図を描いていただいて、それに基づいて、じゃあこれからどういう方向付けでしていこうかというようなことからすれば、自ずとそこには何が必要なのか、そして誰がどういう形で参画するのかというのは、だんだんと目に見えて出てくるわけです。

そうしますと、トータルのこれから必要なものが、このまちなかなら、まちなかの中央通りに何が必要なのかと、そうすると例えば、融雪をまずつくっていただくこととか、無電柱化をしていただくとか、そして、あるいは景観条例をつくっていただくというようなことは、これはむしろ、私は町のほうの責任ではないかなというふうに思います。

さあ、それからじゃあ、それぞれの商店街なり、あるいは空き家、空いている空き地、これについては、それぞれの分野のなかで、しっかり、じゃあ私たちはそれは対応してみようかということになってくるわけですから、そういう角度で検討した1つの、いわゆる計画ができあがった時点で、そして今度は、いよいよ本格的にやろうとするならば、これに見合う特化した補助事業があるかないか、これから真剣に、やっぱり対応すれば、いまはいろんな事業があります。ですから、そういった有利な体制を取っていく、じゃあそれは起債をどう起こしていくかというようなことは、それからの話でも私は遅くはないというふうに思いますので、まずハードありきだけではなくて、しっかりそうした計画をつくっていただく段階で、私はいろいろ町民の皆さんの意見を求めていったほうがいいのではないかなというふうに思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いま町長が最初に私に答弁したのは、補助事業的なことは考えていませんと、でも最後は、どういう形で補助事業があるから検討しますみたいなこと、いま答弁されましたよ。いままでは、一番最初に申し上げました、私も2年間、まちなか再生プロジェクトに参加しました。そのなかで結果的には、結果的には公園づくり、駐車場づくり、トイレづくりは国の補助に、枠に当てはまったもので実施されたということなんですね。私は、いま言われたことが、あれ、どうなっているの、だったら、初めからそういういい補助事業があるなら、私は進んで、まちなか再生に、そういうこれから何年をかけるんじゃないかと、いまやっぱり、こう先行的なことで、やはり進めるべきだと思います。

それが道の駅が拡大されて、お客さまがまちなかに来たときに、ああ、西会津町は宿場町のイメージがあるなど、じゃありピーター的な、そういう仲間も今度、というようなことも相乗効果があると私は思いますが、実現できるものなら、いま補助的な問題があるならば、私はもう、そういう気持ちでやってもらいたいと。町長もう1つ、その点はどうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私が言うのは、まず、町でしっかり計画をつくってからでも、それから補助をどういうふうにしてこれを活用するかという部分も、何ら遅くはないということです。ですから、国のぶら下がっている補助事業を、すぐに何でもかんでもそれをやりましょうということであっては、町の計画そのものが、いわゆる将来性もないものになってしまうということでもあります。

ですから、いままで町が行ってきたというのは、まさにしっかりとした計画を持ってやっていたことが、ある程度時間をかけてやっていたからこそ、この公園一つの整備だって4年かかる、こういうことになるわけですから。ですから、ちゃんとした計画さえつくれば、今度はその計画に合った補助事業、あるいは起債、将来的な計画、こういったところに乗せていくわけでありますので、ですから、それでも遅くはないということでもあります。

そういったときには、何も町で独自にやっていくわけでは決してありませんので、それぞれ大型予算であれば、十分にその前段で議会の皆さんにお話を申し上げ、そしていろんな方々に、町民の皆さんにもそれぞれ説明を申し上げて、そして対応していくということでもあります。

ですから、学校でも、あるいは公園整備でもありましたけれども、公園整備の場合は、
どういう公園をつくりますかということで、全部地域の皆さんの意見を聞いたわけであり
ます。ですから、そのなかからできあがってきたのが、いわゆるたかはし桜公園であり、
ポケットパークなんでもありますから、その辺の経緯は、委員であられた議員のほうがよく
分かっていらっしゃるというふうに認識しておるんですけれども、いかがでございますか。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いまのところで、あなたが携わっているんだから一番知っているでしょうと
いうことを言いたいんでしょうけれども、話がちょっと変わります。いま町長が言われた
のは、きちんとした計画性をもって、それを整えて、進めて、実行するというような言葉
だと思います。

それを例を申し上げますと、3月の議会で、尾野本地区に若者促進住宅、尾野本小学校
を解体してつくると言われました。1人の質問者に対して、これこれのなかで調査費を出
します。もう、すぐ答弁されました。私はそれを聞いて、あれ、みんな説明あったのかな、
計画性はどうなっているのかなと、いま言われたらそう感じます。であるならば、私は、
町長が慎重にまちなかのことで、いろんなことでそういうもので向かっていくというのは
分かりますが、一部では、そういう見えないところでも計画性が進められているというこ
とは、私はむしろ理解できないです。その点、どうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 町がこれから行おうとする場合においては、計画性を持って取り組んでいくとい
うことは理解していただけたらと思います。ですから、今回の場合に、まちなか再生とい
うことであるならば、それをしっかり対応していただきたいということは、むしろこれは調
査費なんです。調査をしていただきたいということと同じようなことなんです。まちなか
をいろんな形で、いろんな意見を出してもらおうというのは、やっぱり調査をしていただく
ということなんです。

それと、いま若者の定住を、これから喫緊の課題だと、この前、質問ありました。それ
はそういう認識しております。それで、今後どういうふうにするんですかというならば、
ここはしっかり、この事前にもう答弁しておいたんです。学校とか、あるいは古い保育所
とか、こういったことについては、まずそこは使えるものは使うけれども、そうでないこ
ところについては、スクラップアンドビルドですよということですから、この尾野本小学校
一帯については、もうこれは、今後調べるとか、町民の皆さんにどうするとかじゃなくて、
町のほうの姿勢でもって十分に認識していただいているなということでもありますから、こ
こはしっかり取り壊していきますと。それで、その後の考え方はどうですかというならば、
そこは若者の定住の促進の場というような考え方を持っていますということです。

ですから、これから具体的にいろいろな形で、これから計画性が出てきた場合につい
ては、これからしっかりと議論をいただくということになるかと思っておりますので、そう
いった順を踏んでやっていくということでもあります。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 十分に調査をして、そういう計画性を立てるということは理解いたします。
であるならば、しつこいようなんですけれども、まちなかであっても調査をしようとする
れば、

例えば、まちなかの、そういうリフォームすれば、建築業者、また関連業者などの、いろんな意味での潤いというか、活性化につながると、私はそういう調査も町のなかでやれば、どんなふうに展開して、還元されるのかというような調査も、私はこれから必要であり、むしろそういうまちなかでやれば、いろんな面でメリット、また住む方、また利用される方、またそういう携わる方のメリットのほうがあるのではないのかと思います。

そういうことを踏まえて、これからやっぱり調査という言葉を使うとしたならば、また十分にそれを検討して、まちなかの活性化に努めていただきたいと思います、その点、もう一度お願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まさにそのとおりなんです。これからいろんなワークショップを行っていく段階において、これから空き家なり、あるいは空いているところをどういうふうに活用しましょうかと、こういった場合に、町として、ただ誰かにやってくださいというのではなくて、もし、そこをしっかりとやれる人だったならば、町のほうでどういう考え方で進めますかといえば、今度は町のほうでは、景観条例をつくりましょうよ、そういった場合については、補助を町から出しましょうよとか、あるいは店の内部を統一的なものにしようとするとならば、それに対して町のほうで助成措置を講じましょうよとか、いろいろあるわけですから、そういったことをしっかりとそういうなかで、調査といいますか、いろんなご意見を出していただき、こういった場でしっかりと煮詰めていただければ、私はいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 次、野沢保育所に対しての再質問をさせていただきます。読み原稿のなかでも申しあげました、特に野沢、それから保育所に限った質問であります。野沢は町のなかの中心地である立地条件も恵まれているところであります。いま建築物に対してはいろんな限度があって、取り壊しということだろうと思いますが、その使われ方、また、その保育所に通じる道路の確保が、いまなされていますが、今後はそういう道路とまちなかの、その野沢の保育所は、どんな関連性で進められるのか、その点、伺います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

まちづくり検討委員会で検討するというようなお話をいたしておりますが、今後、まちなかの活性化をどういうふうに進めるのか、旧野沢保育所、それから役場移転後の跡地、これをどのように利用するのか、それによって道路をどのように整備していくのか、それらも含めて、まちなか全体を広い視点で検討していきたいということでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いまの答弁では、まだ見えないと、先が見えないということであります。この保育所の利用に関しては、何度か同僚議員も質問しています。まだ、その的確な答弁がいただけていないと。私は、読み原稿のなかにはありましたが、野沢保育所が向こうに統合されますよ、なくなりますよといった時点で、この残されたことは、これこれに利用しますよ、こういうふうに将来はなりますよと言えば、いま地域住民の方が、あれ、これどうするの、一体どうなるの、聞いてくれっていうような声がすごく大きいわけですね。いま

課長も、新しく担当されたから、いろんな面での、そういう対応しきれないものがあるかも分からないけれども、やっぱり一番そういう大事な土地、利活用性のある土地のことから、やはりきちんとした、役場できてどうのこうのではなくて、やっぱりそういうもので、地域住民のそういう理解を求めるには、やっぱり計画性を、もうその当時から私は進めないではおかしいんじゃないかということでもあります。

それとあわせて、道路の件ですが、あの道路はどういう道路なのか。ある人は、あれは道路ではありませんよと言われた。道路でなければどういう名称になっているのか、その辺ちょっと聞かせてもらえますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 いまのお話は、おそらく旧野沢保育所前の拡張したというか、家がなくなったところを舗装した点だと思います。あそこにつきましては、野沢保育所があった時点で、車の置き場がない、あそこで乗り降りするという観点から、あそこは道路ではなく、そこに車を置いて子どもを降ろし、そしてあの大通りに出るというようなところでございます。

いま野沢保育所は移転しましたが、あそこについては、同じような形で、現在、通行には使っていただいております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 同じような形で使用するというのは、ちょっと理解できませんね。道路ではないと言いながら、よく使う、みなし道路なんてよく使われますが、道路ではないけれども、それをみなして道路にしているというところも、使われる言葉があるそうですが、いまあそこは、いま現在、保育所がなくなっても、やっぱりあそこ真っすぐなら入って利用できる方もいらっしゃるわけですよ。それが、まだ向こうから一方通行であるということの対策は、やっぱり不十分ではないかなと思います。

そういう、身近にできるものなら、道路でないならば、町できちんとした、やはりそれを町民にしっかりと報告付けをしていただきたいと思います。その点はどうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずはじめに、野沢保育所、これは、認定こども園ができてからどうこうするというのではなくて、それ以前にも何度か議会、議員のほうから質問を受けてきた経緯があります。8番議員も、何か質問、同じような質問をされてきて、そのなかでは、あの住民の、地域の住民の皆さんが、集会所でどうかというような考えもありますけれども、町のほうではどうですかと聞かれたわけです。そのときも明確に答えているんです。それは、いまは使うことは可能でありましょうけれども、しかし、集会所としての機能は、なかなか難しいと。それともう1つは、見た目はしっかりしていそうだけれども、土台そのものが相当経っていることから、やっぱりこれは、全体的な判断をすれば、これは取り壊すということで、町ではそういう方針でありますということでお答えをしているわけでありませう。ですから、その考え方はいまでも変わっておりませんし、そういった方向性で対応したいというふうに思います。

それで、その跡地をどうするかということは、これからいろいろご意見などをいただきながら、先ほどの委員会とか、まちなかのなかで、ここはこういうふうにしたらいんじゃない

やないですかとかという話を出していただくということも、1つの考えだろうというふう
に思います。

町として、いまあそこに建物を建てるという考え方は、いまのところはございません。

それともう1つは、道路ということであれば、みなしであろうがなんだろうが、一般的
に通行しているわけですよ、道路には一方通行というものもあるんですよ。ですから、あの
ところは、いまは一方通行なんですとか言われれば、そうですよと、それで自由に道路と
して使っていて結構ですと、こういうことを申し上げているわけでありますので、
ですから、今後、それが具体的にどこをどうつなぐかということは、これから検討してい
きたいというふうに思いますけれども、その場合、一方通行でない方向も考えられるかと
思いますけれども、いまのところはそういう対応を取っているということでありますので、
しっかりとした認識を持って取り組んでいると。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、町道の関係について、若干補足をさせていただきたいと思いき
れども、いま現在の活用、これまでの活用ですね。先ほど申し上げましたように、旧野沢
保育所があった段階で、あそこの乗降場所、あるいは車を一時停車する場所ということで、
あそこを舗装して活用を図ってきたということでございます。車が通るには十分な広さも
ございますけれども、まだあそこ、町道として認定はいただいておりませんので、これか
ら正式な道路として活用するというのであれば、あそこをしっかりと認定を議会のほう
から認定をいただいて、これから町道として活用を図っていきたく思いますので、しか
るべき手続きを踏んだうえで、きちんとした道路として活用していきたくというふうに考
えておりますので、ご理解をいただきたいと思いき。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いまの副町長の答弁は、まだ認定していないということで、しかるべき手続
きをして、後に使い道を発表するということを理解しました。

次、次というか芝草保育所に対しての質問であります。芝草は、まだ十分使える保育
所であります。いろんな形で地元の声や、また、周りの要望などがあるかと思いき、
その芝草保育所に対しての地域住民の要望などはどんなものが出ておられますか、あつた
ら聞かせていただきたい。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

昨年、地元芝草自治区で町政懇談会、行っておるということですが、そのなかで、その
話題について話したところ、地元自治区としては、特にいまのところ活用方針はないとい
うことでした。

○議長 最後の質問になります。

11番、青木照夫君。

○青木照夫 一問一答だから財政関係のは、あれは当てはまらないですか、地方創生のな
かで、それは当てはまらない。議長、当てはまらない。

○議長 通告にはまっていれば、予算でも、はまりますけれども、通告にないような、と
んでもないようなことでは、これはちょっと止めるしかないから、その辺は青木君の判断

によります。

- 青木照夫 全体的なそういう町の取り組みというか、びしっとした通告の直系にならないかも分からないけれども、伺いたいところは、いま現在、町の財政調整基金が10億円あるといわれておりますが、いわゆる標準財政の10パーセントは、町では3億円くらいで間に合うということですが、これ福祉関係に、言葉になってしまいますが、答弁はいらない、これは。

お金が余って財政調整基金に積まれているのは、行う住民サービスを怠ったのではないかという、ちょっとくくりなんですけれども、これはお金が余った、行政は、やっぱり地方公共団体、利益をあげる事業団体ではないということから、収入に見合った適正な行政サービス、福祉の向上、それが住民サービス、やるべきことをやったのか、ということの負の証であると私は考えております。

答弁はいいません。以上で私の質問とします。

- 議長 いまの質問は、答弁いらないということ自体、質問すること自体おかしいし、また、全然通告外だということも言うてありますので、今後、注意してください。

13番、清野佐一君。

- 清野佐一 皆さん、こんにちは。13番、清野佐一でございます。私は、今定例会に3つの項目について通告をしておりますので、順次質問をいたします。

まずはじめに、この6月定例会は伊藤町長にとりましても、2期目最後の議会でもあり、思いも格別のものがあるのではないかと推察するところであります。今回、提出された議案は、条例改正や補正予算、農業委員選任に係る人事案件などがありますが、補正予算のなかで特徴的に感じたのは、いままで町民の皆さんが要望してきたものが、予算がないなどの理由でできなかったことが、駆け込むように急にやるようになったのかなと感じております。

町では、最近になって精力的に町政懇談会を開催をしており、その結果の表れと判断をしておりますが、ただ、疑問に感じておりますのは、いつから、町のほうから自治区に開催の依頼をしてやるようになったのでしょうか。町長は以前から、町民との対話ということで、積極的に懇談会をやってきました。ところが、ある時期から急に少なくなってしまう、同僚議員の質問には、自治区からの申し込み制にしたという話でありました。

しかし、この度の懇談会は、町職員が自治区長の仕事の現場にまで出かけて、開催の依頼をしていたという事例もあります。いつごろから変更になったかを、首をかしげているところです。これは感想でありまして、通告外でもありますので、答弁は求めません。

それでは、質問に移ります。まず最初に、ハワイへの西会津産米販路開拓調査事業について質問をいたします。今回の事業実施については、調査結果報告書が委託業者より提出されておりますが、福島県産米については、残念ながら輸入規制がなされており、日本からの輸出ができないことが判明しました。町では事業を行うにあたり、1つの物差しとして費用対効果の度合いをチェックをしております。ふるさと納税の専門サイトへの登録も費用対効果を理由に進んでおりません。しかし、この結果をどのように捉え、費用対効果も含め評価をされますかお伺いをいたします。

また、この調査を行うにあたり、昨年10月24日から27日までの間、委託業者と福島ホ

ープス関係者で、事前調査を行っていますが、その時点で輸入規制は把握できなかったのかを伺います。

そして、今後、海外への販路拡大を目指して本気でやるのであれば、アメリカのハワイ州にこだわることなく、別の国への販売も可能と思われませんが、今後、取り組む考えはあるかどうかお伺いをいたします。

次に、旧尾野本小学校周辺の環境整備についてお伺いします。小学校の統合に伴い、廃校となった旧尾野本小学校の周辺は、あまり手入れもされておらず、荒れ放題の状態です。私は昨年6月定例会において、改善や手入れをしていただくよう話をしたところであります。町長や教育長からは、前向きの答弁をいただいたと思っておりましたが、1年が経過したいまも、一向に進んでいない状況です。この度、補正に少しの予算計上もあるようですが、今後の取り組みをお伺いするものであります。

次に、西会津町雪対策基本計画の取り組みについてお伺いします。今年の冬はドカ雪により、3名の尊い命が失われ、怪我人も数名にのぼっております。事故が発生してからの対策本部の立ち上げよりも、この基本計画の具体的な取り組みを急ぎ、万全の体制をつくりあげることが必要と思われれます。除雪活動と組織化などの取り組みについてお伺いをするものであります。

次に、本町では豪雪対策本部の設置基準が、積雪が計測地点で1メートル50センチを超えたときと定めています。本町の面積は約300平方キロメートルと広大であり、雪の降り方、積もり方も様々であります。そこで、豪雪対策の基準の見直しと、各地区ごとに計測地点を設けてはと思いますが、考えをお伺いするものであります。

以上で私の一般質問といたしますが、明快なご答弁をお願い申し上げます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、ハワイへの西会津産米販路開拓調査事業についてお答えいたします。

1点目の事業実施の評価についてであります。今回、現地を訪問し輸入規制や風評の現状を把握するとともに、在ホノルル三澤総領事をはじめ、福島県人会や様々な企業の方々と有意義な意見交換ができ、つながりや協力関係を構築できたことが大きな成果でありました。

また、委託調査事業の報告書では、日本人・日系人が多く、約870万人の観光客が訪れ、日本食のニーズが高いという現状を実際に調査し、現地企業等の訪問の中では、率直な地元の声や感想、アドバイスなど、インターネットやメディアを通しては得ることのできない情報を収集することができました。現在のハワイという大きな市場では、日本からの輸入米を含む多様な米の需要が高まりつつあり、今後も増加が期待できる旨の報告がされております。

また、具体的な現地ニーズを踏まえた販売戦略や、玄米コンテナ輸送によるコスト抑制、今回訪問した現地精米業者と連携した飲食店専用業務用米など、費用対効果が見込めるいろいろな可能性の報告に、将来性を感じているところであります。

次に、2点目の10月の事前調査における輸入規制の実態把握についてであります。その時点で、商業目的による輸入流通販売はできないことを、現地でも確認いたしました。

一方で今回の野球交流事業に関わる現地協力企業・関係団体は復興支援に積極的であり、個人輸入の形での本町産米の取り扱いも可能であるとのことでした。また、福島県人会の協力も得てのPR活動も行っていただけとのこと、事前調査時にサンプル米を現地企業等に訪問配布し、12月訪問時のアポイント確保交渉を行ったものであります。

この事前調査の結果を踏まえ、JA等と検討協議し、最終的に12月の訪問時においても、輸入規制の継続下であったため、今回の調査事業を風評等の現状把握、本町産米のPRと風評払拭活動、規制解除を見越した販売ルート調査と優先取引交渉など、強いつながりづくり、関係構築を主目的としたものであります。

次に3点目の別の国への取り組みについてであります。今回の事業は、町の友好団体である福島県民球団福島ホープスと一般社団法人モストWORLD KIZUNA、現地福島県人会等の協力が得られ、また、日本食や米の消費が多く見込める米国ハワイ州であったからの調査事業でありました。町単独で、この他の国へのアプローチは難しいことから、会津、福島全体、JA等との連携の中で機会が生まれれば、今回の調査結果、経験を生かして積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、旧尾野本小学校周辺の環境整備についてのご質問にお答えいたします。

旧尾野本小学校の利活用につきましては、本年3月議会定例会でご説明いたしましたとおり、本町の重点施策である定住・移住を推進するための若者定住促進住宅を整備する計画であります。今年度は、基本構想を策定し、整備方針をまとめる予定ですが、今後、計画が具体化し、事業に着手するまでの間につきましては、周辺の適切な管理を行ってまいりたいと考えております。

また、昨年6月議会定例会の一般質問でおただしのありました垣根などの植木の植栽につきましては、その後、移植先を検討した結果、こゆりこども園の出入り口付近に移植することが決定し、今次補正予算に移植経費を計上したところでありますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 13番、清野佐一議員の雪対策基本計画の取り組みについてのご質問のうち、地域除雪活動と組織化などの取り組みについて、お答えいたします。

昨年12月に策定いたしました西会津町雪対策基本計画については、雪処理対策や道路除雪全般、利雪を含めた冬の快適な生活環境づくりなど、総合的な雪対策の計画として策定したものであります。

まず、雪害対策についてであります。今年度より、降雪前に雪害対策本部を設置し、危険箇所の点検をはじめ、一人暮らし世帯や高齢者、障がい者世帯などを事前に把握し、自治区や関係機関と連携した冬期間の支援体制を構築することとしております。地域除雪活動については、現在、本町には除雪組合として12の組合が組織されており、除雪機械の貸与による狭隘な町道の除雪作業や、流雪溝の運営、維持管理などを行っています。

近年、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯など、自力で除雪作業ができない、いわゆる

除雪弱者が増加している一方で、地域の担い手は減ってきていることから、その担い手不足の解消を図るためにも、自治区において除雪組合などの組織化を図り、地域全体で取り組んでいくことが重要と考えております。

今後、地域の実情に合わせて、除雪機械の貸与基準の見直しや、除排雪作業を地域全体で取り組む体制づくりへの支援策など、今年度より設置する、仮称ではありますが、雪対策基本計画推進委員会の中で、検討していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、豪雪対策の基準見直しについてのご質問にお答えいたします。

現在の豪雪対策本部の設置に際しましては、測定根拠が明確な、気象庁アメダス西会津観測所のデータを使用しております。同観測所のデータを設置判断基準としておりますのは、観測データが公式数値として取り扱われることから、この公式な採取データを基に、豪雪時における国・県への要望活動等での基準数値としているためであります。

同観測所は、尾野本字樋ノ口原乙1523番地内に設置してありますが、気象庁福島气象台に確認いたしましたところ、観測所は県内での設置場所のバランス、コスト、設置環境等を考慮したうえで設置しており、増設や移設は基本的に困難であるとのことであります。

しかしながら、本町における集落状況は広範囲であり、局地的な大雪も想定されることから、観測所のデータだけでなく、町内各地の自治区長の皆さんとの情報共有を図りながら、必要に応じて豪雪対策に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、順序良くといいますか、質問の順番で再質問させていただきます。

まず、米の販売のほうでございますが、いま課長よりお話をいただきました。これは、先般、我々議会で報告会、あるいはまた懇談会ということで、自治区におじゃまをして懇談会をやったわけですが、そのとき、町民の方から、このハワイの米の販売のこの話が出たときに、町民の方から、職員は気の毒だという話が出ました。本当にいろいろ大変な苦勞をされているということが、町民の皆さんがそのように感じておられたのかなというふうに思っています。

そんなことも、一応お伝えをしておいて、先ほど、調査事業に行ってきた。そのときに、もう既に分かっていたと、だから、目的を少しずつ変えていったというようなことの話がありますが、町長そこまでして、やっぱりハワイに行かなければならなかったのでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ハワイの目的が、私は、ハワイに行きたくて行ったわけではないですよ。そもそも、一番最初に話で、率直に言いますけれども、一番最初に話あったのは、いわゆる福島ポープスとつながりがあって、それを海外で、この野球の、福島県から野球を、そういうところで試合をやりますと、こういう話があったんです。それで、そのなかで西会津町から2名の選手が選ばれましたという話があったんです。それで、具体的にこのハワイに行った場合に、それをいろいろ取り仕切るところが、モストWORLD KIZUNAということなんです。

そういうなかで出てきたのが、いわゆるせつかくこういう子どもたちの行く、そういう

ところに行くわけですから、ただ、野球というだけではなくて、ついでに、ついでにと言いますか、失礼しました。せっかくそういうところに行くならば、西会津町として、米を、やっぱりそういうところにどうですかという話があったわけです。そういう調査目的を持って、それを国のほうに提出をしたんです、いわゆるその計画を。そうしたら、調査事業として、それが調査事業として事業が、これが取り入れられたということでもありますから、そういったところで、じゃあ、町のほうで調査としてどうですかという話があったわけですよ。その人選が、いわゆる、じゃあ米ということであって、町長も実際のところを現地で確認したらどうだということになって、私と職員2人、そして、あとは全農と、それからよつば、5名が行ってきたということでもありますので、観光目的に行っただとかうんぬんの問題では決してありません。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 ようやく町長の本当の話が聞けたというか、そんな感じでおりますけれども、だから最初の8月に臨時議会を開いてやったときは米売りですよ。それを、途中10月に変更になったことを我々分かりませんよ、目的が変わったなんていうことは、町長が12月にハワイに行かれると、議会を1週間早めてやったと、その時点でようやく町長がハワイに行くんだという話になって。ですから、何もかにも、本当の事業というか、本心は何ですかと聞きたくなりますよ。ちょこちょこちょこちょこそうやって、だから最初からホープスで行くなら行くように、そしてまた目的をちゃんと、だったらあれですよ、いろんな文化交流なり、ハワイに行って福島県人会の方にお話をし、学校の子どもの短期留学というか、そういうのもしたいから、受け入れをしていただけますかというような、いろんな、やりようによってはいろいろあると思うんです。

それをあえて米が輸入をしてくれないところに、その米の話で行くこと自体がやり方としてはおかしいんじゃないですかということなんです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いわゆる最初から話があったのは、むしろ野球のいまの件と、それから、米の話もありました。ですから、その話をもって、この事業に対して町として取り組んできたわけです。それは何ら、米とか野球とかというものではないんです。一緒にこういう事業がありました、ということですから、その旨きちっと国のほうに提出をして、この米の調査目的をしてきたいということであったんです。

それを町が、一方的に何か行きたいからやるなんていう話で、町が最初からそれを取り組んだというのではないんです。それまでに、事前にきちっと担当課で調査をしてやっていたわけですから、ですから、そういう経緯の経過のなかで行ってきたということは、何もこれとこれとか、あるいは何でそんなところに行ってきたんだなんていう、そういう話のものではないというふうに思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私は、いろいろなその手順のことを言っているんです。最初、8月の臨時会を開いた後、その後に調査に行ってきたにも関わらず、それらの、今度はこういう、当初こういう目的だったけれども、中身はこうこうこういうわけで、そのために今度はこういう目的で成果をあげてきたいというような説明もなく、行ってきてから、いま行った結果、

その報告もあれですよ、行ってきた結果、向こうに行って分かったというような話だったですね。行くとき分かっていたんじゃないかと、行ってきて、向こうで買ってくれないのがわかったと。そういう話には私は受け止めておりました。

ですから、やはり順序も違うし、はい、じゃあ説明をお願いします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、手順のお話ですので、お答えしたいと思います。

今回の調査事業につきましては、地方創生加速化交付金事業に採択になった事業であります。この事業上は、基本的に調査事業ということで、調査を目的としている事業でございますが、この米につきましては、先ほど町長も答弁ありましたように、その野球の交流と米というのは、最初からセットでお話ございました。それで、向こうでは西会津の米を扱っていただけるというような話があったものですから、私ども、今回の事業に乗せるべく調査事業ということで、調査をしてくることになったわけでございます。

それで、8月26日臨時議会でご議決いただきまして、10月の時点で、12月の本調査に向けた準備段階の事前調査ということで、委託事業者と福島ホープスの関係者2名で事前調査に行きまして、その際に、向こうでサンプル米をお配りして、アポイントを取ったり、あとは向こうの販売環境の調査などをされてきたわけでありまして。

その結果が、先ほど1回目の答弁で申し上げましたように、輸入規制のなかで、正式なルートでの商業輸入は難しいということでもありますので、その先を見越した対応、あわせましてつながりづくりをしてこようというようなところに目的をシフトさせたというような流れになっております。

いまほど野球交流の話をいたしましたですが、野球交流は、今回の調査事業とは全く別でして、その経費も、もちろんこのなかでは支出していないということでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 だから、それは別のあれだと言うけれども、野球があって、そこに何か、そのついでにね、じゃあ米販売の調査を付けて行こうかというようなふうには、こっちでは取れないんです。だから、いろいろな途中、その輸入を受け入れていただけないと、こっちの米を買っていただけないといいながらも、議会のほうには何の説明もないですよ。行ってもいいという、その議決はしましたけれども、その辺は、その内容は隠してというか、そんなふうにはしか取れませんよ。なぜその説明がなかったんですか。

○議長 質問の内容は分かりますよね。10月に行ってきた結果は早くから分かっているのに、12月に行く前に分かっているのに、議会に何も報告がなかった。それはどうしてかと質問しているのです。

農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 事前調査の結果につきましてお答えいたします。

いまほどご指摘のとおり、ホームページや国内で得られる情報のほかに、現地に行って判断できること、また、規制に対する現地の反応、こういった部分も重要な要素になるということでもございました。また、何よりも、今回、西会津の米を買っていただける、取り扱っていただけるという声が、現地の声が、強い声がありましたので、これは、いまは規制はありますけれども、何か方法がないか、何らかのつながりを、せっかくのこのつなが

りを活かせる方法がないか、そういったことも含めまして、現地に行って調査をしてきたいと、そういう思いで私ども行ってきたわけでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 だからそれはね、行って、何でもそうですけれども、百聞は一見に如かずで、行って見て初めてね、いろんなことが分かるということがあります。ただ、私たち言いたのは、米なら米でも、いま何らかな方法でできないかといういま話です。だから、この前の議会のときは、町長は、粉なら買ってもらえるんだとかと言っていますよね。だったら、本気で米を何らかの形で消費拡大するのであれば、販売するのであれば、それらの方法だって考えつくはずでしょう。それがあと、そのまんまで、ただ修正案が出て、あれになったからって、いろんなところにまた波及しましたけれども。

ですから、その辺は議会にも説明がなかったということで、その辺のところは、ちゃんとしたお話をしてください。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 答弁、繰り返しになりますが、私どもとしましては、確かに商業取引というのは規制されている現状ではございましたが、個人輸入で、実際にはサンプル米を送ったりもできていたわけでございますので、何らかの手段よって、せっかくの機会を活かしたいと、そういうことで私ども調査に行ってきたということでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 議会の説明もないというのも、何も町長のほうからもないようですから、次の質問のほうに移りたいと思いますが、やはり、せっかくそういうつながりを、きっかけをつくったというのであれば、別の形で、これを、関係を発展させるなんていうお考えはございませんか。これは町長にお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この前の経緯、経過もありますので、これはじっくりと町も判断をしていかなければならないというふうに思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 その辺で、これからいい方向付けが示されることを待っていたいというふうに思います。

あと、質問を変えまして、次の質問に移ります。旧尾野本小学校の周辺の整備ということでありますが、先ほど話ありまして、あそこに若者定住促進の住宅の計画をするんだというお話もいただきました。しかし、町長、私思うんですが、今日も、この町長の自分の、いまの方針のなかで、均衡ある町の発展というか、そういう話もされました。いま尾野本地区に中学校、小学校、保育所、できました。そして、いま先ほどから同僚議員も言っている、野沢町内でさえも活気が失われて、いまだどうするんだということ、心配しているわけです。それを、また尾野本に定住促進をつくって、町全体を見渡したなかで、もっといい場所とか、ああここにするかというような考えはなかったんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これからの町の均衡発展というのは、私は、尾野本地区とか、野沢地区とかというのではなくて、やっぱりこれは平坦に見るべきだというふうに思っています。ですから、

例えば小学校がどこどこに建てるとかというのではなくて、やっぱりそれは将来的に見通した形をもって、ちゃんと整備を図ってきたわけですね。いま、具体的にじゃあ、どこにそういう場所的なものがあるかと、あるいはどういうところが適当かということを考えれば、先ほども言いましたように、スクラップアンドビルドという形で、その場所を、例えばあのままの状態で置くことはできないわけですから、そして、もしそこが平坦地になれば、これは当然、いまの国道、あるいは高速、こういったところから真っすぐに通ってくれる道路だなど、やっぱり立地条件ということ考えたときに、やっぱりそういうところが、やっぱりしっかりしていいるのではないかなというふうに判断をしております。

そこで、もう1つは、先ほども話ありましたように、じゃあ野沢地区を今後どうするんだということになれば、これからまた、新たな考え方というか、まちなか再生という、1つの大きな課題を背負いながら、今後まちなかの整備計画というものをしっかりやってみましょうよ。そこにはやっぱり商業スペース、こういうところをしっかりと確保していくことも必要ではないかということで、いろいろポケットパークなり、あるいはまちなか、これからの新しいまちづくりを行っていくと、こういうことでありますので、何もそれは、一極集中みたいな形で捉えるべきではないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 以前からお話してきましたけれども、やはり町全体を考えた、その都市計画とか、そういうのをつくって、そして、どうするんだという話になるのかなと思ってはいたわけです。けども、いきなりあそこに住宅、若者定住つくるといような、もうちゃんとした名前までできて出てきた。だから、そういう計画を、いろいろな協議会とか、審議会とか、協議会ですか、それを立ち上げて、いろいろな検討をしたなか、こうこういうふうになったということであれば、多少のあれもありますけれども、それもなくて、ただ、突然というか、そんな感じに私は受け止めておるんですが、町長の考えとしては、そこが立地としては一番いいんだということ考えられたということですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 全体計画としては、そこだけ突出して私は言っているつもりは毛頭ありません。しかし、長の立場からすれば、やっぱりこれからのまちづくり構想というものを、あなた自身どう思っていますかと、こういうことであるならば、私はこれから、こういうところを重点的に整備をしながらやっていく、あるいは住宅団地ならここ、商業的な団地ならこういうところ、そしてまた、もう少し田舎なり、あるいはこれからの都市交流というものを体験交流するならばこういうところ、そして、農業スペース、こういったところは、じゃあどうするかということだって、これは私、いろんなところに行っていますけれども、やはり西林地区の、あの一体的なところを、もっともっと利活用すればいいんじゃないかなと、こういう構想や、そういったことは何ら私が言っても、何らおかしくはないんじゃないかなというふうには思っています。

さあ、これから具体的な対応として、まず、学校を、あのままの状態ではいけないということですから、まず整地をします。そうした整地をした場合の、後の対応はどうするんですかということであるならば、そういう対応をしっかりと、私はつくっていきたいという

ことです。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いま町全体を見渡して、西会津の縦貫道路をもう少しで完成間近というようなことの状態です。ということは、奥川から一般に15分、15分道路とかつては言われてきました。だから、まだまだ選択肢はあったのかなと私は思うんですが、その辺は、あと町民の皆さんが判断すべきことかなというふうに思いますけれども、もし何かありましたら。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 町だけの考え方でまちづくりを行っていくということは、私はそれはできないんじゃないかなと、それは、これから、そこに住宅団地ですよとこういった場合に、そこに住む人の立場も考えなければならない。あるいは一般的にどういうところが住宅地として相応しいのかということもしっかりと、これ行政判断としてやっていかなければならないんです。例えば、橋屋地区に、あの立派な橋が架かると、それで、その上にあの広大な面積があるんじゃないかと、仮にこういった場合に、果たしてそこが住宅団地として本当に適切かどうかということ、やっぱりそういうことは、やっぱり使う人、あるいはそこを利用する人の立場ということもしっかり考えなければならないんじゃないのかなというふうに思いますので、そういうことを踏まえながら、総合的に私は判断をしていきたいというふうに思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 そのように判断をされたということですから、結果を見守りたいというふうに思います。

それから、旧尾野本小学校、先般、防災訓練、森野地区を中心にして、森野の皆さんにいろいろご協力いただいて防災訓練をやりました。講堂については、これちょっと周辺ということで総合的に考えていただいて、その質問をさせていただきますけれども、講堂についても、いろいろ残してほしいというような声があったり、いろいろまだあるわけです。しかし町のほうでは、耐震うんぬんでいずれ壊さなければならないというようなことのお話であります。そのような危険な場所で防災訓練をやったということに、私、疑問を持っているんです。しかもそこを避難所に使ったわけですから。いまは大丈夫だという話ではないですね。耐震診断やった後、危険だから、いずれは壊さなければいけないというような話であれば、防災訓練すらも本当は、その辺まで検討すべきだったんじゃないかと思いますが、その辺はどのような判断だったんでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

防災訓練のことでございますので、事務局でやっています町民税務課のほうでお答えさせていただきます。防災訓練につきましては、議員ご承知のとおり、各町内、5地区ございますけれども、5地区の持ち回りで開催をさせていただいております。その開催にあたりましては、町と地元の消防団が協議をしながら、その地区での開催地を決定をさせていただいております。

今回につきましては、第2分団ということで、第2分団の幹部の皆さまと町の消防担当

のほうで協議を進めさせていただきまして、今回は森野地区での開催をしたいという第2分団のご要望もございましたので、森野地区での開催をさせていただいたところがございます。なお、場所につきましては、やはり森野地区においては、旧尾野本小学校での開催ということでございましたので、当所での開催をさせていただきました。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私、申し上げたいのは、安全性が危ぶまれるというか、何かやりたいということ、耐震がどうだという、そういう言葉が返ってくるにも関わらず、使うときは、そういうことは置いておいて使ったということですよ。

そういう不安がある場所を防災訓練で避難所に使ったということですよ、あそこを。そしてまた、現地本部というか、そういうこともやって、図上訓練みたいなことで、想定をしてやったわけです。

だから、やはり本当にだめなら、やっぱり使うべきではなかったんじゃないかと、外にテントでも張ってやるとか、だから、言っていることとやっていることが、だったら講堂のこれから使うのも認めていくとか、何かを考えてやるべきではないかなというふうに思っているんですが、やっぱりいろんなことの一貫性を私は望みたいと。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の訓練は、いまほど課長が言ったとおりでありますけれども、あの講堂を、不安だとか、安全でないとかというだけで、これからの方針を立てたわけではないですよ。本当に価値のあるものだったら、こういうことから出たんです。いわゆる歴史的な文化価値はどうか、あるいはこれから具体的にどういう活用方法があるのか、地域の皆さんからの声を、まず大事にしようじゃないかということで、いろんな角度で、いろんなアンケートも取りながら話を聞いたんです。

そういうなかで、結果として、いま不安全だとか、耐震補強がないから取り壊すとかという問題ではないんです。それだけの文化価値がちゃんとあって、これはやっぱりもったいないなど、こういうことの診断結果がしっかり出ているならば、町としてだって、なにも古いから取り壊すとかという問題ではありません。

そして、誰が見ても、古いからあの講堂が安全かうんぬんの問題ではなくて、耐震的にやっぱりみた場合は、これはいまの基準には合致しないよということになるわけです。しかしそうは言っても、これから音楽祭だ、間ちょっと借りたいという場合において、じゃあ、これは不安全だからだめですよなんていうことは、私は言っていません。もし、そういう一時的にこれから大丈夫だと、安心が確認できれば、いまの間であれば、いままでだって使っていた経緯もあるわけですから、そういうことを申し上げているわけであって、なにも不安定なところで防災訓練やった、そんなことがやっぱり問題ではないんじゃないですかね。それは、やる場所とか、いろいろ考えても、本当に2時間、3時間の間のなかですから、そこはある程度、良識を持って判断していただくしかないんじゃないんですか、こんなところで、あんなところを使ってなんだなんていう話にはならないと思いますよ。

○議長 だいぶ遠くに離れてきましたから、趣旨に戻してください。

13番、清野佐一君。

○清野佐一　それで、いま、あそこの垣根を植え替えるというようなことでありますが、どのくらいの本数といいますか、あそこに、校舎の前にある、あと保育所側にずっとある、相当な本数もあるわけです。それに加えて、あとは野口博士、クーベルタン（クラーク）博士の像もあるわけです。それらも含めた考えもあるのかどうか、お伺いします。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　まず生垣の移植についてお答えをいたします。

今回、先ほどご答弁申し上げましたとおり、6月補正で28万1千円ほど経費を計上してございます。尾野本小学校の正面玄関の並びのドウダンツツジ15本を、認定こども園の出入り口付近に移植するという計画でございます。

○議長　13番、清野佐一君。

○清野佐一　そしたら、あと、いま私申し上げた別のところの生垣というのは、それは自分の間そのままということになるんでしょうか。もし自分そのままなのであれば、やはりちゃんとした手入れくらいはすべきではないかと。以前にも申し上げましたけれども、あの生垣は、本当に保護者の方が、本当に一生懸命手入れをされて、今日まで残ってきて、統合になってから、途端に荒れ放題になったわけです。それで、あの寄附をされた生垣も、寄附をされた方がおられるということで、相当な金額であったと、300万円余の金額も寄附をされているというようなこともあるわけです。

ですから、そういう人たちの気持ちも考えれば、移植すぐにやらなくても手入れくらいはちゃんとやるべきだというふうに思います。その辺の、今後どのようにされるかお伺いします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　今回、議員から言われた内容で調査をしてみたんです。そしたら、いまずぐ移植できる可能性のあるところはどこかということで、この前の防災訓練でも私はずっと見ました。そしたら、ドウダンツツジのほうは、いまずぐ対応できるんじゃないかということで、認定こども園のほうに移そうというふうに計画をしてやったわけですね。

しかし、認定こども園は、あのとおり、もう広いスペースで駐車場もあって、除雪をする場合に、この邪魔にならないような方法はどこかということで、一定区間を設けて、担当課で、ここだったら大丈夫だということで、そこに移植したわけです。

これから垣根の問題、これは移植したいなと私自身考えております。それは、やっぱり学校だから、学校のほうに何か植えるスペースがないかなということで、これから教育委員会といろいろ話をしながら、できる限り地元の方々の意向に沿って、今度は学校のほうにそのスペースがあれば、そういったところにしっかり移植をしていきたいというふうに思っておりますから、いずれ、それは別な、これから専門家にちょっと見ていただきますので、その場所等の選定が終わった時点で申し上げたいというふうに考えております。

○議長　13番、清野佐一君。

○清野佐一　質問を変えまして、雪害防止対策であります。観測地点の話をしました。これは私が申し上げたいのは、何もちゃんとした機械じゃなくて、例えば尾野本なら尾野本のどこか基準点を設けて、そこで、例えば50センチ積もった、あとちょっと高いところではどのくらいだと、そういう情報を共有して、高いところの、片方で1メートルでも、

高いところは1メートル50くらいある時がありますからね。だから、そういうことをきめ細かに分けて、そういうところに、今度、その豪雪対策と同じ、例えば除雪費の補助といえますか、雪降ろしの補助、8千円とかありましたよね。そのようなことを適用させてはどうですかということなんです。

だから、西会津、西林にある観測地点で1メートル40センチだと、もうほかはそれ以上、とうに超えているわけです。だから、高齢化が進んで、どうするこうするも、これ問題ですぐやらなければいけません。けども、そのこと1つ実行していただくだけでも、そういう地域の人たちが、本当に恩恵を受けるというか、細かい、心のかよった政策だなというふうに思ってもらえるんじゃないかなと思ったんです。その辺のことの取り組む考えはいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

観測地点のおただしでございますけれども、これにつきましては、ご答弁で申し上げましたように、あえて観測地点までは設けずとも、その自治区との連絡共有を図りながら、やはり生の声と申しますか、自治区長さんの情報をお聞きしながら、対処をしていきたいというふうに考えてございます。

それで、申されましたように、例えば観測所で150センチいなくても、ということでございますので、それは本当に町内、広域的にございますので、やはり情報を収集しながら、過去におきましても150センチに達せずとも、豪雪対策本部をつくった経緯もございまして、やはり情報収集をきちっとしながら対処していきたいというふうに考えてございます。

○議長 最後の質問になります。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 除雪のことなんですが、先日、昨日かな、同僚議員の質問のなかで、除雪の基準というか、例えば15センチから除雪するんだということを、何か見直すようなふうにちょっと私は感じ取ったんですけれども、そういうことはありますか。例えば、もうちょっと、10センチくらいでもかきますよというような、それだけお願いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 除雪基準の見直しということですので、私のほうでお答えしたいと思います。

この計画をつくりまして、それまでは、15センチになったら除雪車は出動するということが基準でやっておりました。この計画をつくりましてから、その際に、すぐに15センチに見込まれるときには出動するということが、基準を少し下げたということで、昨年度の冬から一応実行いたしました。

なお、また今年も新たに除雪計画を策定していくわけですが、その際には、ちょっと基準については、再度討議をしながら、見直しも検討したいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いろいろご丁寧にご答弁いただきました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。(14時46分)

平成29年第4回西会津町議会定例会会議録

平成29年 6月14日(水)

開 議 10時00分
散 会 15時01分

出席議員

1番 三 留 満	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
2番 薄 幸 一	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
3番 秦 貞 継	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
4番 小 柴 敬	10番 多 賀 剛	
6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫	

欠席議員

5番 長谷川 義 雄

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文	農業委員会会長	佐 藤 忠 正
農林振興課長	玉 木 周 司	農業委員会事務局長	玉 木 周 司

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第4回議会定例会議事日程（第6号）

平成29年6月14日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成29年度西会津町一般会計補正予算（第1次） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次） |

日程第12	議案第12号	平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）
日程第13	議案第13号	平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）
日程第14	議案第14号	社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線道路改良工事請負契約の締結について
日程第15	議案第15号	定住自立圏形成協定の締結について
日程第16	議案第16号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第17	議案第17号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第18	議案第18号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第19	議案第19号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第20	議案第20号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第21	議案第21号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第22	議案第22号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第23	議案第23号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第24	議案第24号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第25	議案第25号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第26	議案第26号	農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第27 議案第27号 農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第28 議会案第1号 西会津町雪室貯蔵施設条例の一部を改正する条例

散 会

(議会活性化特別委員会)

(小中一貫教育調査特別委員会)

○議長 おはようございます。平成 29 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 おはようございます。ご報告いたします。本日の会議に、議案説明のため、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本日の会議に地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、農業委員会会長から農業委員会事務局長を出席させる旨の通知があり受理いたしました。

以上であります。

○議長 日程第 1、議案第 1 号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 議案第 1 号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

本案につきましては、3 月議会定例会最終日で副町長より専決処分の承認につきお願いを申しあげました国の日切れ法案に関するものであります。

町長が提案理由でご説明申しあげましたように、地方税法の一部を改正する法律が本年 3 月 31 日に公布されまして、4 月 1 日より施行されたことに伴い、議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、改正法令の公布日と同じ、本年 3 月 31 日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正といたしましては、個人の所得にかかる特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式及び配当割額又は譲渡所得割額の控除について法律改正による所要の規定の整備、法人の町民税にかかる申告納付及び不足税額の納付の手続きについての法律改正による所要の規定の整備、災害に関する税制上の措置の拡充、軽自動車税のグリーン化特例についての適用期限の延長など、規定の整備等であります。

それでは改正内容についてご説明申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表 1 ページをご覧ください。

西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第 33 条は、所得割の課税標準について定める規定であります。特定配当等のうち特定上場株式等の配当等については、総合課税、申告不要、分離課税のいずれかを選択できることとされておりますが、所得税の確定申告書が提出された後に住民税の申告書が提出された場合には、後者の住民税の申告書に記載された事項を基に課税できることを明確化したものでございます。

第 34 条の 9 は、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除について定める規定であります。第 33 条の改正に伴う所要の規定の整備でございます。

第 49 条は、法人の町民税の申告納付を、第 51 条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續を定めた条項であります。法人は、各事業年度終了の日から 2 カ月以内に確定した決算に基づき申告書を提出しなければなりません。災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため申告書を提出できないときは、法人の申請に基づき期日を指定して提出期限の延長をすることができるとされておりますが、その延長したときの延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備であります。

第 62 条は、固定資産税の課税標準について定める規定であります。震災等により滅失した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例を定める規定の整備であります。

第 62 条の 2 は、法律の改正にあわせて新設するもので、地域決定型地方税特例措置いわゆる、わがまち特例について、新たに 3 項目を追加するものであります。なお、第 1 項につきましては家庭的保育事業、第 2 項は、居宅訪問型保育事業、第 3 項は事業内保育事業の認可を得たものが事業の用に供する家屋及び償却資産等に課する固定資産税の課税標準となるべき価格の割合を規定するものであります。

第 64 条の 2 は、固定資産の補正の方法について定める規定であります。居住用超高層建築物、高さが 60 メートルを超える建築物に係る税額の按分方法について、補正方法について規定するものであります。

第 64 条の 3 は、固定資産税額の按分の申出について定める規定であります。被災市街地復興推進地域に定められた場合には、4 年分に限り所有者の申出により従前の共用土地にかかる税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備であります。

第 75 条の 5 は、被災住宅用地の申告について定める規定であります。いままで災害の都度個別の税制上の措置を適用しておりましたが、あらかじめ規定を常設化しておくことにより、復旧や復興の動きが加速されることから、被災市街地復興推進地域に定められた場合、震災等発生後 4 年度分に限り、特例を適用する規定を常設規定として整備するものであります。

附則第 8 条の規定は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を定める規定であります。肉用牛の売却による事業所得に係る所得割額の免除について、適用期限を 3 年間延長するものであります。

附則第 10 条は、読替規定であります。法の改正にあわせて改正するものであります。

附則第 10 条の 2 は、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合を定める規定であります。地域決定型地方税特例措置いわゆる、わがまち特例について、第 15 項、第 17 項を削り新たに 2 項目を追加するものであります。

附則第 10 条の 3 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告を定める規定であります。耐震改修が行われた認定長期住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定するものであります。

附則第 16 条は、軽自動車の課税の特例を定める規定であります。軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を 2 年延長する改正であります。

附則第 16 条の 2 は、新たに法規定の改定に伴い新設するもので、軽自動車の賦課徴収の特例を定めるものであり、軽自動車税の賦課徴収については国土交通大臣認定の資料に

より判断するものでありますが、不足額が生じた場合の納付等について規定するものであります。

附則第 16 条の 3 は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例を定める規定であります。特定配当等に係る所得について、規定の申告書を提出した場合、その課税の特例を受けることができる旨を規定するものであります。

附則第 17 条の 2 は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を定めた規定であります。特例期間を 3 年間延長する改正であります。

附則第 20 条の 2 は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を定めた規定であります。特例適用配当等に係る所得について、規定の申告書を提出した場合、その課税の特例を受けることができる旨を規定するものであります。

附則第 20 条の 3 は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を定めた規定であります。条約適用配当等に係る所得について、規定の申告書を提出した場合、その課税の特例を受けることができる旨を規定するものであります。

次に、附則であります。第 1 条では、施行期日を、第 2 条から第 4 条まではそれぞれ町民税、固定資産税、軽自動車税についての経過措置を規定するものであります。

次に附則第 5 条、附則第 6 条であります。今般の改正に伴い、以前にご議決いただきました税条例についても所要の規定の整備をするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議のうえ、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　なかなか難しいご説明をいただきましたけれども、要は、災害時の特例が拡充されたとか、あるいは手続き、やり方が変わるという点が、今後のことであろうかと思えますけれども、この条例によって、実際、その歳入においては、どれだけの影響額があるのか、それが分かれば教えてください。

あと、これは上位法令が変わったと、毎年のことではありますが、こういうふうになってきている背景というのは、何か察知していれば教えていただきたいと思えます。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　10 番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

今般の改正、国の平成 29 年税制改正に伴う部分の専決処分ということで、4 月 1 日施行分について専決処分をさせていただきました。まず、端的に申しまして、影響額という部分でございますけれども、いろいろその災害等の部分、議員おっしゃいました災害等の部分、あと軽自動車の部分ございまして、町で影響するのは、この軽自動車のグリーン化特例、いわゆる軽課でございますけれども、軽課が延長になるという部分で影響があるというふうを考えてございますが、これにつきましては、軽自動車税、4 月 1 日の基準をもとに課税されるわけでございますけれども、これについては、新車でその適合、排ガス規制の適合になった部分ということでございますので、これも今後の取得にもよりますけれども、軽自動車税がその分で税額が軽課で安くなるという部分でございますので、若干の部

分で税額の影響が、軽自動車税につきましてあるのかなというふうに認識してございます。

条例のこの背景という部分でございますけれども、近頃、税制改正につきましても、国のほうでされておりますけれども、やはり前回までご議決いただきました、やはりその消費税の延期ですとか、そういった部分での影響というのがあります、税制改正もちょっと複雑ようになってございますけれども、その背景と申しますか、やはり国のほうでも毎年、税制改正は行っておりますので、また今後、平成29年につきましても、いまこの専決処分で、4月1日部分については専決処分をさせていただきましたが、後年度施行の部分で、いま税制改正の情報もきておりますので、今後の議会におきまして、また上程をさせていただきますというふうに考えてございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 影響額については、だいたい分かりました。要は、国で、いわゆるこういう特例措置を設けてきているというのは、いわゆる景気が思ったよりなかなか上向いていかないとか、そういう具体的なことがあっての対応なのか、その点だけちょっと確認させてください。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

影響ということでございますけれども、やはりその背景には、国の税制改革と申しますか、先ほど申し上げました消費税の、やはり延期の部分というものも多分に影響しているかというふうに考えてございます。

それで、町の税制上につきましては、先ほど申し上げました軽自動車の部分ですとか、またいろいろな部分で改正はございますが、例えば超高層ビルの固定資産税の按分とか、そういった該当しない部分もいっぱい含まれておりますので、そのように考えてございます。

失礼しました。もう一度お答えさせていただきます。この背景と申しますか、社会的背景、その景気の動向という部分までは、その国のほうから、改正に伴ってのというような内容のなかには、特段含まれてはおりませんが、やはり申し上げました消費税の延期の影響は含まれるということでございます。

○議長 ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につ

いては、原案のとおり承認することに決しました。

日程第2、議案第2号、西会津町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第2号、西会津町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度につきましては、本年7月から国・県・市町村間における情報連携の試行運用が開始される予定であります。

本案につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく利用事務におきまして、町の執行機関が教育委員会などの町の他の執行機関に特定個人情報を提供する場合は、法律の規定により条例で定めなければならないことから、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表の33ページをご覧ください。

まず題名であります。西会津町個人番号の利用に関する条例を西会津町個人番号の利用等に関する条例に改めるものであります。これは、今まで本条例は、利用に関する規定のみの内容でありましたが、新たに、提供に関する規定を加えることから、西会津町個人番号の利用の次に、等を加えるものであります。

次に、第5条の、特定個人情報の提供についてであります。先ほどご説明しましたとおり、町の執行機関が教育委員会などの町の他の執行機関に特定個人情報を提供する場合は、法律の規定により条例で定めなければならないことから、新たに条例に加えるものであります。

次に附則であります。この条例の施行期日を公布の日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 ご説明のなかで、他の機関に特定個人情報、マイナンバーを提供できるようにするということがありますけれども、お話のなかでは教育機関等ということがありますけれども、具体的にはどういう用途でそういうケースがあるのか、分かればお示してください。

いわゆるこの、いつもこの個人情報に関することが出ると心配するんですが、いわゆる個人情報はより多くの人の手にかかる、あるいは多くの人目に触れるというようなことになる機会が多くなれば多くなるほど、いわゆる漏洩の危機が、リスクが高まると私、思っておりますけれども、そういった場合、情報漏洩の配慮、対策はどうか、処罰等の変更等は考えているのか、教えてください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、教育委員会、町の他の執行機関と町の執行機関というふうに、先ほどご説明いたしました。例を申し上げますと、例えば国、県から教育委員会に照会がきまして、教育委員会では、その照会に答えるために、例えば町民税務課で主管しております税情報、それを町民税務課から教育委員会に税情報を渡して、それを国、県に報告すると、そういったことができてきます。その場合に、条例に定めておかないと、そういう扱いができないと。

例えば別のケースで、町の教育委員会が町の町民税務課に税情報を求めた場合、マイナンバーといいますか、マイナンバーの情報提供を使わないでやる分にはできたわけですが、いまのように、国が設置します情報提供ネットワーク、それを使ってやる場合には、必ずいまのケースは、条例化が必要だということの改正でございます。

情報の漏洩の防止対策というご質問でございますけれども、現在、町が、そのマイナンバーを使ってできる事務につきましては、国が定めている事務のみということで、町独自の利用は、現在のところ考えてございません。そういった利用が増えれば増えるほど、やっぱりそういったリスクは考えられますので、そこら辺、今後、町としましても、必要なものは条例化をして、このマイナンバー制度を使って事務を行うようになりますけれども、現在のところは国が定めた利用事務だけということで、漏洩防止には、いまのところ問題はないものかなと考えてございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、その情報漏洩は、リスク管理に関しては、しっかりと対応していただきたい。これは万全を取っていても、必ず、うちの町はないと思いますが、必ずそういうのはどこかで、自治体等が出てきますから、そういうことのないように。

それとあともう1つ確認しておきたいんですが、いわゆる情報提供先、いわゆる行政の機関だけなのか、話に聞くと、将来的には民間の金融機関等への情報提供等も想定されているようなんですが、今回は、いわゆる行政機関内だけということでありますか、確認しておきます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

議員がおっしゃるとおり、民間の金融機関等との連携は、現在のところはされないということでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第3号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に係る人事院規則の改正に伴い、子育てと仕事が両立しやすい就業環境の整備等が図られたことから、町条例につきましても所要の改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表の34ページをご覧ください。

第2条の2は、育児休業法第2条第1項の条例で定める者であり、育児休業の承認を規定しておりますが、児童福祉法の改正に伴う条項番号の整合を図るため、第6条の4第2項を第6条の4第1項に、第6条の4第1項を第6条の4第2項に、それぞれ改めるものであります。また、同法で定義付けされた養子縁組里親に文言の統一を図るものであります。

次に、第3条は、再度の育児休業をすることができる特別の事情、第4条は、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情、第8条は、育児短時間勤務の終了日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情を規定しておりますが、保育所等の利用を希望し、申込みをしているにも関わらず、入所できない場合についても、それぞれ特別の事情として、条に加えるものであります。

次に附則であります。この条例の施行期日を公布の日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 ご説明のなかでは、いわゆる育休の取れる範囲が広がるというようなことで、取りやすい環境づくりにするのかなということでもあります。本町にあっては、こういう該当するケースはないということでもありますけれども、いわゆるいろんないい条例、子育てしやすい環境づくりをしても、それが絵に描いた餅になってはしょうがないということで、いわゆる本町は100パーセント、必要な人は育児休暇取っていると思いますが、育休の取得状況なんかは、分かれば教えていただきたい。

それと、どうしてもこういうのは、女性が、母親が取られるケースがほとんどだと思うんですが、最近ではイクメンと申しましょうか、お父さん、男性が取られるケースも、ほかの地域では増えているようであります。本町にあっては、そういう希望、あるいはケースがあるのか、ないのか、その点をお尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、育休の取得状況というおただしでございますが、育休につきましては、最後に取得された女性職員が、平成24年の11月から平成26年の4月までということで、この取得された方が最後でございます。ちなみに、平成22年度から現在までの取得の人数でございますが、いずれも女性職員で、5名の方が取得されております。

また、男性の取得というおただしでございますけれども、男性職員につきましては、現在まで、取得者はなしということでございまして、申出についてもなかったということでございます。ちなみに、平成22年から現在までの間に対象となる男性の職員につきましては、10名の男性職員、子どもさんが生まれた職員はおられますけれども、そういった申出はなかったということでございます。

町としましても、こういった、せっかくの制度がございますので、取得希望者があれば、どんどん積極的に取れるような環境づくりはしてまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 議案第4号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

一定の要件を満たす新規の設備投資等に伴う固定資産税の課税免除は、現在、過疎地域自立促進特別措置法などにに基づき行っております。今般、過疎地域自立促進特別措置法などの省令の一部が改正され、課税免除期間が延長されたことから、町条例においても同様に課税免除期間を延長するため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表37ページをご覧いただきたいと思っております。

第3条は、過疎地域における課税免除についての規定であります。過疎地域自立促進

特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令に該当する固定資産税について、平成 31 年 3 月 31 日まで延長するものであります。

第 5 条は、集積区域における課税免除についての規定であります。企業立地の促進等における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令に該当する固定資産税について、平成 30 年 3 月 31 日まで延長するものであります。

第 6 条は、復興産業集積区域における課税免除についての規定であります。東日本大震災復興特別区域法第 43 条の地方税の課税免除又は適用される場合等を定める省令及び、福島復興再生特別措置第 26 条及び第 38 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令に該当する固定資産税について、平成 33 年 3 月 31 日まで延長するものです。また、第 64 条を、第 74 条に、第 65 条を、第 75 条に改める部分につきましては、上位法の改正により条ずれを起こしましたことから、改正するものであります。

次に附則であります。この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議のうえ、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　課税免除期間が延びる、延長されるということですが、これまでにあって、いわゆる設備投資等を受けて、課税免除をされた起業等々は件数としてどのくらいあるのか、それを教えてください。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　10 番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

過去における課税免除ということでございまして、過去 3 カ年の実績を申し上げたいと思います。平成 26 年でございまして、2 社でございまして、課税免除額が固定資産税額で 310 万 1,500 円でございまして、2 社でございまして、平成 27 年、同じく町内の 2 社でございまして、169 万 3,800 円でございまして、平成 28 年、昨年度でございまして、やはり同じく 2 社でございまして、341 万 5,700 円でございまして、これらにつきましては、いずれも過疎法を用いての課税免除となっております。

○議長　ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 4 号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 議案第5号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、町長が提案理由の中で申し上げましたように、地方税法の一部改正及び平成29年度分に係る税率の改正であります。

はじめに、地方税法の改正に伴う改正についてご説明申し上げます。関係資料として配布をしておりますA3版の議案第1号関係資料、平成29年度西会津町国民健康保険税の税率改正(案)をご覧くださいと思います。

はじめに、1ページをご覧ください。

まず、低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについてご説明いたします。これは、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗ずべき金額を5割軽減の対象世帯においては現行26万5千円から27万円に、2割軽減の対象世帯におきましては現行48万円から49万円にそれぞれ改正するものであります。

続きまして、2点目の平成29年度の税率案についてご説明申し上げます。

国民健康保険税は、1年間に必要な額から国・県の負担金を差し引いた額を、被保険者の所得や加入者数をもとに、世帯ごとに算定し課税される税であることから毎年税率の改定が必要となります。

はじめに、税率改正の基礎となります平成28年度の国民健康保険特別会計・事業勘定の決算見込みと、医療費の動向など、所要見込み額の考え方についてご説明いたします。

それでは、2ページをご覧くださいと思います。

これは、平成28年度国民健康保険特別会計、事業勘定の決算見込みの前年度との比較表であります。平成28年度の決算見込みにおける歳入合計は10億966万5,300円、歳出合計は9億8,459万269円であり、歳入歳出差引額は2,507万5,031円の黒字となる見込みであります。このうち、1千万円は、平成28年度の国庫支出金と社会保険診療報酬支払基金からの交付金が、保険給付費が見込みより減額となったことから、精算により国庫等へ返還しなければならないため、残りの1,346万1,500円が平成29年度で減税財源として利用できる最高限度額となります。

次に右の表は、基金の最低保有額であります。基金の最低保有額は、西会津町国民健康保険条例第13条に規定されており、保険給付に要した費用の前3カ年の平均年額の100分の10層当額以上に達するまで、毎年度の決算余剰金から積み立てるとされております。この保有額は、平成28年度末で2,603万7,243円となる見込であり、最低保有

額よりも4,543万3,604円下回る込みであります。来年度から国保財政運営の主体が県に移管することになることから、保険給付に必要な費用は全額県が支払うこととなり、保険給付費の費用に不足を生じた時のために積み立てております当基金は必要なくなります。ただ、今後も町独自の減税財源などに活用することができますので、今年中に条例の改正や今後の活用方法を検討することとしております。

次に3ページをご覧ください。

国保税算定の基本となる保険給付費であります。過去3カ年の1人当たりの月額保険給付費の平均に増加見込み率を乗じ算出したところであり、これにより1人当たりの保険給付費、月額であります。1万9千円となりまして、年間保険給付費は4億1,040万円となります。

4ページをご覧くださいと思います。一般医療分に係る税率算定にかかる資料です。

国民健康保険税の基礎となるものが一般被保険者の療養給付費であります。

下段、歳出の保険給付費の項目の中の療養給付費であります。平成29年度の療養給付費一般分として4億1,040万円を見込みました。その積算の内容は、先ほど申し上げましたとおり、月額保険給付費を3,420万円といたしました。昨年度より年額で、1,140万円の減額であります。これは被保険者数の減によるものでございます。

次に上の段の歳入です。国庫支出金はルールや実績等に基づき算定したもので、年間の歳出見込み額からこれらの額を差し引き不足する額が、国民健康保険税として必要な額となります。この中で、下から3行目の国保支払準備基金積立金ですが、平成27年度と平成28年度に特殊要因分として各1千万円を取り崩しておりましたので、今年度前期高齢者交付金が例年ベースに戻ったことから、その2千万円を積み戻すこととしております。

上の表、歳入であります。2行目滞納繰越金は200万円を見込みました。これは近年、徴収率等の向上や、不納欠損等の整理により滞納額自体が減少しているためであります。国庫支出金及び県支出金は、保険給付費の合計額、4億7,884万8千円を基に、ルールにより積算したところでございます。

次に、保険財政共同安定化事業交付金1億9,315万6千円及び高額医療費共同事業交付金2,488万3千円ですが、国保連合会で調整し、各市町村に示されるものであります。

次に、前期高齢者交付金2億254万6,545円ですが、これは65歳から74歳の割合等により概算交付により交付され翌々年度に実績により精算されるもので、昨年までは、精算返還額が多くなり減額となっておりましたが、今年度は返還額がありませんので、7,877万2,665円の増額となっております。

次に、国保支払準備基金繰入金2千万円ですが、第6期国保財政2カ年計画により1,500万円を繰り入れ、それに加えて、保険税の増額を抑えるため追加で500万円を繰り入れることといたしました。

次に、繰越金ですが、平成29年度で国等へ返還が必要な1千万円を返還金に充てることから、純粋な繰越金は1,346万1,500円です。1,300万円を減税財源に充て、残りを国保支払準備基金に積み立てることといたします。

その結果、歳入の一番上、国民健康保険税の欄ですが、1億22万3,556円が必要額と

なりました。

次に5ページをご覧くださいと思います。これは、後期高齢者支援分の税率の改正に係る資料であります。

平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療への財政支援として負担しているものであります。その額は、社会保険診療報酬支払基金から示され、本年度の必要額は、1億56万9,404円と示されたところであり、この額から国県支出金等を差し引き、不足額である3,933万7,536円を国民健康保険税として納めていただくこととなります。

次に6ページをご覧くださいと思います。介護分の税率改正に係る資料であります。

この介護分は、65歳以上の高齢者に係る介護保険制度を運営するために納める介護納付金の財源として40歳から64歳までの第2号被保険者から納付していただくもので、一定の割合により国県等からの補助金や国保税によって賄われているものであります。その額は、社会保険診療報酬支払基金から示され、本年度の必要額は、4,536万5,374円と示されたところであり、この額から国県支出金等を差し引き、不足額である1,718万1,636円を国民健康保険税として納めていただくこととなります。

次に、7ページから13ページまでは平成29年度の税率の概要でございます。

まず7ページでございますが、医療分の基本方針であります。

①の今年度国民健康保険税として必要な額は、先ほど申し上げましたが、一般医療分で1億22万3,556円であり、昨年より約23万円増加しております。また、収納率は平成28年度実績を勘案し、95パーセントを見込んだところであり、

②の国保税算定の基礎数値であります。本年4月1日現在の世帯数、被保険者数、総所得金額等を確定するための基準日とし、5月10日を設定したところであり、

③の応能・応益の賦課割合につきましては、国民健康保険の平成30年度の広域化移行を見越し、資産割の割合を毎年2パーセントずつ引き下げしてまいりましたが、今年度から課税根拠から資産割を削除するものでございます。なお、これにより応能割は所得割のみとなりますが、応能・応益の割合は50対50となるよう調整をいたしました。

④の低所得者に対する軽減措置であります。引き続き7割・5割・2割の税負担を軽減することといたしました。また後期高齢者医療制度創設に伴う激変緩和措置による軽減についても引き続き行うこととなります。

以上のことを勘案して、税率を計算した結果が、2. 医療分に係る税率、賦課割合、軽減額であります。

税率であります。所得割が6.09パーセント、資産割がなくなりまして、均等割が2万3千円、平等割が1万6,800円となっております。賦課割合につきましては、応能割が50.08、応益割が49.92となります。

次に、低所得者層への軽減であります。均等割額2万3千円、平等割額1万6,800円に対しまして、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字であります。均等割・平等割が低くなったことから軽減額も低くなってございます。軽減対象者数であります。平成29

年度の該当人数は918人で、被保険者全体の48.99パーセント、軽減該当世帯は564世帯で、世帯全体の49.26パーセントの世帯が該当することとなります。なお、この軽減される額の2分の1は国が、4分の1は県が、残り4分の1は市町村が負担することになっております。

次に8ページをご覧くださいと思います。一般医療分に係ります算定基礎表であります。

まず、大きな表の1の欄をご覧くださいと思います。

所得割課税標準額、つまり課税の基本となります所得金額であります。前年度と比較しまして約4千万円の増額となったところであります。この要因につきましては給与所得、営業所得及び農業所得の上昇が主な要因であります。また、資産割課税標準額は0円となっておりますが、今年度から資産割を課税根拠から削除したためであります。

次に右上をご覧くださいと思いますが、1人当たり及び1世帯あたりの税負担額でございますが、今年度は1人当たりの税負担額は昨年度より776円増額の5万6,321円となり、1世帯あたりの税額も1,470円増額の9万2,179円となります。

次に9ページをご覧くださいと思います。後期高齢者医療制度への支援分でありませう。

①の税として必要な額は4ページでご説明申し上げましたとおり、3,933万7,536円で昨年より約76万円増えております。②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置の適用については医療分と同様であります。

この結果、支援分にかかる税率は、所得割が2.34パーセント、資産割がなくなりまして、均等割が8,600円、平等割が6,500円となりました。応能・応益の賦課割合はおおむね50対50となっております。

次に軽減額であります。均等割額8,600円、平等割額6,500円に対しまして、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字でございます。平成29年度の軽減該当人数は969人で、被保険者全体の49.39パーセント、軽減該当世帯は584世帯で、世帯全体の49.62パーセントの世帯が該当することになります。

次に10ページをご覧くださいと思います。

支援分にかかる算定基礎表であります。右上をご覧くださいと思います。

支援分の1人当たり及び1世帯あたりの税負担額でございます。税率が若干上がったことから、1人当たりの税負担額は昨年度より484円増えまして2万1,100円となり、1世帯あたりの税額は700円増え3万5,173円となります。

次に11ページをご覧くださいと思います。

11ページは介護分の税率改正についてであります。①の税として必要な額は5ページで説明申し上げましたとおり、1,718万1,636円で昨年より約189万円の減となります。②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置につきましては、一般医療分と同様であります。

この結果、介護分にかかる税率につきましては、所得割を2.10パーセント、資産割がなくなりまして、均等割を1万円、平等割は5千円とするものであります。

次に賦課割合でございますが、応能割合と応益割合の比率はおおよそ、50対50となつ

たところであります。

次に軽減額であります。均等割額1万円、平等割額5千円に対しまして、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字でございます。軽減当該人数は355人で、被保険者全体の47.65パーセントとなります。また軽減該当世帯は310世帯で、全体の50.41パーセントの世帯が軽減を受けることとなります。

次に12ページをご覧いただきたいと思っております。

介護分にかかる算定基礎表であります。右上をご覧いただきたいと思っております。

介護分の1人当たり及び1世帯あたりの税負担額でございます。1人当たりの税負担額は昨年度より1,526円減りまして2万4,254円となり、1世帯あたりの税額は2,403円減りまして2万9,381円となります。

次に13ページをご覧いただきたいと思っております。

13ページであります。左端が28年度の税率です。①の表は基金も繰越金も減税財源として充当しない場合、②の表は基金を1,500万円充当した場合であり、③の表は基金1,500万円、繰越金1,300万円を充当した場合、④の表は基金を1,500万円プラス500万円、繰越金1,300万円を充当した場合、⑤の表が基金を1,500万円プラス600万円、繰越金1,300万円を充当した場合の表であります。

これらと比較いたしましたところ、今年度の税額負担や今後の基金残高を考慮いたしまして、④の基金を1,500万円プラス500万円、繰越金を1,300万円を充当することといたしました。この充当により、減税財源を全く投入しない場合と比較しますと、1人当たりで1万4,813円、世帯当たりで2万4,246円の減税となっております。

次に、14ページ、15ページであります。今回の改正により6つのモデルケースで税額がどう変わるのかを比較したものであります。どのケースにおきましても減額となっており、前年度と所得等の状況が同じ世帯であれば国民健康保険税額は全て減額となるようなモデルとなっております。なお実際の税額につきましては、各世帯の人数や所得の増減によって大きく変わりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それでは、議案書に基づき、改正内容についてご説明を申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表41ページもご覧いただきたいと思っております。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中、資産割額を削るものであります。これは、先ほど申し上げましたが、今年度より課税根拠から資産割を削除するものであります。

第3条から第5条までは、医療分に係る税率の改正であります。第3条は所得割の率を100分の6.09に改め、第4条を削除しまして、第5条は均等割額を2万3千円に改めるものであります。

第6条から第7条の3までは、支援分に係る税率の改正であります。

第6条は所得割の率を100分の2.34に改め、第7条は削除しまして、第7条の2は均等割額を8,600円に、第7条の3第1号は一般世帯の平等割額を6,500円に、同条第2号は特定世帯の世帯割額を3,250円に、同第3号では特定継続世帯の世帯割額を4,875円に改めるものであります。

第8条から第9条の3までは、介護分に係る税率の改正です。

第8条は所得割の率を100分の2.10に改め、第9条は削除しまして、第9条の2は均等割額を1万円に、第9条の3は平等割額を5,000円に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の軽減額についての規定であります。

第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の軽減額を定めたものでありまして、均等割額と平等割額について、軽減額をそれぞれ記載の金額に改正しまして、第2号の5割軽減の軽減所得判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万円に、第3号の2割軽減の軽減所得判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を49万円に改めるものであります。

次に附則であります。第1項は施行期日を、第2項は適用区分を定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本改正案につきましては、5月31日開催の西会津町国民健康保険運営協議会において、適当と認めるとの答申をいただいております。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、渡部憲君。

○渡部憲　ただいま課長からご説明ございました。ただ、今年からは資産課税標準額のゼロとなっておりますけれども、これはいくら土地だの固定資産税いっぱいもっていったって、健康保険税には影響はないんだと、そういうことなんですか。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　お答えをいたします。

議員申されましたように、試算割額がゼロとなりますので、固定資産等の部分が影響されないということがございます。なお、これにつきましては、先ほどご説明申し上げましたように、来年度から福島県のほうに運営主体が移行されますので、県のほうでも3方式での税率算定ということになりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　8番、渡部憲君。

○渡部憲　あと1箇所だけなんですけれども、国民健康保険税、平成28年度は世帯当たりの負担額が9万709円、平成29年度は9万2,179円となっておりますよね。これでも減税なんですか。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　お答えをいたします。

議員がただいま申されましたのは、一般医療分の部分でございまして、国民健康保険税はご説明申し上げましたように、支援分と介護分とございますので、合わせますと、ご説明しましたように、昨年度より減税になっているというような状況でございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

一番最後にご説明いたしました13ページの比較表をご覧いただければ、今回の減税財源等を投入して、減税になっているという部分がお分かりいただけるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点お伺いをいたします。来年度から県に移管されるということによって、本町にとって、それがメリットの面とでデメリットというようなことで、何かあるんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

来年度から、財政の主体が県に移行するということでのメリット、デメリットということとでございますが、西会津町にとってのメリットと申しますのは、先ほど少し説明のなかでも申し上げましたが、給付費、いままで医療の給付費につきましては、町が計算をして、必要額を計算して税金をかけていたというふうになるわけですが、今度はそれを県が、県全体の必要額を計算をして、必要な額のうち、それぞれの町村に割り振って、その割り振られたもので町が税金をかけるというふうになりまして、その給付の支給に関しまして、県が責任を持って医療費、かかった分については全て支払うというようなことで、財政的な安定感は出てくるというところとでございます。ただ、事務的な受付ですとか、保険証の配付ですとか、そういったものはいままでどおり町でやるということでありまして、メリットとしては財政的なメリットの分なのかなと。

あとデメリット的には、まず基本的にはほとんどないというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 いまほどの話と関連しますけれども、来年度から広域で運営されるということとあります。今回もいまの税率の説明、税額の説明のなかで、いわゆる第6次国保財政2カ年計画の1,500万円プラス500万円、繰越金の1,300万円。合計3,300万円もの減税財源を使ってこの税額になったということとありますけれども、その来年度以降の、いわゆる見通し、広域で運営されるようになった場合はこのくらいになりますよとか、そういう指針とか何かは示されていないのか。私考えるに、相当広域でやれば、今年の税額よりも高くなるのかなという思いがしておりますが、あまりこう、いきなり高くなったのでは、いわゆる激変緩和措置等を考えなければならぬと思うんですが、その辺も県では考慮しているのか、いろんなそういう指針は来年度に向けて話が出ているのか、その点をお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 10番、多賀議員のご質問でございますが、来年の広域化に向けてという部分でございます。現在、広域化に向けて、各市町村と県との話し合いを数回、昨年、一昨年からですか、何回か進めているわけとありますが、現在はその、先ほど言いました医療給付費に対して、各市町村が、じゃあどのくらい分担金というか、納付金をどのくらい納めるかという、その納付金の計算方法について、現在調整をしているところであります。

ですから、県全体で100ありますよ、じゃあ各町村、西会津だったら10ですよとか、5ですよとか、その計算方法について、現在調整をしているところであります。基本的には、県が全体、必要な額を計算しまして、それを各市町村の被保険者と所得水準、それに応じて按分、基本的には按分をする。そこに各市町村の医療費実績、医療費実績といっ

て、県平均の医療費に対して町村がどのくらいの医療費かかっているのかというのを勘案しまして、各市町村に納付金として配付をするというようなところになっております。

それで、その計算の方法が、ちょっとまだ、一応1回提示をされたことはあるんですが、まだその詳細が詰まっていないということで、まだちょっと県のほうでも公表していないというような状況でありまして、それが分からないと、来年の町の税率がどうなるのかというのは、基本的にはなかなか見えてこないところではあるんですが、ただ、現在、先ほど申しましたように、基金については2,600万円ほどの残高があるということでありまして、この基金の残高、それから、今年度やった、運営をして繰越金等が出れば、それは町の裁量で、その分については町の裁量で減税財源等に使ってもいいというような状況にはなっております。

それからもう1点、急に上がるような場合ということではありますが、これについても、県のほうで考えておりまして、激変緩和措置というものを施すと、県全体のなかで各町村であまりにも上がったような町村については、激変緩和も調整交付金というものがありますので、そういったものを使って激変緩和もするというようなことで、いま調整をしているところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 町民の皆さんにとっては、いわゆる給付費がどうの、うんぬんよりも、いわゆる国保税、今回、1人当たり101,675円と、この国保税が、実際、来年度以降どうなるのかというのが一番の心配だと思うんです。だから、はっきりしたことが分からなくても、来年は上がる、おそらくいま言ったように、基金残高も2,600万円、来年度の繰越金を使っても、繰越金、全部突っ込んだって、今年3,300万円の減税財源、なるかどうか分かりませんが、単年度で終わってしまうわけですね。だから、そういう方向性を早くつかんでいただいて、早くお示しいただきたいと。今年、1人当たり10万1千円が、来年度、このままだとどのくらいになってしまうよ、再来年はどうなってしまうよというようなものが、ある程度早くつかんでおくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、その納付金の配分方法、現在調整をしているわけですが、それがまだちょっと確定していないということがありまして、それが決まらないことには、本当に来年度の税率がどうなるのかというのが、町のほうとしても試算できないというところでございます。

これについては、早急に、なるべく早くそういう方向性が固まるようにということで、各町村も、ほとんどの町村、そういう状況でございますので、県のほうとの調整をいま進めているという状況でございます。

それから、そういった部分もございますが、国保税率を下げるのは、いままでも何回も言っておりますが、基本的には町の医療費を下げるというのが一番原則でございます。医療費がかからなければ国保税は安くなるというのが基本でございますので、そういった部分では、町もいままで取り組んできました健康づくりの取り組みについても、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

- 議長 ほかに。
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。
これから議案第5号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第5号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。
日程第6、議案第6号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第1次)を議題とします。
本案についての説明を求めます。
総務課長、新田新也君。
- 総務課長 議案第6号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第1次)の調製について、ご説明を申し上げます。
今次補正は、温泉健康保養センター浴室改修工事の労務単価の増額等に伴う経費の追加や、本年4月に開園いたしました、こゆりこども園の安全柵設置などの児童の安全対策に係る経費、林道や町道、河川の修繕に係る経費の追加計上などが主なものであります。このほかには、子供の学力向上や学校と地域が一体となって子どもを育てる環境づくりを推進することなどを目的とした県の地域学校協働活動事業が採択されたことに伴う経費を新規計上いたしました。
それでは予算書をご覧ください。
平成29年度西会津町の一般会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,930万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億930万円とする。
第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。
地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正による。
補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。8ページをご覧ください。
まず歳入であります。11款分担金及び負担金、2項1目総務費負担金67万6千円の増額は、県道のケーブルテレビ幹線移設に係る負担金の追加計上であります。
9ページをご覧ください。
14款県支出金、2項5目商工費県補助金250万円の減額は、今年度、県に申請をしておりました、観光力づくり支援事業が不採択になったことによるものであります。3項5目

教育費委託金 435 万円の増額は、先ほどご説明いたしました、地域学校協働活動事業が採択されたことに伴う新規計上であります。

17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 2,886 万 5 千円の増額は、今次補正において不足する財源を繰入れするものであります。

なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは、6 億 2,410 万 8 千円であります。

19 款諸収入、5 項 4 目雑入 250 万円の増額は、野沢第 2 地区祭礼委員会が自治総合センターのコミュニティ助成事業に採択されたことに伴う補助金の新規計上であります。

10 ページをご覧ください。

20 款町債、1 項 2 目過疎対策事業債 460 万円の増額は、温泉健康保養センター浴室改修工事の事業費増によるものであります。

11 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款総務費、1 項 3 目電算管理費 374 万 8 千円の増額は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度のシステム総合運用テスト業務委託料の計上であります。8 目自治振興費 269 万 9 千円の増額は、野沢第 2 地区祭礼委員会などに対するコミュニティ育成事業補助金の新規計上であります。10 目ふるさと振興費 505 万 1 千円の増額は、温泉健康保養センター浴室改修工事の労務単価の増額等に伴う委託料及び工事請負費の追加計上などあります。11 目総合情報政策費 515 万 5 千円の増額は、電力柱の移設や道路改良に伴うケーブルテレビの幹線移設に係る消耗品及び修繕料の追加計上であります。

3 款民生費、2 項 2 目児童措置費 688 万円の増額は、本年 4 月に開園いたしました、こゆりこども園の安全柵設置工事費 502 万 6 千円などの計上であります。

12 ページをご覧ください。

5 款労働費、1 項 1 目労働諸費 583 万円の増額は、平成 28 年度に実施しました原子力災害対応雇用支援事業の精算に伴う国庫補助金の返還金の計上であります。

13 ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、2 項 2 目林業振興費 100 万円の増額は、林道泥浮山線及び小杉山線の落石防止ネットの修繕料の計上であります。

7 款商工費、1 項 3 目観光費 114 万 4 千円の減額は、今年度に申請しておりました県の観光力づくり支援事業が不採択になったことに伴う広告料及び企画運営等委託料の減額であります。

14 ページをご覧ください。

8 款土木費、1 項 2 目道路維持費 60 万円の増額は、町道に係る修繕料の追加計上であります。2 項 1 目河川総務費 290 万円の増額は、井谷川などの護岸及び河床修繕の追加計上であります。

10 款教育費、4 項 1 目社会教育総務費 435 万円の増額は、子どもの学力向上や学校と地域が一体となって子どもを育てる環境づくりを推進することなどを目的とした県の、地域学校協働活動事業が採択されたことに伴う謝礼 322 万 4 千円、15 ページにいきまして、旅費、需用費、役務費の新規計上であります。4 項 3 目文化財保護費 112 万 4 千円の増額は、横町館跡発掘調査に係る残土処理工事の追加計上などあります。

5 ページにお戻り願います。第 2 表は、地方債補正、変更であります。

過疎対策事業費におきまして、温泉健康保養センター浴室改修工事費が増額になったことにより、限度額を6億3,590万円から6億4,050万円に変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継　3点お伺いいたします。

以前から私、疑問に思っていたんですが、11ページのふるさと振興費で、地方債から460万円が計上されて、労務単価費の上昇ほかのために、補正予算でさらに460万円追加になっているんですが、これあれなんですかね、労務単価ってそんなに、このなかで労務単価が上昇したことによって上がった割合というのはどのくらいなんですかね、私、こんなに人件費がぐんと上がるのかなというのが非常に疑問に思ったので、教えてください。それが1点と。

同じページの一番下、児童措置費のこども園外構工事なんですが、502万6千円であがっていますが、これ具体的に、外構って、もう柵はできているようですし、ちょっとなぜこれが必要だったのか教えていただけますか。

それと最後なんですが、14ページ、社会教育総務費全体なんですが、これ報償費が322万4千円を出ているんですけれども、これは1人に対してですか、それとも2人なんですか、その辺の詳しいことも教えてもらってよろしいでしょうか。

この3点をお伺いいたします。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　3番、秦議員のふるさと振興費のなかで、温泉健康保養センター関係の労務単価の上昇の件と割合についてのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

こちらのほう、3月議会定例会におきまして、重要議案の審議等で温泉施設の改修工事ということでご議決いただいたものでございますが、先ほど総務課長のほうからも説明ありましたように、今回の補正につきましては、まず、やはり労務単価と諸経費の改定に伴うもの、あともう1点は、工事内容の精査によりまして、設計を若干変更しております。こちら、参考資料としまして、A4判の議案第6号、参考資料ということでお付けしていると思うんですが、こちらのほうが、黄色く塗った部分について、当所L字型で浴槽をそのままやるという部分に対しまして、今回、黄色い部分にジャグジーを設置するということから、今回、設計を変更するということから、設計の委託料と工事費に関しまして、若干増額補正が出たというものでございます。

それで、労務単価の割合はだいたいどのくらいなんだという部分なんでございますが、一応こちらのほう、労務単価自体は、こちら、だいたい107万円から8万円程度の上昇の部分となっているということでございまして、その他は設計変更に伴うもので増えているという部分になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　それでは、私のほうからは、こゆりこども園の外構工事の内容についてというご質問にお答えしたいと思います。

こゆりこども園につきましては、4月に開園しまして2カ月が経過したところではありますが、子どもたちの保育が始まりまして、設計ですとか、工事の段階ではちょっと気付かなかったことが何点が出てまいりまして、特に安全性ですとか、利便性など、速やかに対応しなければならない箇所ということで、今回、何点か補正予算ということで計上させていただきましたが、ご質問のありました外構工事につきましては、安全柵を設置する工事ということでございます。

これにつきましては、屋外で遊ぶ際に、道路や鉄道に行かないように、議員言いましたようにフェンス設置されておりますが、そのほかに車止めですとか、車止めがあるんですが、それがチェーンであるために、ちょっと隙間が空いている。あと、法面なんかは、子どもであれば通れる隙間があるというようなことがございまして、それらを安全のために柵を追加するというものでございます。

場所ではありますが、まず表の駐車場と園庭の境、その部分に安全柵を設置したいということと、遊戯室と町道下小島側の隙間、間にありますボイラー室へ行く間のところ、それを道路のフェンスまでの間のところ、それから、裏庭ではありますが、裏庭は芝生があるんですが、芝生と舗装のところがあるんですが、その舗装と芝生の間に車止めということで、チェーンでなっているものですから、チェーンだけではやっぱり、その下を歩いて子どもたちが出てしまうという危険性があるということで、そこに安全柵を設置したいというところでございます。

それで、全体で長さが、安全柵としては全体で81メートルの安全柵を設置するというところでございます。

○議長　生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長　それでは、社会教育総務費の謝礼の関係、人数というようなことでお答えしたいと思います。

まず、講師謝礼の関係でありますけれども、延べ4名見込んでございます。あと委員謝礼につきましては、全体で6名ほど見込んでおります。あとは、家庭教育コーディネーター、これは1名。それから、地域コーディネーターにつきましても1名を見込んでございます。

あと、その次のページの学習支援の関係でありますけれども、学習指導者謝礼は2名を、サポーターのほうは4名を見込んでございます。最後の家庭教育支援員につきましては1名と。

いずれにしても、補正予算がご議決いただきましたら、本部組織を立ち上げ、そのなかで、まさに地域のいろいろな方々に参画していただいたなかで、連携、協働をもって、そういった事業計画を立て、そういった人数もそのなかで調整されることになろうかと思っております。

○議長　3番、秦貞継君。

○秦貞継　何点か再質問します。

先ほどの労務単価が107万円から108万円に上がったということなんですが、これは具

体的には、例えば工期が延びて金額が上がったのか、それとも、工期も人数も決まっているんですけども、例えば、その1人当たりの単価が上がって107万円、108万円上がったのか、そこを教えていただいてもよろしいですか。

それと、このこども園の外構工事に関してなんですけれども、これ当初、最初に建設するときには気が付かなかったんですか。結局こうやってこども園の外構工事をやって、その安全柵をつくるまで、また現場の方々がそこに対して意識をもって、要は気を付けて事故が起きないようにと、結局、現場の負担につながるわけですよ。そういったことは事前に調査されていなかったのか、予想されていなかったのかをお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 3番、秦議員の再質問にお答えしたいと思います。

その労務単価の上昇率ということで、108万円程度上がった理由はということでございますが、こちらのほう、やはり被災3県と全国平均で違いまして、被災3県のほうの労務単価につきましては、3.3パーセント上昇しているということでございます。こちらのほう、平成24年度と比較しまして、55.3パーセント上昇しているということでございます。その部分を含めまして、108万円程度の上昇という部分と、先ほど申し上げました設計の変更等、詳細、工事内容について精査した結果、若干やはり、いろいろみていなかった部分があったという部分。あと、先ほどご説明しましたが、ジャグジーを追加するという部分の関係で、今回の補正額というような形になったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

こゆりこども園の外構工事の安全柵の部分でございますが、設計の段階等では気付かなかったのかということでございますが、やっぱり設計書とか図面ですと、平面でしか、なかなか立面的なものがないものですから、平面でしかちょっと分からなかったということがありまして、実際、工事ができて、完成して、いま使う段階になって、立面的なことをみたときに、隙間があったり、各ところに隙間があって、やはりちょっと安全性に不安があるというようなことも保育士さん等の声もございましたので、今回、工事をするということでございまして、子どもたちが安全に遊ぶための措置ということでご理解いただければと思います。

なお、現在につきましては、園庭とか裏の芝生については、まだ養生中ということがありまして、外での遊びについては、現在、数回はやっておりますが、できない状況で、外に行くときはお散歩ですとか、そういったことで対応しているということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。結構議会で、先ほどの労務単価の件もそうなんですけど、あとから補正予算があがって、最初から100パーセントというのは、なかなか人間のつくるものですから難しいのはよく分かるんですけど、これ我々、予算書見ているかもしれませんが、民間感覚でいったら、107万円、108万円、急に、前の当初の予算よりがんと上が

ったとなれば、一般の方々から見れば、えっというふうになると思うんです。

また、先ほどの柵の件もそうですが、最初から 100 パーセントというのはなかなかないと思います。ですが、やっぱり後から 500 万円という金額がどんと出れば、これやっぱりどうなのかなという疑問を持つ方もおられると思いますので、やっぱりその辺も、最初の予算をつくる段階で、できるだけ精査して、現場の意見を取り入れてやっていただければ、こういうことが少しは防げるのかなということを提案して終わります。

以上です。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねします。

歳出の件で、いまほど 3 番議員が言うておりましたけれども、私もその温泉施設の浴室の改修工事についてお尋ねします。労務単価の件に関しては、いま質問ありましたけれども、県の労務単価というのは、これ 2 月だか 3 月だかに上がったような、私、記憶しているんですが、これ何で当初予算に反映されなかったのか、その点、ちょっと確認しておきます。

それと、温泉施設の改修に関して、その計画ができて説明を受けたとき、私は、ぜひこれ利用者の声も聞いてくださいよというような話をさせてもらったと思うんですが、実際そんなことをされて、いままでされたのか。要は、この改修計画、工事計画を見ますと、要は、寝かせ湯がジャグジーになったということがありますけれども、いわゆるこの内湯に、いわゆるジェット水流のジャグジーみたいな水圧の出るのが、浴室 1 も浴室 2 もあったわけなんです、それがいま現在、目隠しされてふさがれております。これ何でなくなったのかなと、利用者は結構、声聞くんです。おそらく改修のときには、また直るんでしょうなんていう話をしていたんですが、この計画を見ると、内湯のジェットバスの改修は入っておりません。これは、ジャグジーにする、寝湯をジャグジーにするのもいいんですけども、結構、8 番議員も以前言いましたけれども、あれ楽しみにというか、しているお客さんがいます、その辺を。

それともう 1 つ声を聞いたのは、毎日あそこのロータスインの温泉保養施設を利用する人は、いわゆる改修はいつから始まるんだ、どのくらいのやるんだらうか、例えば、片方ずつやってもらえるんだらうか、そんなことも心配しているんです。そんなところが、いつからどのくらいの期間をかけてやるのか、あとは片方ずつやれるようにできるのか、その間、ロータスイン、宿泊客なんかはどのような形で、まるっきり宿泊やめてしまうのか、その辺も分かれば教えてください。

それと、同じく民生費のなかで、修繕費、修繕料があります。これ聞けば、いわゆる開所して間もない認定こども園の照明スイッチ、一遍に点くのをこまめに点いたり消えたりするようにしたいということではありますが、これもいろいろ保育士さんのワークショップなり、意見を聞いてやったということで認識しているんですが、なんでこんな単純なことができなかつたのか、一遍で電気点けたらば、使っていない部屋、もったいないだらうなというような話は出なかつたのか、この修繕費にかかるところを教えてください。

あと、12 ページの労働費のなかで、原子力災害対応雇用支援事業、583 万円も不用額が出て返還したということでもありますから、本当にこれはもったいないことだなと、もった

いないというか、もっと町内の雇用なんかをみれば、もっとできたのではないのかなということでもあります。これ何でこんなふうになってしまったのか、その点を教えてください。

あと、その下の商工費のなかで、今回、県の補助金の採択がされなかったということで、歳入のほうで250万円ほど減額されております。それによって、いわゆる広告料だったり、企画運営と委託料だったり、減額していると。補助金が採択されなかったから、この部分は減額したということですが、私、当初のやっぱりこの事業計画を立てるうえで、私は必要なものがあがってきていると思っている。補助金をはまろうがはまるまいが、これ必要だから計画したんだよと、こうなったら一般財源使ってもやらなければいけないというようなことを私思っているんですが、それほどの考えを持ってやらなかったのかお尋ねします。

あと一番最後ですが、横町館跡発掘調査残土処理工事ありますけれども、この横町館跡発掘調査、いままで総額どのくらいかかったのか、あとは工事の進捗状況、あとは調査終了までの工程、期間等がはっきりしていれば、その点も教えてください。

以上です。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、ふるさと振興費のロータスインの温泉の改修費の関係でございますが、なぜ当初予算に反映できなかったのかという部分のご質問でございますが、こちらのほう、当初予算編成時は、一応12月でございますが、こちらのほう、編成時には平成27年度に改定された部分を使っておりましたが、こちらのほうの労務単価等の改正については、平成29年の3月に改訂されたということで、時期的に間に合わなかったということでご理解いただければと思います。

続きまして、その改修にあたりまして、利用者の声を反映させたのかという部分でございます。こちらのほう、いま配管の老朽化、水漏れ等によりまして、いわゆる浴室に出ている超音波という部分を止めているところでございます。こちらのほう、改修工事のほうにつきましては、こちらのほうは、やはり老朽化しているということで、こちらのほうは改修のほうには入っておりません。と申しますのは、ああいう温泉関係の超音波の関係ですが、近隣市町村並びに各温泉旅館等に確認しましたところ、ああいう形態でいま行っているところはなくなっているということでございます。

その理由でございますが、やはりこちら、利用者の安全安心の関係から、昨今の事例があったんですが、レジオネラ菌の解消という部分が、一番大きな課題だということになっております。ですので、その部分で、浴槽内の超音波をやめることによりまして、第1浴槽も魅力がないあれになってしまいますので、今回、設計を変更いたしまして、ジャグジーを付けたというのが理由でございます。

あと、利用期間につきましては、こちら、最低工期が4カ月ほどかかるということでございます。先ほどご提案あったんですが、第1、第2浴槽、別々にやったらという部分ではございましたが、やはり一挙にやったほうが工期が短縮されるということで、こちらのほうは、一挙にやりたいということで、施工業者が決まり次第、どういう期間になるか。

あと、振興公社とどういう時期がいいのかということを図りながら進めていきたいと考えております。

また、その温泉がなかった部分に対しての宿泊はどうするのかというような部分のご質問でございますが、こちらのほうは、ロータスインの宿泊施設なんですけど、浴室があるのは、シャワーがあるのは、洋室はシャワーがございますので、浴室がございますので、こちらのほうで営業できるかどうかという部分を、今後、公社と打ち合わせしながら、進めていきたいと考えております。まだ、具体的に営業するかどうかという部分も、まだ、これからの検討課題となっているところでございます。

続きまして、5款の原子力災害の緊急雇用の部分でございますが、こちらは、正直申しまして、対応した部分につきましては、商工会さんがやっております、ふるさと自慢館のほうの営業の部分と、あと振興公社で交流人口の拡大ということで、3名を予定しておりましたが、公社の部分については、3名募集したところ1名しか該当、要件に該当する方がいなかったということから、その差額の部分、概算でいただいたものですから、それを返還するというので、今回、補正計上させていただきました。

あと、最後に7款の観光力づくり事業で不採択になったから、不採択になった関係から、一般財源を投じても実施すべきではないかという部分でございますが、観光費について、やらなければならない部分については残しているという部分でございます。一応、一番落とした部分で、広告費につきましては、一応、首都圏のJR等にありますデジタルサイネージということで、デジタルの部分の観光の部分、あとは観光交流協会に対しまして、農家民泊とか、あとイベント等の経費をやる部分については、若干減額させていただいているということでございます。

ですので、補助金が不採択になったから、一般財源を若干投じながら実施しているというのでございます。全額落としているというわけではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 それでは、私のほうからは、こゆりこども園の修繕にかかるご質問にお答えしたいと思います。

今回、いまご質問ありました照明のスイッチの増設という部分でございますが、まず、各部屋には部屋用の電気と、それから、部屋には部屋の電気があります。それは、当然、部屋で切ったり、点けたりすることができるんですが、今回、スイッチの増設したいと考えている部分につきましては、光のアーケードと、廊下がありますが、廊下側にも明かりがついているんですが、それは廊下側に、部屋にあるんですが、廊下側についている明かりということで、その光のアーケード、廊下を照らす明かりということで設置したものであります。それについては、基本的に、設計の段階では集中管理をするということで考えていたんですが、やはり各部屋ごとに廊下側の明かりについても、各部屋ごとで、やはり調整をしたほうが良いと、お昼寝の時間が変わったりとか、そういった部分があって、各部屋ごとで、やはり点けたり、消したりできるようにしてほしいという保育士さんたちの意見があったということで、今回、改修をしたいということでございます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 それでは、横町館跡のご質問にお答えします。

まず、経費の関係でございますけれども、平成28年度におきましては、2,300万円ほど。それから本年度、平成29年度につきましては、今次の補正がご議決いただきますと、2千万円ほど。あと、平成27年に試掘を行っております。それが400数十万ほどかかっておりますので、トータルしますと、現在4,800万円弱というような状況でございます。

あと、進捗状況でありますけれども、今年は約2,600平米ほど見込んでおりまして、現在のところ、そのうち約30パーセント程度、進捗してございます。当初見込みでは、約5カ月を見込んで、9月の中旬というようなことで申したと思います。まだ、それこそ発掘はやってみないと分からない部分もありますので、なかなか期間短縮というのは、明言できないところはありますが、予定よりは進捗が進んでいるという状況でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 まず、温泉保養施設の改修に関してでありますけれども、これは、おそらく町長も、副町長も、ロータスイン友の会、温泉友の会等々に集まりのなかで、いろんな話を、私、聞いているのかなという思いでお尋ねしました。本当に毎日行っている人は、あそこ心配なんですね、使えなくなると。

そんななかで、両方一遍にやるという計画だということであれば、それはそれではないですけれども、聞くところによると、温泉汲み上げるポンプというのは、そんなに何カ月も止めておいたら、またそれなりに支障が出てくるというような話も聞いたことがあります。それであれば、ポンプをあげておかなければならないのであれば、仮設の浴場なんていうのは考えられないのでしょうか。そうすれば、ロータスインの宿泊客の営業体制も、今後検討するということではありますが、あの温泉の湯は、結構お湯いいとってくれる人がものすごく多いんです。だからその、例えば改修中、仮設の浴場なんていうことは考えなかったのか、そういうのも検討できないのか、その点をお尋ねします。

あと、こゆりこども園の照明に関しては、言ったとおり使ってみたら不具合が出るというのは、私はなんとなく理解できますが、そういう打ち合わせを保育士さんの皆さん、ワークショップ等でがんがん詰めて、この計画ができたのかなという思いであったので、何でいまさらこんな誰でも気が付くようなことをね、お昼寝の時差があるとか、そんなことは分かっていたんじゃないかなという思いでお尋ねしました。ワークショップ、何回かやって、綿密に計画はつくったと私は思っていたものですから、その点をどうなのか、それだけお尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この温泉のお湯の件に、お湯といいますか、この利用者の件は、これ1回で仕上げたほうが短縮できるという話は聞いているんです。ただ、先般もいろいろ温泉利用者の方々とお話、いろんなご意見出されたわけですが、非常にここが止まってしまうと、どこに行ってもいいか分からないとか、いろいろ話がされておりますので、仮設がどういう形でできるのかどうかと、そこまでは、いままでちょっと考えていなかったものですから、できるかできないかは別問題として、こういうところに仮設という観点でやれる要素が、本当にあるのかどうか、ちょっと検討してみたいというふうには思っています。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 こゆりこども園の明かりの関係でございますが、ワークショップをやりながら、保育士さんたちの意見を聞きながらやったわけでありましたが、その設計の段階では、この明かりにつきましては、先ほど申しましたように、廊下側の明かりだというようなことでの説明だったために、そう深く考えないという大変申し訳ないんですが、そういうことでありました。ただ、実際使ってみると、やっぱり部屋のほうにも明かりとして入ってくるよということがございまして、やはりその調整には、部屋ごとの調整が必要になったということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第1次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

○議長 暫時休議します。(12時02分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第7、議案第7号、平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第7号、平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明いたします。

今次の補正の内容であります。分譲契約が1件ありましたことから、歳入においては土地売払収入を増額するとともに、歳出では分譲促進謝礼、住宅団地購入費補助金を追加計上するものであります。なお、住宅団地の分譲区画数は、これで69区画中、58区画が分譲されることになり、未分譲区画は11区画となりました。

それでは、予算書をご覧ください。

平成29年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ604万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,209万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。

ください。

まず、歳入であります。2款財産収入、2項1目不動産売払収入604万8千円の増額は、1区画分の分譲契約があったことから、増額するものであります。

次に、5ページをご覧ください。歳出であります。

1款事業費、1項1目住宅団地分譲事業費100万円の増額は、分譲促進謝礼50万円、住宅団地購入費補助金50万円を追加計上したものであります。

2款予備費1項1目予備費504万8千円の増額であります。土地売払収入の残額を予備費として計上するものであります。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　いわゆる1区画分譲されたということで、大変これはいいことであったなということでもあります。今般、住宅団地の商業用地、残り3区画を、これ一般住宅用に変更するというご説明を受けましたけれども、この、いわゆる商業用地というのは、いわゆるこの団地のなかではいい場所であると思っておりますが、そんなところは承知して、いまの、現在の一般住宅用の土地を購入されたのか。そんなことであれば、商業用地の、あそこの区画ほしかつたなということが、後から出てくるような心配はしているものですか、そんなことはなかったのか、お尋ねします。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　10番、多賀議員のご質問にお答えいたします。

今回購入された方につきましては、商業用区画ではなくて、一般住宅用地をはじめから希望されたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　13番、清野佐一君。

○清野佐一　私も1点ですが、ここ最近、毎年分譲が進んでいるわけですが、以前ですといろいろ、あの手この手の分譲促進をやってきたんですが、最近、特にこう目立った動きというか、いままでどおりのことをやっておられるのかどうか分かりませんが、分譲促進に向けたPR活動というか、現在はどのくらいというか、どの程度のことをやっておられるかお聞きしたいと思います。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　13番、清野議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず住宅団地の分譲にかかるPR方法という部分でございますが、まずはじめに、現在の状況でございますが、やはり一番住宅団地が売れているという部分につきましては、やはり定住促進需要があげられるのかなと考えております。今回購入された方も、やはり定住促進事業をやられたということでございますので、この点が1点あるという部分と、あと、現在の経済情勢で、やはり住宅ローンの金利が1パーセント台ということでございますので、それも購入意欲につながっているのかなと考えているところでございます。

また、PR方法でございますが、これまであまり行ってこなかった、いわゆる住宅ハウジングプラザみたいな、住宅の展示場があるところに町の住宅団地のPRブースをつくっ

たり、あと新聞広告に住宅団地の分譲中という部分を行っているというのが主なものでございます。また、来場者といいますか、その観光PRに行った場合に対して、その住宅団地分譲もございますというような部分でPRは進めているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 現在、11区画を残して、今度あそこに、団地に入っておられるわけですが、町外者の方と町内からあそこに分譲を建てられた方もおられると思いますが、その辺の割合というのはどのくらいになっていますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ご質問にお答えいたします。

住宅団地を購入した58世帯分の、町外、町内の割合という部分でございますが、概ね、6割程度が町内の方が購入されているという部分でございますが、詳しい数字につきましては、ちょっと手持ちに資料ございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成29年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第8号、平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)の調製について、ご説明をいたします。

はじめに今次の各特別会計に計上をいたしております公営企業会計へ移行する支援業務の予算計上の経緯についてご説明を申し上げます。

本町の上下水道の会計は、水道事業以外は、地方公営企業法の任意適用であることから、特別会計で会計処理をしております。しかし、人口3万人以上の市町村は、下水道事業や簡易水道事業も、平成32年度までに地方公営企業法適用とするよう、総務大臣から通知されております。

本町は人口要件ではないものの、福島県としては、全ての市町村で取り組むよう指導されてきたことから、本町も平成28年度に地方公営企業法適用のための基本計画を策定し、

準備を進めてまいりました。平成 28 年度末に計画ができあがり、このほど支援業務の経費が見積もれたため、今次の補正予算に平成 29 年度分の支援業務の経費を計上したものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 29 年度、西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 443 万 9 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,807 万 8 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債。第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。

詳細につきましては事項別明細書にて説明させていただきます。5 ページをご覧いただきたいと思います。

歳入。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は 3 万 9 千円の増額です。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債は 440 万円の増額です。それぞれ地方公営企業法適用事業に係るものでございます。

歳出。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は 443 万 9 千円増の増額です。同じく地方公営企業法適用移行に向けた支援業務に係る委託料でございます。

3 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 2 表地方債。起債の目的は地方公営企業法適用事業費で、限度額は 440 万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4 番、小柴敬君。

○小柴敬　委託作業ということですが、この作業内容、主なものはどんなものなのでしょうか。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　今回の公営企業への移行ということで、平成 29 年度、30 年度、31 年度の 3 カ年をかけて、32 年度からの適用に向けて進めていくものでございます。

その作業でございますが、まず一番はじめは準備段階といたしまして、今後のスケジュールの管理、また、これら資料の収集といったものが、まず第 1 段階でございます。次に第 2 段階といたしまして、今度は企業会計でございますから、当然、減価償却をしなければいけないということで、まずはその資産の台帳、これをきっちりと整備をするというのが第 2 段階となっております。次に第 3 段階といたしまして、それらが終わりますと、今度はいよいよシステムの構築ということでございまして、そのシステムの構築。それと並

びに、条例規則等の、こういったものについても、当然、改正が必要となりますので、それを進めるということで、これら4つを全て完了いたしまして、いよいよスタートという状況でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 これは1、2、3の3段階とも、全て含めてこの業務委託という440万円のなかに入っているということでしょうか。それとも、また来年、再来年と別に発生するという事ですか。その辺お聞かせください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回計上いたしました443万9千円、これについては、平成29年度分の費用ということでございまして、今後、平成30年度、31年度、それぞれ年度ごとに予算を計上していきたいというふうに考えております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 公営企業会計に移行しなければいけないということで、それは何となく分かりましたけれども、ただ、本町においては、そういう団体ではないけれども、県内においては全市町村対応するよというの指示でやっているということでありましたが、そうするとこの財源を見ると、これ起債でやらなければいけないとなると、今後、国、県の支出金等の財源措置というのは、全くないんでしょうか。その点をお尋ねします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

基本的には、この会計については、その市町村独自の会計ということで、基本的にはそこで行うということになっております。ただ、先ほど議員もおっしゃったように、今回、この起債を借り入れるということがございます。この起債については、充当率は基本的に100パーセントということでございまして、そのうち4割が交付税でバックされるということで、それが国、県からの支援ということでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算

(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

- 建設水道課長 議案第9号、平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)の調製について、ご説明申し上げます。

今次の補正予算は、先ほど、下水道施設事業特別会計でご説明申し上げました、公営企業会計へ移行するための支援業務に係る予算を計上したものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成29年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ431万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,948万5千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明申し上げます。5ページをご覧いただきたいと思います。

歳入。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は1万円の増額です。

5款町債、1項1目下水道事業債は430万円の増額です。いずれも、地方公営企業法適用事業に係る経費でございます。

歳出。

1款総務費、1項1目一般管理費は431万円の増額です。地方公営企業法適用移行に向けた支援業務に係る委託料です。

それでは、3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表地方債。起債の目的は、地方公営企業法適用事業費で、限度額は430万円、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号、平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第10号、平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正予算は、これまでの特別会計同様、公営企業会計へ移行するための支援業務に係る予算を計上したものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成29年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,805万7千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明を申し上げます。5ページ目をご覧いただきたいと思います。

歳入。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は9万1千円の増額です。

7款町債、1項1目下水道事業債は140万円の増額です。いずれも、地方公営企業法適用事業に係る経費でございます。

歳出。

1款総務費、1項1目一般管理費は149万1千円の増額です。同じく地方公営企業法適用移行に向けた支援業務に係る委託料でございます。

それでは、3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、地方債補正。起債の目的は、地方公営企業法適用事業費で、限度額は140万円、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

4番、小柴敬君。

○小柴敬 1点お聞きします。この3件で、それぞれ公営企業会計に移行するということですが、金額がそれぞれ、最終140万円と、非常に低いという感じはするんですが、

これはもしかして、3件とも1社にいくというような感じで受け止めてよろしいわけでしょうか、その点、説明をお願いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 これ、各特別会計ごとに移行しなければならないということで、その施設の規模、いわゆる体系の規模に合わせた金額ということで、このような金額になっております。それで、同じ、この3つについては、下水道、後で簡易水道ですが、それは水道ということで、これらにつきましては、同じその下水道ということでございますので、その内容を十分に検討しながら、1社がいいのか、何社がいいのかということは検討させていただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第10号、平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号、平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第11号、平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)についてご説明申し上げます。

はじめに、本補正予算案の概要について申し上げます。事業勘定では、制度改正に係るシステム改修と前期高齢者納付金の増額、診療施設勘定では、4月の人事異動に伴う人件費等の組み換えが必要となり調製したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成29年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,047万6千円とする。施設勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。第2項、事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入

歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思ます。

4 ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

3 款国庫支出金、2 項 1 目財政調整交付金 32 万 1 千円の増額は、制度改正によるシステム改修費に係る特別調整交付金であります。

5 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 32 万 2 千円の増額は、高額療養費支給の制度改正に伴うシステム改修委託料であります。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金 25 万 1 千円の減額、並びに、4 款前期高齢者納付金等、1 項 1 目前期高齢者納付金等 25 万円の増額は、前期高齢者納付金が増額になったことによる調整であります。

7 ページをご覧ください。診療施設勘定であります。

歳入は補正がありません。

歳出であります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、補正額はありますが、今年の 4 月に、診療所の看護師が 1 名地域包括支援センターに出向し、にしあい福祉会から看護師 1 名を派遣してもらう人事異動があったことにより、職員給与を減額し、にしあい福祉会への委託料並びに、臨時看護師の賃金を増額する、一般管理費内の組み替えであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 5 月 31 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしく、ご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、平成 29 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第12号、平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)についてご説明いたします。

今次の補正の主な内容であります。4月の人事異動による委託料と人件費の組み替えが主な内容であり、歳入はそれに伴う財源の調整であります。

それでは予算書をご覧ください。

平成29年度西会津町の介護保険特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,278万2千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

5ページをご覧ください。歳入であります。

3款国庫支出金、2項3目地域支援事業交付金74万4千円の増、5款県支出金、2項2目地域支援事業交付金95万8千円の増、7款繰入金、1項3目地域支援事業繰入金37万円の増につきましては、地域支援事業の総額が増額したことに対するそれぞれの負担の増分と県の補助事業に該当したことによる増額であります。

6ページをご覧ください。

7款繰入金、2項1目介護給付費準備基金繰入金42万7千円の増額は、歳入、歳出の調整後不足する分を基金より繰り入れするものであります。

次に、7ページをご覧ください。歳出であります。

4款地域支援事業、3項1目総合相談事業費591万1千円の増額、2目権利擁護事業費216万5千円の減額、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費127万6千円の減額は、4月の人事異動により、診療所の看護師1名が地域包括支援センターに出向し、にしあい福祉会で地域包括支援センターに配属していた看護師1名を西会津診療所に派遣してもらうという人事異動があったことによる職員給与等の計上と、にしあい福祉会への委託料を減額したものであります。5目生活支援体制整備事業5万9千円の増額は、高齢者の社会参加等により日常生活の支援体制を整備するため、県の、高齢者の社会参加促進モデル事業を実施する経費の計上であります。

8ページをご覧ください。

6目認知症総合支援事業費3万円の減額は、地域包括支援センターに委託して行おうとしていました多職種共同のための研修事業が、町が直営で行うことで補助事業の対象となるため、委託料を報償費と需用費に組み替えるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第12号、平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号、平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第13号、平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正予算は、下水道事業と同様に、公営企業会計に移行するための支援業務に係る予算を計上したものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成29年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ535万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,450万9千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

5ページをご覧いただきたいと思います。

歳入。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は5万7千円の増額です。

5款町債、1項1目簡易水道事業債は530万円の増額です。いずれも、地方公営企業法適用事業に係る経費です。

歳出。

1款水道費、1項1目一般管理費は535万7千円の増額です。同じく地方公営企業法適用移行に向けた支援業務に係る委託料です。

それでは、3ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表、地方債。起債の目的は、地方公営企業法適用事業費で、限度額は530万円、起

債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第13号、平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線道路改良工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第14号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線道路改良工事 請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本工事は、町縦貫道路であります町道野沢柴崎線の橋立3号橋の前後の取付部の改良工事でございます。参考資料といたしまして、平面図をお配りしております。

それでは、議案をご説明申し上げます。お手元に入札結果も一緒に配布してございますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

契約の目的及び工事名は、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線道路改良工事であり、指名競争入札により実施をいたしました。

その結果、最低の金額で入札した者は、株式会社長谷川建材であり、その額は5,250万円でありました。この金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた合計額、5,670万円で、5月31日に同社代表取締役社長長谷川孝氏と、工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成29年10月31日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会のご議決をお願いするものでございます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 1点、最後のほう、工期おっしゃいましたか、ちょっと聞き逃してしまったので、工期をもう一度教えてください。

要は、私、何回もあそこ通ったんですけども、非常に危険な状態で、急に下がって上がったかと思うと、頂上の向こうは見えなくて、結構あそこを通る方が非常に危険な思いをされているので、いつできあがるのか、もう一回お聞かせください。

それと、工事が、いま言ったとおり、だいぶ高低差がある場所で、いまでもだいぶ危険だなど、私も感じているんですが、この文だと、この箇所を直しますというのは分かるんですけども、どのような状態になるのか、横から見た図面というんですかね、勾配がどうなって、勾配がどのくらいあるのかもちょっと分からないので、どういう工事なのか、もう一回教えてもらってよろしいですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 それでは、ご質問にお答えします。

まず1点目の工期でございますが、平成29年10月31日までというふうになっております。

次に、その勾配の関係でございます。議員もおっしゃいましたように、去年は橋梁ができ、暫定の取り付けということで、ちょっといまのような状態になっておりますが、今回の改良工事によりまして、同一の勾配になるように、すり付けがなりますので、その点はお安心いただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 具体的に聞いて申し訳ないんですが、勾配って何パーセントだか教えてもらってよろしいですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 勾配につきましては、6パーセントということで今回なります。6パーセントです。なお、今回は改良工事ということでございまして、今後これが終わりましたら、法面工事、舗装工事ということで、連続して発注いたしまして、年内には全て完了したいということで考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 この入札、あまりにも何か数字が揃っていますよね。それで、最低入札価格、1社もないんですよね。下回った入札価格ね。何だかんだ言うわけじゃないんですけども、何か数字がうまくなっているものだから。それで、この工事に関しまして、後からまた補正なんていうのはありますか。そういうことのないようにしてもらいたいんですけども、どうでしょう。後からまた補正何百万出してくれなんていうことは、どうでしょう。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

今回の入札、指名競争入札ということで、6社で行いまして、各々、各会社で積算をしまして、その結果で入札されたということでございますので、金額的に単位というのはあれかなと思うんです。

それで、あと今回の工事、今回、発注して工事を行うわけでございますが、基本的には設計をしたうえで、それで工事いたします。ただ、そういうふうに現場に入ったなかで、

設計で見えなかった部分、どうしても見えなかった部分が出てくる場合もございます。その際には、大変申し訳ございませんが、変更ということもございまして、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私はね、できるならこの価格のなかで、ちゃんとしっかりした工事をやらえれば一番よろしい。なるべく補正が出ないように、よろしく、しっかりした工事をしていただきたい、そう思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 工事の期間中なのですが、片側交互通行という形でしょうか、全面通行止めという形でしょうか、その点、1点お聞きします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 工事期間中の交通規制ということで申し上げます。基本的には、片側交互通行でやっていきたいと考えています。ただ、工事の性格上、どうしても全面通行止めにはしなければならないという時期が、やはりやってまいります。その際、ちょっとどのくらいの期間かというのは、まだ現段階でははっきりしておりませんが、それについては、そういう期間が出るということをご了承いただきたいなと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線道路改良工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号、定住自立圏形成協定の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 議案第15号、定住自立圏形成協定の締結について、ご説明申し上げます。議案書並びに喜多方地方定住自立圏の形成に関する協定書をご覧ください。

喜多方地方定住自立圏の形成に関する協定につきましては、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、平成27年12月に中心市宣言を行いました喜多方市と、協定書の内容について協議を進めてきたところでありまして、このたび、協議が整ったことから協定の締結について、本議会に提出したものであります。

喜多方地方定住自立圏の形成に関する協定書をご覧ください。

第1条は目的であります。この協定は、中心市宣言を行った喜多方市と、その宣言に賛

同した本町が、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することを目的に定めるものであります。

第2条は基本方針であります。両者は、第1条の目的を達成するため、第3条に規定する政策分野について、役割分担をし、連携を図り、共同し、又は補完し合うことを規定しております。

第3条は、連携する政策分野、及び取組の内容、並びに役割分担であります。両者が、相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合う政策分野は、1つ目に、生活機能の強化に係る政策分野、2つ目に、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、3つ目に、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野とし、その取組内容、及び当該取組における役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとしております。

1枚めくっていただきまして、別表第1をご覧ください。

生活機能の強化に係る政策分野においては、医療福祉の分野で地域医療体制の充実、介護支援体制の充実に取り組むことを、少子化の分野では、子育て支援環境の整備、婚活支援の推進に取り組むことを定めております。生活環境の分野では、一般廃棄物処理等の充実、斎場施設整備及び共同運営に、安全・安心の分野では、消防防災体制の強化、有害鳥獣被害防止対策の強化、消費生活相談体制の強化に取り組むことを定めております。

また1枚めくっていただきまして、産業振興の分野では、企業立地・起業支援、観光・物産の振興、林業の振興に取り組み、生涯学習の分野では、生涯学習の充実に取り組むことを定めております。別表第1の最後に、その他として、その他圏域内の生活機能の強化に関する取り組みを定めております。

別表第2をご覧ください。

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、交通の分野で、地域公共交通の維持確保、道路網の整備促進に取り組むこと、移住・定住の分野では、移住・定住の促進に取り組むことを定めております。別表第2の最後は、その他として、その他結びつきやネットワークの強化に関する取り組みを定めております。

最後の面の、別表第3をご覧ください。

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、人材育成の分野で、地域人材の育成に取り組むことを定めております。

なお、それぞれの取り組みの内容、両者の役割についてはそれぞれ記載のとおりであります。

協定書本文にお戻りください。

第4条は、事務執行にあたっての連携、協力及び経費負担について定めております。第1項においては、第3条に規定する取り組みを推進するため、両者は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたることを、第2項では、必要な経費は、相互の受益の程度を勘案し、負担することを、第3項では、必要となる手続及び人員の確保に係る負担、第2項に規定する経費の負担については、その都度、両者が協議して定めることを規定しています。

第5条は、協定の変更についてであります。この協定の規定を変更しようとする場合は、両者が協議の上、これを定めるものとし、その場合、あらかじめそれぞれの議会の議決を

経なければならないことを規定しております。

第6条は、協定の廃止についてであります。第1項においては、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告することを、第2項では、第1項の廃止の通告は、書面によるものとし、議会の議決書の写しを添付することを、第3項では、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うことを規定しています。

第7条は、定めのない事項等の処理についてであります。この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上、これを定めることを規定しています。

以上が協定書の内容でございます。

なお、同様の議案が喜多方市長より喜多方市議会に提案されております。また、同じ圏域を構成いたします北塩原村においても、喜多方市との協定の締結について北塩原村議会に提案されているところであります。

以上で、定住自立圏形成協定の締結についての説明を終わりますが、西会津町議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継　1点お伺いします。これ負担が出るんですね、西会津町にも。喜多方にも負担は出ると思うんですが、それで、簡単に言って、要はその費用対効果といたらおかしいですが、負担した分だけ西会津町が潤えばいいと思うんですけれども、そのいま、後ろの別表の全部見ているんですけれども、取り組みの内容とか、取り組みに関しては非常にいいことが書いてあるんですが、甲乙の役割、全部同じですよ、これ。甲と乙の名前が変わっているだけで、全部文一緒ですよ。結局、西会津町がどれだけ負担して、どれだけの恩恵があるかというのが全く、私、この文章では見えてこないんですが、その辺、もし把握している範囲で構いませんが、もしあったら教えてもらってよろしいですか。

○議長　企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　お答えいたします。

この喜多方市との協定において、今後、定住自立圏構想を定住自立圏において取り組む政策ですが、今後、この後、協定を締結した後に、喜多方市と北塩原村とともに、定住自立圏共生ビジョンとという具体的な取り組みに対する計画を策定する予定にしております。このなかで、今回の協定のなかでは、具体的に何をどう取り組むかというのは謳っておりませんが、こうした取り組みの方向性のなかで、それら具体的なものを決めていく、計画していくということにしております。

それについて、経費負担ということでありましたが、それについても協定にありますとおり、受益に応じて喜多方市と西会津の受益、それから役割分担に応じて負担というものは定められてきますが、これについては、国の支援がございまして、特別交付税措置、喜多方市、中心市には、この先ほど申し上げましたビジョンに基づいた取り組みを行えば、喜多方市では8,500万円の特別交付税措置、限度額ですが、受けられると。周辺市町村、

西会津町の場合は1,500万円の限度で財政措置が受けられるということになっております。

以上でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 国からの特例措置と方向性みたいなのは分かるんですけども、簡単に言っ
て、大丈夫なんですかね、私たちの、自分の感覚からすると、例えばこういうことが目的
で、費用対効果はこういうふうにしましょうね、じゃあお互いに分担はこうしましょ
うね、それで、目的はこういうふうにしましょうねというのを決めてから、じゃあ協議とい
うのか、重ねると思うんですが、先ほど言いましたけれども、役割もずっとこのような状
態で、決まっていないと同じだと思うんですよ。それで、お聞きしますが、うちの町に、
例えば、この先、人口も減り続けて、なかなか税収も減っていくなか、これ大丈夫なん
ですかね。西会津町の負担に、過度な負担になったり、やることによって西会津町が苦しむ
ようなことはないんですか、そこだけ最後にお聞きします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これを取り組むことによって、何かイメージがわからないからこういうことが出
てくるんですね。結局、この自立圏構想というのは、いわば会津西北部をどう活性化してい
くかというときに、国では、特交（特別交付税）でこういう、いわゆる財政措置をします
から、中心都市と隣接する都市で締結をまずしてくださいと、そのなかで事業は、いわゆ
るメニューはこういう事業ありますよと、例えば、これからどういう内容、これ全て何か
やろうとするということは非常に難しい。いま喜多方広域圏で行っている事業も、そのな
かで可能ですかという協議も詰めていけばいいということなんです。

例えば、いま大型事業で火葬場やっていますよね。これはほぼできあがります。応分の
負担があるわけです。いよいよこれから喫緊の課題で、消防という本部、これどうするか
ということで、いま非常に体制をいろいろ協議をしている段階であります。いま委員会を
つくって、これから消防の本部体制をどうするかと、あのままの状態であってはならな
い、もう剥離をしているとか。こういった場合に、こうした特交措置を、あるような内容
で、この組み入れが可能かどうかということになれば、西会津町の特交でみる1,500万円
が、そこに投入をされるということになれば、このいままで応分の負担は、これは起債を
使うか、一般財源を使うか、これから例えばそういう消防の関係、あるいはいろんな形
でもいいですけども、そういった場合に、これをやっぱり有利に活用しようじゃないかと
いう考えが出てくるわけです。

ですから、そういう活用方法を、これからどういうふうに取り組んでいくかというこ
とは、これから詰める話でありますから、言ってみれば、西会津町がこれから喜多方広域
で取り組む内容で負担を出す場合に、こういうものを活用すれば、我々の負担が軽減され
ると、こういうような感じでやっぱり取り組んでいったほうがいいかなというふうには、
いま私自身はそう思っているんです。ただ、これから何に取り組むかは、今度は喜多方と西
会津、北塩原と喜多方、これがそれぞれのビジョンでやると。ただ、統一する場合もある
わけです。そういうことですから、今後、そういう取り組みを進めていくということ
です。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 国の交付金の件はよく分かりましたが、確かにそのビジョンが見えていない。この資料ではやりたい方向性は分かるんですけども、いま言ったとおり具体的な方策も分からない、これは私、分からなくてしょうがないと思うんです。

それで、(町長から許可外の発言) すみませんけれども私の質問の後にお話してよろしいですか。

○議長 それは私から注意します。

○秦貞継 要は、我々の後の世代に負担を残すような、要は西会津だけじゃなくて、喜多方と力を合わせてよくなるという方向性は、私は素晴らしいと思います。ただ、これが、いま我々が議決するとき、先が見えない状態で、もし議決して、後で、いやあのときに、いやこのせいでというふうにならないように、我々もなるべくきちっと協議したいんですが、なかなかみえないので、いまお聞きしたいんです。

それで、私もちょっと勉強不足で、いまこれ詳しくは調べていないので何とも言えませんが、最後に1点だけ、さっきも最後と言って申し訳なかったんですが、とにかく西会津、もう一度お聞きします。西会津に有利になるような方向性がちゃんと見える事業なんですよ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 西会津が、これでもって負担が大きくなってしまったりとか、そういう場合だったら、取りやめるということもできるんですよ。これは条項のなかで書いてあるじゃないですか。こんな大きな事業で双方取りまとめが非常に無理だというならば取りやめる条項もあるということなので、具体的に何をこれからどうするかということは、議会にかけるわけです。それで、議会の皆さんからもいろんなご意見をいただくと、具体的なものが出てくる場合によってですよ。

ですから、そういうことで、具体的なものについては、十分議会でも議論していただくということになります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 全員協議会で十分議論していただくことになりますから。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 いま町長が、俺も本当のところよく分からないんだと、それが本音だと思います。これ議会で否決したらだめなんでしょう、だから、やっぱりこれ最後は、喜多方なんて言っていないで、最後は会津若松、会津は一つになってしまうと思うんですよ。これやっぱり一番得するのは喜多方だと思うので、やっぱり金欲しくやるというわけじゃないでしょうけれども、国から交付金がくるはずですからね。

だから、やっぱり。

○議長 発言に気を付けてください。

○渡部憲 だから、やっぱり将来、会津は一つになるんだという考えだと思いますよ。そうすると、喜多方だの、若松だのと言っていないで、一つになってくる場合に、いま目先のことを、国から金がくるからもらっておいたほうがいいだろうというわけで、そういうわけでもないと思うんですけどもね。私はやっぱり西会津というのは、昔から49号線

沿いで、いまでも道路でも、高速でも、医者でも、何でも、やっぱり西会津は向こうのほうを使用するのが多いんですよ。喜多方だと、あんまり皆さん買い物だったり、何だに行く必要、ただ今回、火葬場やるといったって、ごみ燃やすとといったって、喜多方のほうにお世話になっているから、しょうがないと思いますけれどもね。実際、全員協議会でやるといったから、議会としてどういう立場を取るのか、これから私はそれが見ものだと思うんですけども。

○議長 質問ですか、それは何ですか。

○渡部憲 だから、西会津は、本当にこれ会津若松もこういう自立圏でやっているんですかね、それちょっと教えてください。会津若松は、喜多方は喜多方でやる、会津若松は会津若松の自立圏というものでやっておるんですか、それをちょっと教えてください。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 渡部議員のご質問にお答えいたします。

会津若松市において、定住自立圏の中心市宣言を行っているかということだと思いますが、若松市は要件には該当しますが、中心市宣言は行っておりません。将来的には分かりませんが、いま県内で行っておりますのは、白河市、南相馬市、それから喜多方市ということでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 1点だけお聞きします。この定住自立圏協定、これを結んで、今後スケジュール、いろいろと発生をするんですが、この特別交付税の税制措置、これは向こう何年というような期限があるのか、ないのか、その1点だけお聞きします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 小柴議員のご質問にお答えいたします。

特別交付税措置、何年あるのかというようなご質問だと思いますが、先ほど申し上げました定住自立圏の共生ビジョン、この計画をもって取り組む団体に交付税措置があるということで、この計画自体は概ね5年間で見直すことになっておりますが、協定がある限り、ビジョンがある限り、制度がある限りですが、措置されるということでございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 この定住自立圏と広域市町村圏との関係なんですね、どうも広域圏のやることがかなりの部分を占めているわけですが、これが将来的に、この広域圏は広域圏として別な運営母体があって、そして自立圏は自立圏として、また別な運営母体があるのかと、そういう運営をすることになるのか、将来的にはそれが一体化していくのかと、そこから辺までの判断はされているのでしょうか、伺います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 三留議員のご質問にお答えいたします。

確かにこの協定で定めております取り組みの方向については、現在、喜多方広域市町村圏組合で取り組んでいます消防、それから廃棄物処理、介護認定、それら業務についても、この取り組みのなかに位置付けてございます。いま現在、その事務については、一部事務組合を組んでやっておりますが、それ以外の事務については、これから喜多方市、それから関係する北塩原村と協議のうえ、その運営の仕方については協議していくというこ

とになります。

それで、将来的にはどういった運営の仕方になるかということですが、これについても、いま組んでいる一部事務組合、業務は継続されるということで認識しておりますが、今後、もう少し業務を付加していくのかどうなのか、今後、その3市町村で検討してまいりたいと思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 私はこれ一番危惧するところは、二重組織になりかねないような部分があるということなので、十分そのことについては検討していただきたいと思います。要望します。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第15号、定住自立圏形成協定の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立12名)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第15号、定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり可決されました。

議案配付のため、暫時休議します。(14時19分)

○議長 再開します。(14時22分)

日程第16、議案第16号、農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第27、議案第27号、農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、質疑・採決を行いますので、ご協力をお願いいたします。

日程第16、議案第16号から、日程第27、議案第27号までの、農業委員会委員の選任につき同意を求めることについての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 それでは、議案第16号から議案第27号までの、農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて申し上げます。

本案につきましては、平成28年4月の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選出方法が公選制から町長が議会の同意を得て任命する制度に変更されたため、本年7月19日に任期が満了となる農業委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

ご提案いたします農業委員会委員の候補者は、農業委員会等に関する法律に基づき、去る2月27日から3月22日までの募集期間に、自治区、団体からの推薦や公募により自ら意欲を持ち応募された方々であり、同時に募集を行いました農地利用適正化推進委員への推薦、応募者とともに、4月18日に開催した農業委員会委員等選考委員会の報告に基づき、農業委員会委員適任者を決定したものであります。

まず、申し上げますが、議案第16号につきましては、野沢堀越在住の高橋正人さんを、農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

高橋さんは、国家公務員を退職後に就農し、現在は専門的に農業に従事され、地域活動へも積極的に参加されて、農業者の信頼を得ており、地域の農地条件や農業事情に詳しい方として適任者であると、堀越自治区より推薦されております。

次に、議案第17号につきましては、野沢牧在住の江川政次さんを、農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

江川さんは、農業協同組合を退職後、JA会津いいで総合サービス株式会社に勤務され、土地改良区の総代を務められているなど、地域の農地条件や農業事情に詳しい方として適任者であると、牧自治区より推薦されております。

次に、議案第18号につきましては、尾野本萱本在住の渡部定衛さんを、農業委員会の委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

渡部さんは、認定農業者であるとともに、長年にわたり専業農家として広範かつ積極的に農事に従事され、地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有されている方として適任者であると、萱本自治区より推薦されております。

次に、議案第19号につきましては、尾野本下小島在住の佐藤正光さんを、農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

佐藤さんは、現職の農業委員であるとともに認定農業者であり、専業農家として長年にわたり農業に従事され、地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有される方として適任者であると、登世島地区内の3自治区より推薦されております。

次に、議案第20号につきましては、尾野本縄沢在住の三留良司さんを、農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

三留さんは、専業農家として平成24年に新規に就農された青年農業者であるとともに認定農業者であり、若い農業者からの信頼が厚く、今後の町農業振興に活躍が期待される方として適任者であると、縄沢自治区より推薦されております。

次に、議案第21号につきましては、群岡上野尻在住の江川新壽さんを、農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

江川さんは、農業協同組合を退職後、専業農家として農業に従事するとともに、長年にわたり農業委員を務められ、その活動にも精通されており、地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有されている方として適任者であると、上野尻自治区より推薦されております。

次に、議案第22号につきましては、群岡上野尻在住の星敬介さんを、農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

星さんは、専業農家として平成25年に新規に就農された青年農業者として、意欲的に農業に取り組み、地域活動への積極的な参加から地域の信頼を得ており、今後の町農業振興に活躍が期待される方として適任者であると、上野尻自治区より推薦されております。

次に、議案第23号につきましては、群岡下野尻在住の佐藤忠正さんを、農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

佐藤さんは、会津農業共済組合を退職後、専業農家として農業に従事され、認定農業者であるとともに長年にわたり農業委員を務められ、現在は会長職を担っておられます。地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有されている方として適任者であると、下野尻自治区より推薦されております。

次に、議案第24号につきましては、新郷高目在住の佐藤武雄さんを、農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

佐藤さんは、専業農家として農業に従事され、認定農業者であるとともに長年にわたり農業委員を務められ、その活動にも精通されており、地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有されている方として適任者であると、高目自治区より推薦されております。

次に、議案第25号につきましては、新郷橋立在住の佐藤健一さんを、農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

佐藤さんは、西会津町役場を退職後、喜多方地区交通安全協会西会津支部新郷分会長、新郷地区自治区長連絡協議会会長等を歴任されました。なお、以前から直接農業に携わっておられないことから、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定による農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者として、中立的なご意見をいただくために、必要な資格者であります。

次に、議案第26号につきましては、奥川杉山在住の佐藤時男さんを、農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

佐藤さんは、公立学校の教員を退職後、就農され、現在は農業法人として認定農業者であるとともに多様な農業、農産物加工に取り組まれており、地域の農地条件や農業事情に詳しく、農業についての経験と知識を有されている方として適任者であると、奥川地区内の4自治区より推薦されております。

次に、議案第27号につきましては、奥川中町在住の波田野和信さんを、農業委員会委員の適任者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げるものであります。

波田野さんは、認定農業者であるとともに、長年にわたり専業農家として農業に従事されており、畜産を含む農業全般についての経験と知識を有される方として適任者であると、奥川地区内の3自治区より推薦されております。

以上、申し上げましたが、12名の方々の略歴等につきましてご説明申し上げました。その職務の重要性を十分に考慮し選考いたしました結果、それぞれの方々を農業委員会委員として任命したいので、なにとぞ満場一致をもってご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

なお、質疑は個人、またはプライバシーに関すること以外とします。

12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 上位法が変わって、農業委員会制度が変わったということで、今回、議会の同意を得て町長が任命するということになったわけでありまして。以前、公選制でやって、各自治区等からも、まだ推薦あったかなというふうに感じておりますが、この選考基準と、あと応募された自治区ですか、何自治区くらいあったか、ちょっとお知らせいただきたいと思っております。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

今回の選考にあたりましては、各それぞれ自薦、他薦等ございましたけれども、そのなかから申し込みがありましたのが、農業委員定数 12 名、それから、そのほかに推進委員定数 11 名ということで、合計 23 名、定数 23 名に対して、実人員が 26 名の応募、推薦があったところでございます。農業委員と推進委員の重複申込者 11 名を含めて、本議案の農業委員として応募と推薦があったのが 22 名ということでございます。

今回、選考にあたりまして、選考委員会を設置いたしまして、選考委員会の委員といたしまして、委員長として私、副町長、それから副委員長に現職の農業委員会会長、それから、その他の委員といたしまして、農業委員会の会長職務代理者、また識見を有する者、及び農林振興課長の 5 名で選考委員会を開催したところでございます。

おただしのありました選考基準でありますけれども、1 つは、認定農業者が定数の過半数の 7 名以上を占めること。それから 2 点目といたしまして、農業委員の所掌事務に利害関係を有しない者、いわゆる先ほど町長が説明のなかで申し上げましたけれども、中立委員という方が 1 名以上含まれること。この 2 つが法定要件でございまして、その他の要件といたしましては、農業に関する識見を有して、農業委員会の職務を適切に行うことができること。また、青年、女性の積極的な登用に努めることということで、今回これらの要件を踏まえまして、さらに農業委員会の活動上、町内 5 地区の均衡配置が望ましいという観点を考慮いたしまして、選考いたしました結果を町長のほうに報告を申し上げ、町長が最終的に選考をしたいということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 これからますます農業が大変な時期を迎えるわけでありまして、23 人のなかから 12 名を選ばれたというようなこと、少数精鋭ということで、皆さんに期待するところでございますが、そして協力員ですか、推進委員ですか、推進委員の方はどのような選考ですか。選考方法。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 推進委員の選考と申しますか、任命でございまして、この推進委員につきましては、農業委員会が選任をするということでございますので、今次のこの議案第 16 号から 27 号までの農業委員の皆さんがご議決をいただいた後に、新しい任期が 7 月 20 日から任期が始まりますので、7 月 20 日以降、早い時期に農業委員会の総会が開催されて、それ以降に農業委員会が、その推進委員を決定するという手続きになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 女性からの応募というのはなかったのでしょうか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 女性の応募でございますけれども、この要件にもございましたように、そういった女性、あるいは青年の農業者の、従事者の方にも、ぜひ申し込んでいただければというふうな期待は持っておりましたけれども、結果的には女性の方は残念ながらいなかったということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

審議の途中でありますが、暫時休議にします。(14時41分)

○議長 再開します。(14時43分)

お諮りします。

本案については、討論を省略し一括採決にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第27号の農業委員会委員の選任につき同意を求めることについての討論は省略し、一括採決をすることに決しました。

これから議案第16号から議案第27号の農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第27号の農業委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第28、議会案第1号、西会津町雪室貯蔵施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

9番、三留正義君。

○三留正義 議会案第1号、西会津町雪室貯蔵施設条例の一部を改正する条例。

上記議案を、地方自治法第112条及び西会津町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。提出者は、三留正義、同じく荒海清隆です。

それでは、ご説明を申し上げます。

次のページの、西会津町雪室貯蔵施設条例の一部を改正する条例。西会津町雪室貯蔵施設条例、平成9年条例第22号の一部を次のように改正する。

つきましては、後ろに新旧対照表もありますので、あわせてご覧ください。

第10条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。3号施設設備に瑕疵が認められる場合。

附則、この条例は公布の日から施行する。平成29年6月9日提出。

提出の理由。雪室貯蔵施設の空調設備不具合に端を発し、利用者の利益保護及び施設完

備での運用を図るため。

以上で、議会案第1号の説明を終了いたします。よろしくご審議いただきますよう、原案のとおり可決いたしますようお願い申し上げます、説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　ただいま議案の説明、提案理由の説明を受けましたけれども、これ先日の全員協議会のなかでもご説明をいただきました。そのなかで、いわゆる雪室貯蔵施設の空調設備を更新しようとしたらば、約200万円弱の費用がかかる。それで、年間の利用料に関しても、せいぜい10万円足らずの利用料である。これ空調設備が稼働したらば、いわゆる電気代、電気料もまかなえないような施設になってしまうと。本当にこのままで、いま言ったような形で整備してしまっているのか、いわゆるランニングコスト等を考えれば、負の施設、遺産とは言いません、施設になってしまうような気がします。

町では、先日の説明では、今後、施設のあり方、いわゆる総合的に調査検討しながら、いわゆる現状のまま活用する方法はないのか、あるいは空調を整備して、今後の利活用、もっと利用してもらおうようにしたらいいのかと、そんなことも今後調査したいというご答弁をいただきました。

そして、我々また利用者の声、いわゆるどれだけの人がこの施設を使って改修を希望し、改修をすればどれだけの利用が今後見込めるのか等々、まだ私は分からないというようなことで、提案理由は十分わかりますが、これはもっと十分に調査研究、検証する必要があるのかなという感じで私はおります。そういう町側の検討の結果が出てからでもいい。

ただ、このいわゆる条例改正というのは、私考えるに、あんまり安易に変えていってしまつては本当にきりがなくなるなという思いもありますので、この辺はもう少し、今後調査検討すべきと私は思います。

以上です。

○議長　9番、三留正義君。

○三留正義　ちょっといまの質疑、どの部分を答えていいのか、私、分からないんですが。

○議長　今後、時間をかけてやったらどうかということと、もう少し調べたらどうかという、その辺はどう考えているかという。

○三留正義　全員協議会で申し上げたとおりです。まず、いろいろなお話を全員協議会でしてきましたけれども、現状の条例に、やはり無理な点も、私、昨日今日考えて、これぼんと出しているわけではないので、私も一定期間、熟慮期間をもってこれを仕上げてきています。ただ、指定管理ができる条項も入っていますが、全員協議会で申し上げましたが、そのときに言ったとおりで、私自身としては、やはり利用者側に、やはり一定の利益、抗弁する部分をいまの現状の施設では付与しなければいけないと思いますので、本改正を提出しました。

以上です。

○議長　ほかに質疑ありませんか。

3番、秦貞継君。

○秦貞継　　以前も確かに、全協でも私もお話を聞いて、修理代が194万8千円かかって、いまは電気代にもならないと。いま、前回の全員協議会のときに、町長から答弁いただきまして、強制循環型から自然循環型に変えて、いま12年経過されているということなんです。この新旧対照表にも書いてありますが、(2)の地場産業振興に資するための試験的利用、要は、町長もおっしゃっていましたが、こういう新しいことをやれば、付加価値をかける以上に費用対効果があるという見込みでもあれば、町長もやったほうがいいんじゃないかという話をお聞きしましたが、こういった、例えば、いまの自然循環型を一步前に出で、こういう新しいことをやってみたいとか、こういう例えば、強制循環型にすることによって、お金をかけるけれども、これ以上の費用対効果があるという、もし予定とか、具体的な案があったら教えていただきたいなというふうに思います。

○議長　　9番、三留正義君。

○三留正義　　ただいまのお話は、町長への向けたものであろうと、私は受け取って、直論ができませんので、それで、いまの内容のなかでお答えできるのは、その2号については、過去に一般質問のなかでお話は既に出しております。2号で、その研究的なというのは、農農林振興課長と一般質問のなかでお話が出ています。そこは触れてあります。いまこの段階で詳しくお話しはいたしません。そういった一般質問のなかでも言葉を尽くしてお話ししてきましたけれども、なかなか出口が見えないと。

あと全協で申しあげました仕様を変えたという、あまり私、納得していないんですが、仕様を変えた。過去の平成16年以降、全員協議会と議会側に仕様変更の内容の説明、そういうものが手順として、私はなされているのか、当時はまだ私、当然、おりませんので、そういったものも不明ではありますが、願いとしては、私がさっき提出理由の後段、施設完備というのは、原状に復すのが最高でしょうけれども、利用可能な範囲で、どういうふうに議会側に理解を求められる範囲で使用していいのか、その段階で、私は完備だろうと、そこに町側の農業振興、99.9パーセントの湿度のなかで、農畜産物、穀類なんかは、やはり傷む、これは町側にも、説明のなかにも当然ありました、傷む。葉物は特に短期間で傷んでしまう。

ですから、もう少し措置的に農業振興、雪室振興、利雪、こういった観点から、全てをループさせて、リンクさせて、もう少しいいものに雪室も、せつかくほかにはない施設がある。それで、この間の全協の説明のなかでも、柳津の方でしたか、地区外の方も利用したい。やはり利用したい方はいらっしゃるんですね。ですから、やはり町としては注目してほしいという願いから、後段の理由、私の思い。あと現状の利用者の利益確保ということで、提案してありますので、ご理解いただきたいと。思います。

以上です。

○議長　　3番、秦貞継君。

○秦貞継　　私、たまたま目が合ったので、町長にお話しているように見えましたけれども、聞いているのは、発案者にちゃんと聞いていますので。先に申し上げますが、私、別に町長にお聞きしたわけではございませんし、町長に教えていただいたことだったので、私もその辺は同感できましたので、その意味で、自分の意見でお聞きしましたので、そこを先に申し上げておきます。

それで、すみません、私も、これ雪室使ったことがないので、判断のために分かりやすくお聞きしたいなと思って、いま質問したところなんです。例えばですけども、いま、この間の全協の説明でも、結局、借金をして、ごめんなさい、お金を投資して、なおかつ維持費もかかるようになるというのが、もう目に見えて分かっているのであれば、その投資、要はお金をかけて、さらにこれからもかかるけれども、こういったメリットがありますよとか、いま同僚議員のお話ですと、何回もお話してきたということなんです。私ちょっと記憶にないので、もう一回お聞きしたいんですけども、どういった、例えば、この先の収入見込みというんですか、費用対効果が見込めて、具体的にどのくらい、例えば利用者があって、それで、こういう理由で雪室貯蔵庫の。

○議長 それは、そのことではなくて、変える理由を聞く質疑だから、運営とか何とか、それは後で町に聞いてください。

○秦貞継 分かりました。じゃあ質問を変えます。

単刀直入に聞きますが、これをしないと、要はいまの現状ですと、第10条が、(1)(2)(3)、3つあるうちのどれかに該当しなければ、一部を免除する、または全部を免除するということができないのか、それとも、現状でもできるのかだけ、ちょっとお聞きいたします。

○議長 それは、できないから条例を改正してくれという、そういう判断でやっているわけですから。それは町に言うしかないけれども、今回、町ではないから。

9番、三留正義君。

○三留正義 議会案だと、ちょっと私自身もこんがらがってしまいそうなんです。この10条というのは、免責規定になっていますね、ご覧のとおり。免責規定ではありますけれども、10条、読みますれば、町長または指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部、または一部を免除することができるということで、強制的な規定ではありません。これは運用のほうで細かく定めるということになるかと思います。で、ありますが、先ほど申し上げたとおり、いま現状の利用者が、満足いかないんだという部分、一般質問のなかでも出てきた、一つ一つラッピングしないといけないだとか、そういったもの。ちょっと余計に外経費もかかる。そういったことも、ものによっては出てきているようですから、やはり利用者側の話、そういった町民に耳を傾けるという、私は一端で、この3号を追加いたしました。

以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議会案第1号、西会津町雪室貯蔵施設条例の一部を改正する条例は、経済常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、西会津町雪室貯蔵施設条例の一部を改正する条例は、経済常任委員会に付託することに可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(15時01分)

平成29年第4回西会津町議会定例会会議録

平成29年 6月15日(木)

開 議 10時00分

閉 会 11時24分

出席議員

1番 三 留 満	7番 伊 藤 一 男	12番 荒 海 清 隆
2番 薄 幸 一	8番 渡 部 憲	13番 清 野 佐 一
3番 秦 貞 継	9番 三 留 正 義	14番 武 藤 道 廣
4番 小 柴 敬	10番 多 賀 剛	
6番 猪 俣 常 三	11番 青 木 照 夫	

欠席議員

5番 長谷川 義 雄

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	成 田 信 幸
副 町 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	長谷川 浩 一
総 務 課 長	新 田 新 也	教 育 長	新井田 大
企画情報課長	矢 部 喜代栄	学校教育課長	会 田 秋 広
町民税務課長	五十嵐 博 文	生涯学習課長	石 川 藤一郎
健康福祉課長	渡 部 英 樹	代表監査委員	佐 藤 泰
商工観光課長	伊 藤 善 文		
農林振興課長	玉 木 周 司		

会議に職務のため出席した者の職指名

議会事務局長	渡 部 峰 明	議会事務局主査	物 永 毅
--------	---------	---------	-------

第4回議会定例会議事日程（第7号）

平成29年6月15日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 報告第1号 平成28年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第2 報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第3 報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第4 陳情第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める陳情書
- 日程第5 意見書案第1号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
- 日程第6 常任委員会委員の選任
- 日程第7 議会運営委員会委員の選任
- 日程第8 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第9 経常任委員会の継続審査申出について
- 日程第10 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第11 議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第12 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

日程第13 小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議員互助会総会)

(議会広報特別委員会)

○議長 おはようございます。平成 29 年第 4 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、報告第 1 号、平成 28 年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第 1 号、平成 28 年度西会津町繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

繰越明許費につきましては、地方自治法第 213 条の規定により、本年 2 月の町議会臨時会及び本年 3 月の町議会定例会におきまして、平成 28 年度国の補正予算事業の交付決定が年度終盤になったことなどにより、翌年度に事業を繰り越して実施できるよう、ご議決をいただいたところであります。この繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、繰越計算書をご覧願います。この議案書のなかにあります。

まず、1 の一般会計であります。2 款総務費、1 項総務管理費の菌床生産培養施設整備事業は、繰越額 2 億 1,287 万 6 千円、完了予定は平成 30 年 1 月 31 日であります。同じく、個人番号カード交付事業は、繰越額 64 万 9 千円、完了予定は平成 30 年 3 月 31 日であります。同じく、役場庁舎移転整備等事業・新庁舎駐車場整備は、繰越額 674 万 1,760 円、本年 4 月 13 日に完了いたしました。同じく、役場新庁舎太陽光発電施設設置事業は、繰越額 4,697 万 6 千円、完了予定は本年 12 月 28 日であります。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費であります。臨時福祉給付金事業・経済対策分は、繰越額 1,561 万円、完了予定は本年 9 月 30 日であります。次に、2 項児童福祉費であります。認定こども園整備事業は、繰越額 4,985 万 6 千円、本年 5 月 19 日に完了いたしました。

次に、8 款土木費、1 項道路橋りょう費であります。町道排水工修繕事業は、繰越額 83 万 5 千円、本年 5 月 11 日に完了いたしました。同じく、橋りょう長寿命化点検・修繕事業は、繰越額 3,845 万 3 千円、完了予定は本年 9 月 30 日であります。次に、3 項都市計画費であります。都市再生整備計画事業は、繰越額 4,377 万 9 千円、本年 5 月 24 日に完了いたしました。同じく、さゆり公園施設長寿命化改修事業は、繰越額 1,355 万 4,800 円、完了予定は本年 6 月 30 日であります。次に、4 項住宅費であります。町営住宅屋根改修事業は、繰越額 720 万円、本年 5 月 30 日に完了いたしました。

次に、2 の介護保険特別会計であります。1 款総務費、1 項総務管理費の介護保険システム改修事業は、繰越額 48 万 6 千円、完了予定は本年 6 月 30 日であります。

各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、報告第 1 号、平成 28 年度西会津町繰越明許費繰越計算書の説明を終了させていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで報告第1号、平成28年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

みなさんに申しあげます。報告第2号、第3号につきましては、報告のありました書類の内容については質疑することはできますが、公社への出資金が出資の目的に沿って適正に管理されているかの点に限定されるべきものであることから、公社自体にかかる問題、経営方針、人事の問題については質疑できないこととなっておりますので、ご配慮くださるようお願い申し上げます。

日程第2、報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長　報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況について説明をさせていただきます。

お手許に配付しております平成28年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書をご覧ください。

まず1ページをご覧ください。

事業報告書の1総括事項であります。平成28年度中に喜多方地方土地開発公社による用地の取得及び売却はございませんでした。平成28年度の損益計算は、収益合計が6万3,549円、費用合計が2万5千円で、3万8,549円の当期利益となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計は、992万8,606円となりました。

なお、これらの補足資料といたしまして、3ページ以降に貸借対照表、財産目録、損益計算書、キャッシュフロー計算書、現金及び預金明細表、資本金明細表が添付されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、2の理事会の議決事項であります。理事会は2回開催されております。議決事項は平成27年度の事業報告及び決算の認定、平成28年度及び平成29年度の事業計画と予算の調整を行っております。

なお、ただいま説明しております平成28年度の事業報告及び決算につきましては、去る5月1日の理事会にて認定を受けているところであります。

次に、平成29年度の事業計画でございますが、資料の最後のページに綴られておりますのでご覧ください。

ご覧のとおり、公有地取得事業として、喜多方市の、ふれあいパーク喜多の郷用地取得事業の1事業、事業費といたしまして1,769万4千円が計画されております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、説明する書類を提出し、報告といたします。

○議長　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第3、報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報

告を行います。

本件の報告説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類についてご報告いたします。

内容につきましては、お手元にお配りしてあります書類のとおりであります。その概要について申し上げます。

1 ページをご覧ください。はじめに、平成28年度事業報告から申し上げます。

平成28年度は、東京電力株式会社の賠償金の打ち切りが決定され、振興公社を取り巻く経営環境は大変厳しいものでありました。

このような状況のもと、町の主要施設の指定管理者として、さゆり公園をはじめ、温泉健康保養センター、交流物産館よりっせ、地域連携販売力強化施設ミネラル野菜の家など6施設の管理運営業務、福島ホープスとの連携した交流人口の拡大に向けた取り組みを進めながら、当社設立の趣旨である地域の活性化に向けた事業を展開してきました。

事業概要であります。交流物産館よりっせについては、毎月1回の催事の実施、よりっせだよりの配布などの情報発信・PRのほか、8月2日にオープンしたミネラル野菜の家の効果により、道の駅の利用者は51万人を数え、地域の活性化に寄与いたしました。

さゆり公園、ロータスインにおいては、福島ホープスの公式戦が3試合行われ、観戦者への町のPRのほか、選手との交流会が開催されました。また、8月には慶應義塾大学・野球部の合宿が行われ、交流人口の拡大につながったところであります。

施設管理においては、効率化・連携強化を図るため、さゆり公園、ロータスインの施設部門を統合し、新たに施設管理部を創設し指定管理制度の趣旨に沿いながら快適な利用環境の提供を心掛け、利用者の皆さまが安心安全に利用できるように努めてきました。

経営企画においては、売上、経費、損益等を月別に管理を行い、原価管理を徹底してきたところであります。この結果、本年度の税引後の当期利益は204万5千円の黒字となり、これで12年連続の黒字決算で、全額次期繰越剰余金とすることといたしました。

しかしながら、平成28年度の決算には東京電力株式会社の賠償金1,429万3千円が含まれており、引続き厳しい経営状況には変わりないため、今後ともしっかりとした経営戦略のもと事業を運営して行く考えであります。また、前取締役専務による不適切な会計処理の発覚後、各部門の責任者、会計担当者に対し、収入・支出の厳格な管理を指導し、チェック機能の強化をはじめ、社員研修としてコンプライアンス、法令遵守、ハラスメント研修を行ったところであります。

今後も、企業会計に則った会計処理のもと、社内連携を密にしながら営業利益の黒字化という目標達成に向けて、取り組んでいきたいと考えているところであります。

次に、(2)の事業の内容、(3)の会社の概要、(4)役員及び従業員の構成、(5)資本金の増減につきましては、2ページ、3ページに記載されているとおりであります。

続きまして、4ページの平成28年度の決算について申し上げます。

まず、(1)の貸借対照表であります。表、左の資産の部から申し上げます。

流動資産の内訳は、現金・預金、売掛金、棚卸資産、未収入金等の計上であります。未

収入金は町からの委託料等の未収入分であります。固定資産の内訳につきましては、記載のとおりであり、資産の部の合計は1億820万9,793円であります。

次に、表、右の負債及び純資産の部について申し上げます。

買掛金は、商品や食材などの未払い分であります。未払い費用は、3月分の重油や灯油代、光熱水費であります。このほか、未払消費税、長期前受金などで、流動負債の計は、6,048万6,538円となっております。

以下、資本金3,550万円、前期繰越利益1,017万7,845円及び、当期末処分利益204万5,410円を計上し、純資産は4,772万3,255円となり、負債及び純資産の部の合計は1億820万9,793円であります。

次に、5ページの(2)損益計算書について申し上げます。

まず、右の欄の収益の部についてであります。売上高については、旅行事業の廃止などにより、前年度比より2.7パーセントの減となっております。雑収入の主なものは東京電力の賠償金であります。売上高の営業収益に受取利息、雑収入などの営業外収益を合わせた収益の部の合計額は3億8,255万1,075円となりました。

次に、左の欄の費用の部であります。仕入れや販売費、一般管理費などの営業費用等の費用の合計が3億8,030万665円となりました。収益の部の合計額が3億8,255万1,075円から、ただいま申し上げました費用の部の合計額3億8,030万665円、及び法人税等20万5千円を差し引いた204万5,410円が当期利益であります。平成28年度も黒字で決算となったところであります。

次に、(3)の利益金処分計算書につきましては、前期からの繰越利益1,017万7,845円と当期利益204万5,410円を合わせますと1,222万3,255円となり、全額次期繰越剰余金として繰り越すことといたしました。

次に、平成29年度の事業計画について申し上げます。

事業計画の内容につきましては、7ページから9ページに記載されているとおりであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故の風評は依然として根強く残っております。その賠償金については平成28年度に一括払いされており、ある意味でその賠償金に助けられていたものと認識しております。

このような状況を踏まえ、平成29年度は、各部門の売上目標の進行管理、物件費等の経営管理を進めていくほか、経営戦略会議を中心として、原価管理会議などにより各部門の課題を把握しながら、経営改善に向けた作業を進め、賠償金がなくとも黒字決算ができるよう努力してまいります。

また、町をはじめ関係機関との連絡調整を図りながら、公社設立の目的である地域経済活性化の先導的担い手として、町の発展と町民の利益に資するよう各種事業に積極的に取り組んで行くこととしております。

このようなことから、町といたしましても、振興公社との連携を強化しながら、より一層経営改善が図られるよう支援してまいりたいと考えております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

3番、秦貞継君。

○秦貞継 3点お伺いします。

1 ページ目の下段にもありますが、新聞にも出ましたが、ここにも書いてあるとおり、前取締役専務が欠けたという、マンパワーの足りなくなった分というんですかね、アフターフォローというのは必要だと思うんですが、そういった対策はされているかどうかお伺いいたします。

それと、その欠けた人、もしくは、さらによりよい人材を導かないことには、いくら資本金があっても、お金というのはうまく回らないと思います。優秀な人材を採用する努力等はされているかどうか、もしあれば、具体的なものがあれば教えていただければ、よろしくお願ひします。

あと、社員の研修を実施されていると、7ページの2の②社員研修の実施のほかと書いてありますが、どのような方向性の研修を行っているのか教えてください。

それと付随するかもしれませんが、やはり、これだけ激動の時代でございますので、これ見ると、反省点とか非常によく出ているとは思いますが、新しい商品開発、それは目に見えるもの、見えないものも含めて、どんどんどんどん研究していくことが非常に大事と思われませんが、町の考えはいかがでしょうか。

その3点をお伺いいたします。どういう指導をされているかですね。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 3点ほどご質問ございましたけれども、私からは、辞めた専務のその後任といひますか、そのアフターフォローという質問にお答えをしたいというふうに思ひます。そのほか2つについては、課長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

前任の取締役専務につきましては、辞めた経過というものは、これまでも何度か申し上げましたのでここでは省略させていただきますけれども、その後の後任については、できるだけ早く人選したいということでやってきておりました。現在、その後任といひますか、新しい専務職について、ある程度の人は確保、確保といひますか、内諾は受けております。しかしその方が、まだ現役の働いていて方でありますので、その方の状況をみながら、今後その採用の時期について調整は図っていきたいというふうに考えております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 3番、秦議員の、まず研修の内容についてのご質問にお答えしたいと思ひます。

まず、研修の内容でございますが、昨年度実施したものといたしまして、まずコンプライアンス研修といたしまして、まず個人情報の管理の仕方と、まず基本的な部分をやっているということでございます。また、あとハラスメント研修といたしまして、パワハラ、セクハラというような形の研修をしっかりとやったという部分と、あとはメンタルヘルスということで、職員の健康管理の研修等、その事業者となるべくための研修を実施したという部分でございます。

あと基本的ななかで、やはり会社という部分のあり方についての研修も実施したということでございますので、それに伴います会計処理とか、そういう形の研修を実施したということ報告を受けております。

続きまして、3番目の新しい商品開発に関しての指導を行っているのかという部分でございますが、いま現在ああいう事態が発生してから、基本的な部分では、まず会社組織をしっかりしようという部分が、まず第一の目標としてやっております。また、営業部分につきましては、こちらのほう、新商品の開発という部分は、ロータスインのほうの宿泊プランとかというような部分を考えているところでございますが、そのほか、合宿の誘致に向けまして、先ほども申し上げましたが、慶応大学のほかに、いろんな事業、大学等、高校等をできないかということで、営業を強化しているという部分でございますので、新しい合宿プラン等の開発についても実施しているということでございますので、以上でございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 人事の件に関しては、欠けた部分に関しては、たぶん周りの方々が補うしかないと思いますので、2番目に聞いたスキルアップ、お聞きするとコンプライアンス、パワハラ、セクハラの指導、健康管理、あと会社のあり方ということですが、私もいろんな、いままで研修を受けてきましたけれども、いろんな様々な研修があつて、方向性があるとも思います。やっぱり社員がその気になって前に進むには、それなりの知識と、自分のなかに、その会社を発展させるにはどうしたらいいかという基本的な知識が必ず必要になると思います。やっぱりそういった指導を行っていく方向性というのは、必ず必要だと思いますので、ぜひやっていただきたいなと思います。

あと、商品開発に関しては、いまこういう状況だからということですが、これは必ずやっついていかないとだめだと思います。それで、やっぱり全社員が同じ方向に向かって進むようになれば、やっぱり組織というのは、非常に好転してくると思いますので、そういった研修等を積極的にこれから行っていったほうがいいんじゃないんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 まず研修の内容という部分でございますが、本当にここで報告するのが恥ずかしい形なんですけど、振興公社といたしましては、こういう専門的な研修という部分を、これまであまり実施してこなかったというのが現実でございます。その研修を実施しなかったということから、やはり基本として、会社組織として守らなければならないものは何かという部分では、先ほど申し上げましたコンプライアンス研修とか、やはりハラスメント、各種ハラスメント研修、やはりあとは職員の健康ということで、メンタルヘルスの研修をしたということでございます。

今後、先ほど申し上げました新しい商品開発の部分につきましても、新たな研修、こういう基本的な部分が終わりましたら専門的な研修に向けていきたいというふうな形の報告を受けております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 私もロータスインの、いろいろ利用させてもらって、社員の現場の方から、本当に一生懸命やっついていらっしゃいますが、やっぱり努力が実らないというのは、非常に本人たちやる気がなくなると思います。そういう意味でも、いま会社の組織のあり方の勉強をされていたということですが、ぜひ今後とも、そういった前向きな、さらに一歩振興公社が前に進めるような研修をやっていただきたいなと思います。

最後に、今後にかける意気込みをお聞かせいただけますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 公社の研修に対しての町の指導的な立場からの意気込みということで、やはり振興公社、株式会社でございますので、皆さんがウインウインの関係になれるような形で指導はしていきたいと考えておりますし、万が一いい研修とかがありましたらば、ご紹介するなど、そういった形の支援をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私のほうからも何点かお尋ねします。

毎年この6月、振興公社の業績を報告を受けるわけではありますが、議長から話しあったように、どこまで聞けるのかなと、いまだに私よく分かりませんが、もし答弁できないことがあれば、それはそれで構いません。いま経営状況の分析については、担当課長から話伺いまして、累積欠損もなくなって12年連続の黒字になったと、これ大変いいことであります。要因としては、いわゆる原子力災害による賠償が大きなところ、平成28年度1,400万円以上の金額を繰り入れて決算をしているというようなことで、あともう1つは、以前いた、人事の話になるかもしれませんが、以前いた、いわゆる人件費、いわゆる取締役がずっといま内輪でやってきたので、その分の人件費というのは結構大きな要因の1つになっているのかなという思いがあります。

それで、いまほどいわゆる原子力災害の賠償金、5年分一括でもらってしまっていて、平成28年度は1,400万円余の、いわゆる繰り入れて決算をしたと言いますが、そうすると残りあと3年ですか、今後残り800万円、700万円等々の繰り入れしながら決算をするということではありますが、これ実際、あと5年分もらってしまったら、あと原子力災害の補償金は、それでまるっきり終わりなんでしょうか、いわゆるほかの団体なんかだと、東電はそういっても、そんなの東電の言われっぱなしで済まないよと、まだまだ、いわゆる風評被害等が続いているわけだから、これはまだ、続く限り賠償は必要だよという団体が多いわけなんですけど、5年分もらってしまっただころは、もうそれで終わってしまうのか、その辺ですね。

あと、これも毎年聞きますけれども、私、この部門別の業績というの、実は大変注視しているんです。よりっせ、道の駅周辺、いわゆるミネラル野菜の家なんかが出まして、順調に来客数が伸びて、51万人もの来客数が増えて、なっているということでもありますから、おそらく部門別に見れば、いまだにこの稼ぎ頭としてけん引している部門なのかなというふうに思います。

そんななかで、私もロータスインのなかで、いわゆる料飲部門の改善が、ずっと必要だなという思いでございました。以前、私、監査委員やっていたころは、ここを改善すれば安定的な収益が出るようなシステムになるのかなと思っておりましたが、その後、いわゆるレストランの改修だったり、太陽のレストランになったりというようなことで、年間を通した業績の判断ができなかったもので、今年は分かると思いますから、いわゆる料飲部門だけで、単独で見れば、どのような業績になっているのか、プラスなのかマイナスなのか、それをお尋ねします。

あと、これいま3番議員とちょっと同じような話になるかもしれないんですが、これは一般質問でも申し上げましたが、昨年10月から、いわゆる旅行業務の有資格者が退職したために、旅行業ができなくなっているということでもあります。いまのご説明だと、売上はトータルで2.7パーセントほど減になっているということでもあります。私は、よりっせ周辺、ミネラル野菜を含めて、そっちの部分はうんと伸びていると思うんです。いわゆる旅行部門だけでどのくらいの減収になったのか、業績に与えた影響はどのくらいになっているのか、分かれば教えてください。

関連して、いわゆる経営企画室、旅行業務ができなくなって、いったいいま何をやっているのかなど、説明のなかでは売上経費、あるいは損益等の管理をしているということでもあります。我々だったら、こんなところは税理士に任せれば費用もうんと安く済ませられるのかな、まして経営アドバイスなんかも受けられるから、何で、こんなことだけで、いわゆる経営企画室が存在しているのかなということでもありますから、その内容を詳しく教えてください。

あと、いま3番議員とちょっと関連しますが、今後、いわゆる旅行業の有資格者、これは早急にやっぱり入れなければ、これはいけないと思うんです。いろんないままでやってきたことが、いま現在できなくなっているということでもあります。いわゆるその採用に関するものはどう考えているのか。

あと、昨年8月にオープンしたミネラル野菜の家、あと2カ月ほどで1年、ワンクール経つわけですが、入居している4つのテナント、問題なく営業できているのか、なかなか売上が上がらないからやめたいとか、そういう話は出ていないのか、その辺分かれば。

あと、当初何か、想定もしていなかった、あるいはシステム上いろんな不具合等、あとは営業時間等の話、聞いておりますが、そんなところの対応はどうかしているのか、お尋ねします。

あと、最後に、いまの3番の、これも質問と関連しますが、前専務取締役が不適切な会計処理の発覚後うんぬんのなかで、社員の研修、コンプライアンス等の徹底を図ったということでもあります。私はこれ、一番の要因は、経営者、取締役、役員が相当あるなど私は思っていたんです。その役員自らはどのような、その後対応をなさったのか、号令をかけたただけなのか、とりあえずその点をお尋ねいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀議員のご質問に、それぞれお答えしたいと思います。

まずはじめに、賠償金の部分の、今年度1,400万円入っているということで、今後どういう形で処分していくのかという部分でございますが、まず、平成29年度は、先ほど申し上げましたように、1,429万3千円ほどの計上をしております。こちらのほう、あと平成33年までに処分していくということで、来年度からは857万5千円ほどを3年間かけまして計上していくと、最終年度、平成33年度におきまして、平成33年ですので、平成32年度ですね、におきまして285万8千円ほどを分割して計上していくというような形の予定となっております。

それで、先ほど打ち切りということは言うておりましたが、これはあくまでも東電のほ

うの方針でありまして、もし状況によりましては、まだ風評が続いているとなれば交渉の余地はあるという部分でございます。これはあくまでも東電という部分の方針でありまして、まだ玉虫色だというような形で考えておりますので、こちらのほうは関係団体等も含めまして、今後、東電のほうに要望しなければいけない事項だと考えているところでございます。

あと3点目の、部門別の収益のなかで、料飲部門はプラスかマイナスかというような部分でございますが、こちらのほうにつきましては、料飲部門については、こちらのほうは、まだ赤字というか、マイナスの収益となっているところでございます。こちらのほうは、前年と比較しまして、若干落ちておりますが、前年と比較しまして、ちょっと13.6パーセントほど減額となっているということでご理解いただきたいと思っております。

続きまして、経営企画室は何をやられているのかなという部分でございますが、先ほども申し上げましたが、まず、いわゆる経営の各部門の目標達成に向けた、まず管理をしているということでございます。というのは、原価管理会議というものを毎月行いまして、その月の目標に向けまして、どうアプローチしているのかと、そういうような形を指導しながら、社内全体でそういう管理をしているという部分と、あとこれまで、部門ごとに発注していた消耗品等の部分についてを、今度、集約しまして、一括で経営企画室のほうで発注しているというような形で、効率化、ダブリがないような形でしていると。あとは人事管理、いわゆるメンタルヘルス関係とか、の部分を行っているということで、旅行業がなくとも、様々なそういう会社として、組織として成り立つための、本当に管理部門をしっかりやっているという部分でございます。

あと6番目の、旅行業の有資格者の部分と、あと旅行業務のマイナスはどのくらいだったのかという部分で、まず、旅行業の部分については、単純に売上としまして、先ほどありましたマイナス残額分の約1千万円強ということで、1,070万円ほどが旅行業廃止に伴いまして売上は減となっているということでございます。

続きまして、有資格者という部分でございますが、一応こちら、いままで2種の免許を有していたということで、供託金については220万円ほどあげさせていただいているという部分でございますが、こちらのほうは、旅行業者の取り扱いの部分がないということから、現在いま、官報のほうに公告を出しておりますので、その出資金については、平成29年度内に入るということでございますので、今後その会社の方針として、旅行はやらないということでございますので、公社としては旅行をしないということでございますので、旅行の有資格者については採用の見込みはないということでございます。

続きまして、ミネラル野菜の家の部分について、いま4店舗の方々の部分、入居しているわけでございますが、やめたいというような部分は、撤退したいという話は聞いておりません。また、営業時間等、あといろんな要望等につきましては、テナント会議というものを開催しておりますので、そのなかで対応可能なものは対応していくと、あとはできないものはできないという形でしていくということでございます。

また、最後の研修と、いわゆる会社としての研修、3番議員にもお答えしたとおりなんですが、やはり公社として、こういう法令遵守とかという研修をいままで開催したことがなかったということで、先ほども申し上げましたが、会社として会社組織が成り立つため

の研修をいま中心に実施しているということでございます。ですので、こういう形で会社としての考えをしっかりと、組織としての体をしていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 最後の質問かと思ひますけれども、いわゆる前の取締役専務の不祥事の原因というのは、再三にわたって申し上げたわけでございますけれども、その責任が、いわゆる取締役といひますか、役員にあるんじゃないかということでありますけれども、確かにそういういわれれば間違いなく会社の最高責任者は代表取締役の社長であり、その次は副社長、そのほかに監査役がいるわけでありますけれども、それぞれみんな非常勤の取締役ということでございます。

いわゆる現場を取り仕切るのは、やはり現場にいる最高責任者を置かなければならないということで、昨年4月1日に、今回そのやめた、不祥事を起こしていた者を、当時、その段階でそういうことをやっているというのは分かりませんでしたので、当時の現場の最高責任者であった者を取締役専務という形にしたわけですが、それが残念ながら、そういうことをしていたということで、それはここ1、2年でやっていたということではないというのは、前もお話したとおりです。採用が平成15年で、それ以降、確認できるのは平成21年からの処理しかないということで、そこから遡って確認したということになります。

そういったところで、今回そういう不祥事があつたことを踏まえて、こういったことが今後はないようにということで、組織内部で徹底をさせたということでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私、いま副町長、最後の副町長のご答弁から、ちょっと言ひますけれども、私は責任とは言ひていません。1つの、こうなつた要因の1つは、取締役、あるいは役員の要因が大きかつたのではないかと、責任とは言ひていません。だから、社員の研修とかコンプライアンス管理するのは当然なんです。私、言ひたかつたのは、その後、非常勤といへども、現場に、月1回だつたのが、2回、3回、足運ぶようになったのか、どういふ対応をしたのかということをお前は聞きたかつたんです。だから、責任とか何かではないんです。だから、非常勤であっても、やっぱりできることは、私あると思ひるので、いわゆる取締役員の自らは何をしたかということは、そういうことを聞きたかつたので、決して責任うんぬんの話ではありません。

あと、今後の業績見通しのなかで、いわゆる大きな原子力災害の賠償金が年々、こうどんどん少なくなつてきている。そんななか、また、今後、旅行業務をやらないということでもあります。それで、昨日来、温泉の保養施設の浴場の改修に伴つて、私、心配しているのは、いわゆる宿泊部門に、休まなければいけないとか、影響が出るようであれば、これなんぼよりっせ周辺で稼いでも、これすぐ赤字に転落してしまうようなことになるのではないかなど。だから、そういう私はマイナス要因がものすごく強く、いま見えるんです。

それと、いま旅行業務をやらないと言ひましたけれども、私、昨日だか、一昨日だか言つ

たのは、いままでやっていたグリーンツーリズムだったり、いわゆる在京西会津会だったり、そういうのまでいろいろ影響は出てきますよということなので、やっぱり、その旅行業というのをやるポジションというのは必要だと思うんです、交流人口拡大するうえでは。これやらないで、それで済んでしまうのかなという思いであります。

旅行業法に抵触する恐れがあるんじゃないかとい話しました。それ以上、私、言いませんけれども、おそらく厳しい状況でありますから、そんなことを考えると、交流人口拡大、町が直接的に、積極的にできない。旅行企画やツアー募集、できないのであれば、やっぱり振興公社あたりに一生懸命やってもらうしか、私はないと思うんですよ。ならば、旅行業務できる人を採用、育成しながら、各イベント企画や運営に、もっと力を注いでやっていかなきゃいけないのではないかなという思いであります。

それともう1つ、今後の対応のなかの1つで、私も以前、言ったんですけれども、温泉保養施設の浴槽の改修ありますけれども、このお客さまを増やそうと思えば、いま持っている施設のポテンシャルを100パーセント、できればそれ以上、全部使い切って、お客さまに最大限のサービスを提供することが必要であり、それが最終的には集客につながると私は思っているんです。いつだかも言ったことありますけれども、そのなかには、当然、営業力も必要になります。

去年だか、一昨年だか、私、言ったことありますけれども、一昨年燃料がものすごく高騰したときに、サウナの営業時間が、平日午後3時からになってしまったり、週末は10時からやっていますけれども、それでがっかりしているお客さんはいますよという話、私、申し上げた。それで、いわゆる私は燃料代が高かったから、それは一時の対応としてやむなしかなと思ったんですが、どんどん燃料代が安くなっても、一向にそれ改善する余地もない。いま現在も平日は、サウナの営業時間が3時からと。本当にこれ、そんなものでいいのかなという思いしますが、その点も含めてご答弁できるのであれば、ちょっとご答弁ください。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 お答えをいたします。

再質問の最初の点でありますけれども、私のほうで最初に感じたのは、責任の話なのかなということで捉えましたので、先ほどそういう話をさせていただきましたけれども、そういうことではないということでもありますけれども、これちょっと副町長として答えるか、副社長として、何かごちゃごちゃになるんですけれども。

○議長 どんなふうに対応、その後の対応をしたかと聞いているわけですから。

○副町長 これまでやってきた取り組みをちょっとお話ししたいと思いますけれども、先ほど担当課長のほうからも話ありましたけれども、コンプライアンスの研修をきちんとやって、社員がどういうことを守らなければならないのかということころは、やはり組織として徹底していかなければならないということでございます。

それと、現場のほうに足を運んでいるのかということでもありますけれども、これも基本経営戦略会議ということで、私をキャップとして、本来であれば月1回くらいやればいいんですけれども、なかなかそういった時間も取れないということもございまして、基本は月1回程度やっていきたいということで、いま進めています。

それと、いま経営企画室長おりますので、彼は大変優秀な人間でございます。そういった彼が、逐一、いまの公社の現状、課題、それから取組方針、こういったところを私のほうに相談をしに来て、あるいは私もそっちに行き、実際に確認したりということで、逐一、綿密にその辺はいま進めているということでもありますので、その点はひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、経営全体の関係でありますけれども、収支の最終的なものは、12年連続黒字ということでもありますので、これは振興公社全体が、職員がしっかりと頑張った結果であるというふうに考えております。その一方で、原子力災害の東電の賠償金が、そこに含まれているということでもありますけれども、それについては、平成29年度以降、それがなくても、しっかりと黒字経営になるようにということで、各部門、目標を持って取り組んでいくということでございます。

それから、旅行業の関係でありますけれども、先日、一般質問のなかで、旅行業の関係について、ちょっと抵触する部分があるんじゃないかということで、いまその部分については、町として確認を取っております。状況的に大変疑義のある部分も多分にありますので、それはしかるべき陸運支局ですか、担当の、国の担当の組織のほうにしっかりと確認、具体例をもって確認するようということで、いま指示をしております。

それで、町、あるいはいろんな関係で、グリーンツーリズムだとか、いろんな田舎暮らし体験だとか、やっておりますけれども、そういったところで、これまで振興公社がその旅行業というものを持ってきたわけでもありますけれども、実際、これは振興公社の収支を見たときに、旅行業の部分で人件費を含めて考えると、これは黒字ではありません。これははっきり申し上げます。ですから、非常に負担が大きくて、組織としては、これ以上抱えていくことはなかなか厳しいということでもありますので、これはまた別な視点で、その取り組みをしていくということと考えております。

以上でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 だいたいは理解できました。要は、トータルで言えば、いわゆる旅行業も、私見たときはプラスになっているときも、マイナスになっていたときもありました。ただ、役場でも、行政で仕事するうえでも、いろんな旅行業の話は、それこそこれからのいいでの集いがあったり、あるなかで、私はいろんな不具合が出てくるような気がしますから、その対応をしっかりとさせていただきたいということと、あとは、いわゆるサウナの1つの話しましたが、不採算部門を見て、それを縮小したり廃止したりしていったのでは、これいろんな面に影響出てきて、どんどんどんどん個人まりとした、縮小した考えになってしまうと。だから、不採算部門であったらば、普通だったらそれ採算取れるようにどうテコ入れするかという考え方を、ぜひ、それこそ町長のいう民間感覚でもってやっていただきたいということでもあります。副町長、それだけご答弁ください。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 振興公社、株式会社でございますので、これを、やはり経営として見たときに、赤字経営をしてはいけないわけですから、これまで社員がしっかりと頑張って、ここまで業績を上げてきたということは、それだけいろんな取り組みをしっかりとやってきた結

果でございます。温泉にしても、ロータスイン、いろんな各種施設の管理にしても、非常に工夫を凝らしてやっておりますので、そういったなかで、やはり経営として収支を見ながら、それはいろんな努力は当然しなければならないと思います。その努力をしたうえで、どうしてもその収支が厳しいというものについては、やはり十分に検討して対応しなければならないということでございますので、経営全体については、社員一同、これからはしっかりと目標を持って取り組んでいくように、我々としても指導していきたいというふうに考えております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私は、ミネラル野菜の販売はどのくらいに、売上が本当に伸びているのか。そして、その農家の方々は自分のところに入ってくる、少し懐がぽっと温くなるような、そういう政策ですか。行政のほうからパーセント、15パーセントとか取っておられる、もう少し売上が伸びて、そのミネラル野菜の販売のおかげで儲かっているんだったら、もう少しパーセントを下げてもやれないか。将来、この高齢化しているんですよね、この農家の方々も、そうすると、この人たちがやめてしまったら、ミネラル野菜の家もなくなってしまふわけですよ。そういうところをひとつご返答願います。

○議長 公社に関してのことですから、農業振興のあれとは別ですから、公社の観点から答弁してください。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 8番、渡部議員の質問にお答えしたいと思います。

一応、公社のかかる部分ということで、ミネラル野菜の売上の部門別ということで、お答えしたいと思います。こちらのほう、平成28年度の実績で、前年比118パーセントになっておりまして、2,616万円ほどという形で、売上は18パーセントほど伸びているということでございます。

以上です。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 18パーセント伸びておるといいますよね。そうしますと、そのパーセントですよ、いま15パーセント取っておるんですか、品物出すのに。もうちょっと下げるといことは、農家の方に還元するといことはできませんか、もうちょっと下げて。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 いわゆる販売手数料という部分の、引き下げられないかというようなご質問でございますが、以前、1年前に、いままで20パーセント取っていたわけなんです。それを5パーセント下げまして、15パーセントにしたということでございますので、そちらのほうは、いま現在のところ15パーセントで今後も進めていきたいということで考えております。一旦下げているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 私はね、この将来にとって、このミネラル野菜はずっと続けていかれるかどうかというのは大事なことだと思うんですよ。みんな高齢化してしまっているしね。そして、店に出しているから、我々は少し儲かっているなんていう話はひとつも聞かないんですよ。ですから、せっかくやるんだしたら、ミネラル野菜の家に物を出しておるんだしたら、

やっぱり儲からなかったら誰もやりませんよ。だから、そういうことを将来ね、農家の人たちがもう誰もみんな、ミネラル野菜なんかやられてしまうと、こんな儲からないことやられていざとなったら、ミネラル野菜の家自体が成り立っていかないわけですよ。そういうことを、将来のことを考えたら、やっぱり後継者の育成ということも考えておりますかね。

- 議長 質問を公社に関しての質問に変えてください。関係ないとは言わないけれども、もう少し具体的に、農業振興のほうにいつてしまっているから、公社のほうの取り組みに関してのあれのほうに質問をもっていつてください。

8番、渡部憲君。

- 渡部憲 それじゃあ、その農家の人たちの声を聞いたことありますか。

- 議長 商工観光課長、伊藤善文君。

- 商工観光課長 ご質問にお答えいたします。

ただいま道の駅と申しますか、ミネラル野菜の家、出荷者協議会という組織を立ち上げまして、そのなかで商品の、こちらのほう、もし工夫とか、あと出荷体制とかの部分はどうしたらいいのかというのを検討しながら、よりミネラル野菜の売上が伸びるような形で取り組んでいるということでございますので、一方的な部分ではやっていないということだけはご理解いただければと。

補足いたします、しっかりと生産者皆さんと意見交換しながら取り組んでいるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長 13番、清野佐一君。

- 清野佐一 私は1点ほど質問をさせていただきます。さゆり公園周辺のことでありますが、いま町で、町道なり、公園周辺の草刈り等やっていたいただきました。本当にきれいになっていけばごみも落ちないというようなことだと思ひます。公園内の芝生も、みなさん本当にきれいに手入れされていると思ひますが、ときして、公園のなかはきれいなので、だけれども、公園の前の町道、そして歩道挟んでの街路樹等があります。それらのところの草が非常に生えている。中はきれいだけれども、そこだがものすごく草が伸びているというようなことがあるんです。

ですから、あそこ通る人は、あの辺は全部公園一帯というようなことで、たぶん感じていると思ひます。公園は振興公社だ、町道は町の管理だというようなことではなくて、やはりあの辺一帯を見たなかでの管理というか、それは公社とのいろんな兼ね合いというかもあるんでしょうけれども、そういう管理を、やっぱりすべきではないかなというふうにもいつも感じているんです。だから、その辺のところを今後どのように考えられるか。

- 議長 商工観光課長、伊藤善文君。

- 商工観光課長 13番、清野議員のご質問にお答えしたいと思ひます。

さゆり公園の垣根の付近の道路の歩道の部分の街路樹の関係の、草がたまに伸びているという部分でございますが、こちらのほうは公社といたしましても、管理しているなかでたまに気付く点にありましては、刈っているという部分でございますし、今後、道路管理者と話しながら、連携しながら取り組んでいくということで、美化に努めていきたいと思ひます。

○議長　これで報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第4、陳情第1号、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、多賀剛君。

○総務常任委員会委員長　皆さん、おはようございます総務常任委員会付託されました陳情1件の審査報告をいたします。

陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第1号。

付託年月日、平成29年6月9日。

件名、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、陳情第1号、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第1号、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める陳情書は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

異議ありですか。（「異議ありません」の声あり。）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　意見書案第1号、提出者は多賀剛はじめ総務常任委員会の5名でございます。記載のとおり5名でございます。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。

標記の意見書を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出先は、復興大臣、吉野正芳様ほか3大臣でございます。記載のとおりでございます。

「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書。

東日本大震災から6年が経過した。平成23年度に創設された被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金は、平成27年度から被災児童生徒就学支援等事業交付金となり、3年目を迎え、被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

本事業により、小中学生に対する学用品等の援助やスクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む通学支援、高校生に対する奨学金等支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されており、学校現場からも事業の継続が強く望まれている。

福島県では平成28年10月時点で約2万人もの子どもたちが県内外で避難生活を送っており、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われている。経済的な支援を必要とする被災家庭は多く、今後も継続した支援を必要としており、被災児童生徒の就学・修学のためには、長期的な支援が不可欠である。

このように、被災児童生徒就学支援等事業交付金による就学支援は非常に重要となっているものの、事業にかかる予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了、もしくは規模を縮小することとなれば、自治体の負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることが危惧されることから、平成30年度以降も本事業を継続し、必要な財源措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要がある。

このため、以下の事項の実現について、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

1つ、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成30年度以降も全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業交付金の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行なうこと。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第4条の規定によって、お手元に配りました名簿(巻末に綴り込み)のとおり選任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第4条の規定によって、お手元に配りました名簿(巻末に綴り込み)のとおり選任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第8、常任委員会の所管事務調査管内実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、9月定例会前の閉会中、3日以内において管内行政調査を実施したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに決定いたしました。

加えて申し上げます。所管事務調査の結果は、9月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第9、経済常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

経済常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

経済常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定し

ました。

日程第 10、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 11、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 12、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 13、小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

小中一貫教育調査特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とする

ことに決定しました。

○議長 本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 6月議会閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、今定例会におきましてご提案をいたしました、平成29年度補正予算はじめ、条例の一部改正、人事案件など、重要な議案27件につきまして慎重に審議を賜り、全議案とも原案のとおりご議決いただきましたこと、衷心より厚く御礼を申し上げます。

審議のなかで賜りましたご意見等につきましては、今後執行において十分考慮してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

さて、私にとっては、任期最後の議会となりました。4年間は瞬く間に過ぎ去ってしまったという思いであります。顧みるとき、様々な出来事がありましたが、何といたっても、私の基本姿勢の一つでありました、まちづくりは人づくり、人づくりは教育からを実践し、その環境整備に取り組んできたことでもあります。町民の皆さんからのご理解を得て、小学校の統合と西会津小学校校舎が立派に完成したことや、認定こども園が開園したことあります。そして、ここから育つ子どもたちが、これから広い社会のなかで大いに活躍し、そして、町の将来を担っていただくことが、私の一番の思いであります。

政治もまた人なりと申しますが、町政に携わる者として、これから子どもたちにとって、尊敬されるべき人材でなければならないと思っていますところでもあります。私は、議員以来から30年間、町政で感じてきたことは、職員は、議会から学び育つということでありませう。まさに議会の皆さんには、いろいろとご意見やご指導をいただいております。本町は類似団体と比較して大型の予算規模をもって各種政策を実行してまいりました。その効果は、経済、福祉、教育、文化などに大きく前進しているところでもあります。改めて、議員各位に御礼を申し上げる次第であります。

結びに、これから夏場を迎えますが、議員各位には健康に十分留意され、町勢伸展のためにさらなる議会活動に専念され、ますますのご活躍をご期待申し上げましてあいさついたします。

ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり一言あいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る6月9日以来、本日まで7日間にわたり、条例の一部改正をはじめ平成29年度一般会計補正予算など、町から提出された重要案件27議案についてご審議を賜りましたが、全て原案のとおり議決、成立を見ました。

議員各位には何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

これから梅雨や猛暑の季節を迎えますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましてはこのうえとも自愛くださいまして、町政の積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます、閉会の言葉といたします。

これをもって、平成 29 年第 4 回西会津町議会定例会を閉会します。（1 1 時 2 4 分）